

令和3年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和3年3月4日（水曜日）

議事日程第1号

令和3年3月4日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 選挙第1号 三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 第5 議案第2号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度八峰町一般会計補正予算（第7号）)
- 第6 議案第3号 八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例制定について
- 第7 議案第4号 八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第10号 八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第11号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第12号 八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第13号 八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第14号 八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第15号 八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例制定について

- 第 1 9 議案第 1 6 号 八峰町保育所条例を廃止する条例制定について
- 第 2 0 議案第 1 7 号 八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
- 第 2 1 議案第 1 8 号 財産の無償譲渡について
- 第 2 2 議案第 1 9 号 令和 2 年度八峰町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 2 3 議案第 2 0 号 令和 2 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 2 1 号 令和 2 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 5 議案第 2 2 号 令和 2 年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 2 3 号 令和 2 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 2 4 号 令和 2 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 8 発議第 1 号 予算特別委員会の設置について
- 第 2 9 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 3 0 議案第 2 5 号 令和 3 年度八峰町一般会計予算
- 第 3 1 議案第 2 6 号 令和 3 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 7 号 令和 3 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 8 号 令和 3 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 9 号 令和 3 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 0 号 令和 3 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 1 号 令和 3 年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 2 号 令和 3 年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第 3 8 議案第 3 3 号 令和 3 年度八峰町下水道事業会計予算
- 第 3 9 議案第 3 4 号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第 4 0 議案第 3 5 号 八峰町教育長の任命について
- 第 4 1 議案第 3 6 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 4 2 議案第 3 7 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 3 議案第 3 8 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 4 議案第 3 9 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 5 陳情第 8 号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情について

- 第46 陳情第 9号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情について
- 第47 陳情第10号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情について
- 第48 陳情第11号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情について
- 第49 陳情第 1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	森田 新一郎	副 町 長	日 沼 一 之
教 育 長	川 尻 茂 樹	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	今 井 利 宏	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	堀 江 広 智	教 育 次 長	山 本 節 雄
産業振興課長	成 田 拓 也	農林振興課長	浅 田 善 孝
建 設 課 長	石 嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工 藤 善 美
生涯学習課長	山 本 望	学校給食センター所長	田 村 高 夫
あきた白神体験センター所長	山 内 章	防災まちづくり室長	内 山 直 光
新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	石 上 義 久		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 船山厚子

---

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和3年3月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、2月25日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開き、2月5日付けで議長から諮問のあった令和3年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から19日までの16日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、付託中及び本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

また、一般質問の割り振りににつきましては、明日の締め切り後、議会運営委員会を開催し決定いたしますので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から19日までの16日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本日、令和3年3月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、1月18日の暴風雪警報発令に伴う対応についてご報告申し上げます。

1月28日午後9時49分、「暴風雪警報」が発令され、その後、次の日の午前中にかけて低気圧が急速に発達し、天候がさらに悪化したことから、午後1時31分、町の管理職による対策会議を開催いたしました。

大規模停電が発生した1月7日から8日にかけての暴風雪が想定されたことから、午後3時に「災害対策連絡部」を設置するとともに、住民が安全に避難できる体制を整えるため、午後4時に「ファガス」と「峰栄館」の2カ所に事前避難所を開設することとし、防災無線による住民への周知を行いました。

各避難所には町の保健師を含む3名の職員を配置し、水や食料、毛布、シートマットなどの避難用備蓄品のほか、停電時に備えて石油ストーブや発電機、災害用連絡電話機を準備し、役場では「災害対策連絡部」本部長の副町長と防災まちづくり室の職員4名が当直体制で警戒に当たりました。さらに、町の社会福祉協議会と連携し、一人暮らしの高齢者や車を運転しない世帯など、避難所までの交通手段がない人からの送迎希望に対応する体制も整えて災害発生に備えました。

「ファガス」には、午後5時までに送迎の希望があった一人暮らし高齢者2名が避難され、避難所では、職員が消毒液での消毒やサーモグラフィカメラでの検温を呼びかけるとともに、受付時には保健師が非接触型体温計で検温した後、問診票に沿って呼吸系の症状や倦怠感の有無などを確認するなど、新型コロナウイルスへの感染防止対策を

踏まえた避難所開設・運営にあたりました。

午後9時25分、強風が弱まったことから、避難していた2名が帰宅を希望したため自宅に送り、避難所から無事に帰宅されました。

一夜が明けて、天候が回復に向かい、避難所にも避難者がいなかったことから、30日午前6時に避難所を閉鎖し、「災害対策連絡部」を廃止しました。

今回は、前回の大規模停電で課題となった避難所までの交通手段がない方々への対応として、夜間でも安心して避難できるように自宅までの送迎を行うことができました。また、こまめな消毒や検温、問診を実施するなど、徹底した新型コロナウイルス感染防止対策を行い、避難所に訪れる方々の不安を和らげる対応に努めました。

今後も大荒れの天候や豪雨など、災害が発生する恐れがある場合や発生した場合については、住民への迅速な周知を図るとともに、避難体制を整備するなど住民の安全・安心を第一に対応してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

世界においては依然として感染が拡大中であり、2月28日現在、感染者数は1億1,000万人以上、死者数は250万人以上となっており、感染者数は増加スピードが落ちてきているものの毎日約36万人、死者数は毎日約1万人増えています。

我が国においては、年明けに1日の感染者数が7,000人を超える日もたびたび現れるなど、急激に感染が拡大し「第3波」のピークを迎え、1月7日の東京都と埼玉、千葉、神奈川3県の首都圏を対象とした緊急事態宣言の再発令、その後の大阪、京都、栃木、岐阜、愛知、兵庫、福岡の3府5県の緊急事態宣言対象への追加、国の「Go To トラベル」の停止などが功を奏し、新規感染者数が急速に拡大し始めた11月初めの状況まで減少してきております。緊急事態宣言地域も首都圏のみとなっております。

秋田県においては、12月下旬から1月に病院や職場におけるクラスターが発生しましたが、2月6日以降、新規感染者が出ておらない状況が続いています。

八峰町におきましては、感染拡大の動向や国や秋田県の動きを見据えながら、節目節目に「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、町民への感染リスクをできるだけ少なくすることを第一に対応することとし、町民への防災無線による「マスク着用」や「三密の回避」などの基本的な感染予防対策や感染拡大地域への不要不急の移動自粛などを呼びかけてまいりました。

役場職員には、引き続き役場職員関係者からは町民へ感染させないという考え方に立っ

て、緊急事態宣言地域や北関東への往来があった場合は原則として1週間の自宅待機、その他の県外との往来自粛や県外移動届の提出などを申し合わせております。

八峰町でまだ一人の感染者も出ておりませんが、これから大学進学や就職などによる県境を越えた移動の増加や歓送迎会シーズンを迎えることによる感染リスクの拡大が予想されますので、引き続き町民の皆様とともに感染予防対策を徹底しながら、一人の感染者も出さないよう全力で取り組んでまいります。

次に、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について申し上げます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るために、迅速かつ円滑に新型コロナワクチンを接種するため、国が主導し都道府県及び市町村が役割を分担し実施する事業であります。

八峰町が行うワクチン接種については、町内に住所のある16歳以上の町民の皆様に対し行うこととしております。

接種時期については、県が行う医療従事者への接種が3月中旬から開始され、当初3月下旬から開始予定でありました65歳以上の町民の皆様への接種については、4月以降の実施となっており、65歳未満の方については、6月以降の予定となっております。

接種事業の実施につきましては、医師の派遣が必要なことから、能代市が中心となり能代市山本郡医師会と調整を図りながら進めることとしております。

八峰町で行う4月からの65歳以上の高齢者の接種方法については、能代市山本郡医師会との調整やワクチンの供給状況によりますが、現時点では、かかりつけ医での個別接種も視野に入れながら、土曜日と日曜日での集団接種で実施する予定ですが、まだ流動的な状況であります。

なお、準備から実施までの経費については、国が全て賄うことになっており、準備経費につきましては、相談を受付するコールセンター設置に伴う人件費や電話回線の増設、接種券の作成委託料など、取り急ぎ実施する経費を専決処分させていただき、ワクチン接種が遅れることがないよう準備を進めております。

次に、「町内宿泊助成事業」について申し上げます。

昨年10月からスタートした町内宿泊助成事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内宿泊事業者への支援策として、1泊あたり最大5,000円を割り引く内容で、秋田・青森・岩手・山形の4県在住者を対象に実施しました。

事業期間の最終は令和3年2月末日ではありますが、最終の実績がまだまとまっておりませんので、令和3年1月末現在の実績についてご報告いたします。

対象施設であります町内8事業所における個人利用は2,046人、また1棟貸し切り利用は59件でした。助成金額の合計は1,026万4,000円で、予算執行率は約53%となっております。

令和3年2月末の最終見込みでは、予算執行率はおよそ60%程度になるものと見込んでおります。

次に、「事業継続臨時交付金（長期影響分）」について申し上げます。

昨年9月に実施した事業継続臨時交付金は、令和2年3月から6月までの期間における収入減を対象としていましたが、その後も新型コロナウイルスの感染拡大が継続しており、多くの事業者において長期的にも厳しい状況となっていたことから、令和3年1月からその第2弾として「長期影響分」の交付金事業を実施いたしました。

支給金額の上限は、減収率20%以上で50万円、同じく15%以上20%未満で30万円とし、第1弾よりも20万円から30万円引き上げる内容としました。

最終的には、申請件数は145件、交付金額は5,047万9,000円となりました。これは、第1弾と比較しまして、件数では48件少ないものの、金額では1,267万9,000円多い実績となりました。

次に、「第2次総合振興計画後期基本計画」について申し上げます。

平成28年度を初年度とする10年間の「第2次八峰町総合振興計画」については、今年度、前期基本計画の最終年度となることから、来年度からの後期基本計画の策定に取り組んでまいりました。

「後期基本計画策定審議会」の委員には、若い委員を意識的に多くした20名を委嘱し、昨年12月21日に開催した第1回目の審議会から4回にわたり開催し、前期基本計画の実績の検証をはじめ、町が提案した後期基本計画の具体的な施策や成果目標などについて、活発な意見交換が行われました。

まとめ上げられた後期基本計画については、3月1日、太田治彦審議会会長から答申書として提出していただきました。

令和3年度から5カ年の行政運営の指針として、きめ細かな行政サービスを提供しながら、「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」づくりの実現に努めてまいります。

なお、総合振興計画審議委員の皆様には、ご多用中にもかかわらず本計画策定にご尽



力をいただき、深く感謝申し上げます。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会について申し上げます。

1月29日、再エネ海域利用法に基づく、「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」の第2回目の会合が開催されました。

第2回目の会合では、初会合の際に各委員から出された「漁業影響調査の手法」、「洋上風力からの音や振動による魚への影響」、「バードストライク」、「低周波音による健康被害」、「景観」、「設置した風車の倒壊の可能性」に関するこの意見に対して、専門家から情報提供という形で知見を伺い、意見交換を行いました。

私からは、促進区域の指定や発電事業者が決定されてからの発電事業の実施については法定協議会において十分協議できることとなっているが、事業者の選定については、知事の意見は聴取することとなっているものの、地域の実情を最もよく知る地元市町村が意見を出すことが明文化されていない理由を確認しました。

これに対し国では、事業者選定における地域の意見については、地域ごとに状況が違うので代表という位置づけで知事としたものであり、県が関係市町村や先行利用者の意見を踏まえ意見を出すことと考えているという答弁がありました。

また、風車が回った際に発生した振動が風車の支柱を伝わって海の中に伝わるのではないかと専門家の先生に質問いたしました。

専門家の先生からは、影響が出たという報告があまりないということで、本当はないのかどうかというのは定かでないという回答がありました。

この質問に対しては、機械の専門家であるこの法定協議会の中村座長からも、風車の支柱を伝わる振動についてはかなり正確にシミュレーションできるはずなので、事業者にデータの提出を要求できるという回答をいただきました。

次回の法定協議会においては、分かりやすい漁業振興策や地域振興策を示せるような意見交換に努めてまいりたいと考えています。

また、1月7日、役場において、「八峰町交通指導隊出隊式」を開催いたしました。

昨年の秋田県飲酒運転等居住地別実態調査においては、2件の酒気帯び運転のほか、1件の死亡事故が発生しており、25市町村中23位の結果となりました。

この結果を厳しく受け止め、交通関係各位のご協力のもと、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の取り組みを強化するとともに、啓発活動などに努めておりました。

こうした状況の中、2月10日午前5時15分頃、峰浜石川の町道で、道路を歩いて横断

していた60代の男性がダンプトラックにはねられ死亡する事故が発生してしまいました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

八峰町においては昨年の2月17日にも交通死亡事故が発生しており、いずれも高齢者が関係する死亡事故ということで、今後、関係機関や関係団体との連携をより一層強化しながら、気持ちを新たにして、さらなる交通安全運動の推進や交通事故防止活動に取り組んでまいります。

2月15日、八森の「株式会社秋田アルス」の代表である金谷信榮さんから「町政に役立てていただきたい」と、1,000万円のご寄附をいただきました。ご厚意に対し深く感謝申し上げますとともに、大変高額なご寄附をいただきましたので、今後、町政の推進に十分生かされるような使い道について検討してまいります。

また、金谷さんからは昨年12月16日にも「図書室の充実に役立てていただきたい」と、150万円のご寄附をいただいております。金谷さんからは平成24年から続けてご寄附をいただいております。今回で総額750万円になります。

おかげさまをもちまして、八峰町の読書活動は盛んで、昨年度1年間に貸し出された図書は2万1,000冊を超え、図書館・図書室の1人当たりの貸出冊数は、県内でもトップレベルにあります。金谷さんのご厚意に対し、重ねて心から感謝を申し上げます。

町では、これまでの小説や絵本などの児童書のほか、調べものに使う辞書や専門書なども購入し、図書室の充実を図ることで読書活動をさらに推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、「野菜集出荷施設の無償譲渡」について申し上げます。

野菜集出荷施設については、平成31年3月議会定例会で「JA秋田やまもと」を指定管理者としたい旨提案し、令和6年3月31日までの期間でご承認いただきました。

その際、「JA秋田やまもと」へ譲渡するための協議を進めるべきとの意見が出されたことから、町では毎年実施している「JA秋田やまもととの意見交換会」など様々な機会を通じて譲渡について協議を重ねてまいりました。

その結果、施設内にある「真空冷却装置」の改修費用を町が負担することと、関係用地も含め無償譲渡することで「JA秋田やまもと」と合意したものであります。

また、同施設は国庫補助事業を活用しており、処分制限期間である耐用年数を13年ほど残していることから、その対応について県と協議、処分するためには国に財産処分報告書を提出し、受理されれば承認があったものとみなされ処分可能となることから、

昨年7月に関係報告書を提出、8月に受理され正式に処分が可能となったものです。

こうした経緯を踏まえ、本定例会に関係条例を廃止する条例制定と財産の無償譲渡について提案、また、令和3年度当初予算には真空冷却装置の改修等に要する関係予算を計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、令和3年産米の「生産の目安」について申し上げます。

県では県産米の価格の安定を図るため、昨年に引き続き令和3年産米においても県段階の「生産の目安」を提示することとし、昨年11月6日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を「39万トン」とすることを決定し、公表・通知がされております。

この通知を受け、八峰町農業再生協議会では、町として算定した「生産の目安」を、12月21日に開催された臨時総会で協議し、町全体の生産数量は昨年より220t少ない5,627tに、面積換算では昨年より43ha少ない980haとする目安が決定されました。

協議会では、方針作成者ごとの「生産の目安」を算定し、1月19日付けで協議会長名で各方針作成者へ通知したところです。

今後は、主食用米の需要と価格の安定に向けた取り組みとして、各方針作成者の販売計画数量及び事前契約数量の把握に努め、需要の裏付けのない米については、必要に応じて加工用米や備蓄米等の非主食用米との調整を行うなど、確実な需要に基づいた米の生産を推進するよう、国や県と連携しながら進めてまいります。

また、農業再生協議会では、例年2月下旬に農事班長会議を開催し、「生産の目安」の算定方法などを説明しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止し、関係資料と「作付確認野帳」等を農事班長に届けるとともに、農事班長から各農家に配布いただきました。

次に、八峰白神ジオパーク活動について申し上げます。

八峰白神ジオパーク推進協議会では、昨年6月よりジオパーク認定ガイドの養成事業に取り組んでまいりました。これは、八峰白神ジオパーク推進の中心となっただき、ジオツアーやジオ学習の案内役として活動する「ジオパークガイド」を新規に養成することを目的に行ったものです。

この養成講座には、町内外から18人の申し込みがありましたが、最終的には15人が計8回の講座を受講して、座学や現地巡り、県内他地域のジオパークを訪れ研修を行いました。

2月6日の「認定ガイド試験」では、13人が筆記試験と「バーチャルツアーガイド」に臨み、採点の結果、13人全員が合格となりました。

今後は、（仮称）「八峰白神ジオパークガイドの会」を設立した上で、さらに研鑽会や各種研修を継続することとしております。

全国には43のジオパークがありますが、世界自然遺産に隣接しているジオパークは「八峰白神ジオパーク」だけであります。このたびの合格者誕生により、全国で初めて、世界自然遺産とジオパークの両方のガイド資格を持つ方々が誕生したことになります。

ガイドの皆様からは、八峰町の地質や自然遺産、人々の暮らしや文化に理解を深めること、地域に愛着を持ち、次世代へ守り継ぐことの大切さなどを訪れる方々や地域住民へ伝えていただくことなど、ご活躍を期待しているところであります。

町としても、小・中学生の学習をはじめ、地域への出前講座など観光客だけでなく地域住民への普及の場を提供するなど、ガイドの皆様が活躍できるフィールドを拡大し、ジオパーク活動の活発化に努めてまいります。

本養成事業にご協力いただきました秋田大学林教授、県立大学蒔田教授をはじめ、県内他地域のジオパーク関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。

次に、建設関係について申し上げます。

今年の除雪状況についてであります。秋田県内陸南部を中心とした記録的な大雪を受け、影響が大きい7市町村に災害救助法が適用され、陸上自衛隊による救援活動が行われるなど、県内は近年まれに見る大豪雪となりました。

一方、当町では、1月の記録的な爆弾低気圧をはじめ、猛烈な暴風雪が周期的に襲来したものの、降雪量は12月中旬と年末年始に集中した以外は長続きせず、真冬日が13日で最大積雪深は35cmでありました。

このように、今シーズンは断続的な降雪状況であったことから、道路の吹き溜まりや路肩及び交差点付近の雪山による交通障害は少なく推移したことで、除雪作業は平年並みの稼働となっており、排雪作業にあっては堆積スペースの狭い箇所に限って実施しています。

これらの除雪作業に対する経費は、2月20日時点で除雪機械の備品購入費を除き5,900万円余りの支出となり、予算執行率は77.6%となっています。

次に、「水道水の漏水認定」についてご報告いたします。

1月7日から8日にかけてマイナス気温が続く中、記録的な暴風雪の影響により、町

内全域にわたって生じた停電が長時間に及んだことから、各家庭において水道管の凍結が多数発生しました。

「J A秋田やまもと北部L Pガスセンター」によると、今回の停電でガス給湯器が凍結し、その配管が破損して漏水に至ったケースが84件確認されたとのことであり、緊急に修繕対応にあたった旨の報告を受けております。ほかにも給排水設備業者から凍結による漏水修繕の実施報告が数多く寄せられました。

結果として、1月の水道使用量に対する漏水認定は、八森地区が64件、峰浜地区が53件、合わせて117件となり、これらの世帯に対しては水道及び下水道使用料の軽減措置を行っております。

次に、「令和2年度八峰町スポーツ文化栄誉賞」について申し上げます。

今年度の授与式は、2月20日、峰栄館において挙行し、町長特別賞が1団体、教育委員会賞14名、小中学生奨励賞が3名と2団体、合わせて17個人、3団体を表彰いたしました。

部門別では、スポーツ部門が15名と2団体で、野球、空手、バドミントン、陸上、バスケットボールでの活躍が認められ、また文化部門が1団体2名で、俳句、吹奏楽、作文での活躍が認められたものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により様々な大会が中止となったほか、練習においても感染防止対策を余儀なくされ満足できる活動ができなかった状況の中で、受賞された皆さんは、それぞれの分野で仲間と励まし合い、時には切磋琢磨しながら、たゆまぬ努力と強い意志を貫かれ、八峰町の名前を全国や東北、県内に広く知らしめ、町民の皆様に誇りと元気を与えてくれた方々であり、正に称賛に値するものであります。

受賞された皆様に心からお祝い申し上げますとともに、学校や地域の中で、学びの輪が今後も大きく広がることや、今後のさらなるご活躍を期待いたします。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第2号、専決処分事項の報告については、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第7号）について、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号、八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例制定については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業者への事業資金融資に係る利子補給のための基金を設置するため、条例制定しようとするものであります。

議案第4号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定については、

「夕映えの館」及び「漁り火の館」の宿泊室使用料の改定について、条例改正しようとするものであります。

議案第5号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定については、御所の台オートキャンプ場の施設使用料の改定について、条例改正しようとするものであります。

議案第6号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定については、町の休憩所のうち「鹿ノ浦休憩所」を廃止するため、条例改正しようとするものであります。

議案第7号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定については、ハタハタ館の各室の使用料の上限の改定について、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、法改正による用語の変更について、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、法改正により新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことについて、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、法改正による用語の変更について、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、「第8期介護保険計画」に基づく保険料率設定期間を定めること等について、条例改正しようとするものであります。

議案第12号、八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を用途廃止することにより管理戸数を減少させることについて、条例改正しようとするものであります。

議案第13号、八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例制定については、用途廃止した町営住宅を地域活性化住宅に追加することについて、条例改正しようとするものであります。

議案第14号、八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定については、温泉施設の名称を改め、また、管理業務の一部を外部委託することを可能とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第15号、八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例制定については、当該施設を

「J A秋田やまもと」へ譲渡するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第16号、八峰町保育所条例を廃止する条例制定については、町の保育所は、全て「幼保連携型認定子ども園」へ移行するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第17号、八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定については、児童福祉法の改正に伴い、本条例に定める内容が法で定められることとなったことから、条例を廃止しようとするものであります。

議案第18号「財産の無償譲渡について」は、野菜集出荷施設を「J A秋田やまもと」へ無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第8号）は、8,758万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を74億3,442万4,000円とするもので、主な歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する経費の追加などで、そのほか実績見込みに基づく歳入歳出の補正などとなっております。

議案第20号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、154万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億6,446万4,000円とするもので、歳出の主なものは、資格確認システム及び税システムの改修に係る補正であります。

議案第21号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、保険給付費の増加に対応するための歳出の組み替えによる補正であります。

議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、330万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,748万7,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合への納付金の追加による補正であります。

議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、275万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3,222万7,000円とするもので、歳出の主なものは、立木売払い収入等の追加に伴う交付金の補正であります。

議案第24号、令和2年度八峰町当診療所特別会計補正予算（第4号）は、102万円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,998万6,000円とするもので、歯科診療所における歯科補綴物作成手数料の減額による補正であります。

議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第31号、令和三年度八峰町当診療所特別会計予算までの6議案は、各特別会計当初予算案であります。

議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一般会計からの繰入について、地方財政法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第35号、八峰町教育長の任命については、現教育長である川尻茂樹氏が令和3年5月9日で任期満了となることから、引き続き教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第36号、八峰町教育委員会委員の任命については、現委員である金田 漸氏が令和3年5月16日で任期満了となることから、新たに秋田武英氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第37号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である佐藤孝之氏が令和3年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第38号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である金平嘉孝氏が令和3年5月16日で任期満了となることから、新たに芹田 薫氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第39号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である神垣睦廣氏が令和3年5月16日で任期満了となることから、新たに小林孝一氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は38議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和3年度の予算編成方針とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

2020年の日本経済は、一昨年10月の消費税引き上げに伴う消費低迷と駆け込み需要の反動から景気が低迷するなか、1月下旬からの新型コロナウイルスへの感染拡大に伴いインバウンド需要がほぼ消滅したほか、中国に多くを依存するサプライチェーンが一時寸断されたことにより、国内の生産活動も停滞を余儀なくされました。

4月7日に「緊急事態宣言」が発令され、4月から6月期のGDPは過去最大の落ち込みとなりましたが、感染拡大に歯止めがかかり5月下旬の「緊急事態宣言」解除と社



会経済活動の再開に伴って、6月以降、景気は緩やかな持ち直しに転じました。

しかしながら、オリンピックをはじめ、主要イベントが軒並み延期や中止されたことにより甚大な利益が失われたほか、製造業やサービス業など様々な分野の経済活動にも大きな影響を及ぼすようになりました。このような状況の中で、国は、感染防止対策と社会経済活動の両立という難しい舵取りを強いられましたが、結果として第2波、第3波の感染拡大が起これ、経済面で効果的だった「Go To キャンペーン」も一時停止を余儀なくされるなど、依然として厳しい情勢が続いております。

一方、県内経済は新型コロナウイルスの感染者数が相対的に少ないことに加え、県や各市町村によるプレミアム宿泊券や飲食券などの効果もあり、生産や個人消費を中心に緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、企業の設備投資や住宅投資が弱い動きとなっており、全体的には厳しい状況にあります。

このような社会情勢の中で、国の令和3年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済の動向、国民生活への影響を見極めつつ、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くため必要な施策に重点的な予算配分を行うほか、通常であれば10年かかる変革を一気に進め、ポストコロナ時代の新しい未来として「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すこととされております。

また、地方財政については、「感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題への対応」、「地方の一般財源総額の確保」、「次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化」の3つを課題として掲げております。

地方交付税では、交付税原資となる国税4税は大幅な減収が見込まれていること等により、出口ベースで約4,000億円、率にして2.4%減と試算されております。

八峰町の令和3年度当初予算編成にあたっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は合併算定替えの段階的縮減が終了となり、前年度交付額を下回ることが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定され、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に置き編成作業にあたることといたしました。

一方、平成28年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」前期基本計画の進捗度を検証しながら、今年度策定を進めた後期基本計画も念頭に置き、町の将来像「白神の

自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成いたしました。

中でも、町が昨年度策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

令和3年度一般会計予算は、峰浜地区統合子ども園建築事業の終了や公債費が減となったほか、歳入が前年度より多く見込めないことから事業の見直しなどを行い、総額は前年度より2億3,100万円少ない59億7,000円となりました。

なお、町税や地方交付税の減額などにより、歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から5億円を繰り入れております。

それでは、項目ごとに主要施策について説明いたします。

岩館地区防災コミュニティセンター建設事業については、エリア整備として老朽化が進んだ岩館体育館の除却工事を行うほか、コミュニティセンター建設のための実施設計予算を計上しております。

コミュニティセンター建設工事予算につきましては、実施設計業務での積算結果をもとに、令和3年度中に補正予算を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、地域住民要望への対応については、防災まちづくり室に係る予算を計上し対応強化に努めます。

次に、定住移住用住宅整備については、「定住促進用空き家改修事業」を実施するほか、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を秋田県と県内全市町村の共同事業として実施します。

地域公共交通対策については、「バス乗車券類購入支援事業」を実施し、バス利用者の負担軽減と路線バス運行の確保を図るほか、「交通空白地有償運送事業」を実施します。

また、交通弱者にとって真に必要な地域公共交通については、昨年度に引き続き町内巡回バスの試行運転を実施し、バス事業者をはじめ、東北運輸局秋田運輸支局や秋田県など関係機関と協議しながら、更なる利便性の向上を検討してまいります。

町内の団体による様々なまちづくり活動につきましては、「交流促進事業」や「地域の元気づくり活動支援事業」により支援してまいります。

少子化対策については、独身の男女が勤務している企業や官公署等が協力した「出会い応援事業」を白神八峰商工会と連携しながら実施してまいります。

本町へのふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、寄附された方々に対して、地元特産品等を贈呈する「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」や「企業版ふるさと納税」を積極的に推進します。

次に、福祉関係について申し上げます。

社会福祉総務費においては、昨年より実施している「若者世代応援プレミアム50商品券交付事業」を継続してまいります。

また、認知症や知的障害、精神障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進を図る中核機関を設置し、権利擁護体制の整備に努めます。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町において、昨年7月現在の高齢化率が48.4%となり、高齢者の皆様が生きがいを持ち、健康で一安心して暮らせるよう、「外出支援サービス事業」、「高齢者生きがいと健康づくり推進事業」、「軽度生活援助事業」など、各種事業を実施してまいります。

昨年新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった敬老式については、感染防止対策を徹底しながら実施する予定としております。

障害者福祉については、障害者の自立支援に努めるとともに、障害者が必要とするサービス提供体制の整備を図ります。

福祉医療については、対象となられる方々への適切なサービスを提供するとともに、高校生までの医療費の無料化を実施するほか、小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての「育児助成金支給事業」を実施し、引き続き保護者の入学前の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

健康増進対策については、秋田県総合保健事業団へ委託し集団検診を実施するほか、町民の健康増進を図るため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業を実施してまいります。

各種がん検診等については、受診勧奨及び負担軽減を図るため、節目年齢の方々への無料クーポンを配付するほか、脳ドックについても健診費用を助成してまいります。また、がん治療を受けている患者に対し、補正具の購入に要する費用を助成してまいりま

す。

予防接種事業については、任意予防接種の乳幼児のおたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチンや65歳以上を対象とした季節性インフルエンザワクチンの接種、肺炎球菌ワクチンの接種、成人男性への風しん抗体検査や肝炎ウイルス検査への無料クーポン券の配布等を実施します。さらに、新たに65歳以上を対象とした帯状疱疹予防接種への助成を行います。

母子保健対策については、妊娠・出産・子育ての相談を一元化するため、「子育て世代包括支援センター」を新設し、乳幼児を対象とした子育て支援や母子の健康保持・増進を支援してまいります。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療・特定不妊治療・不育治療への助成を継続してまいります。

歯の健康事業については、幼児への「フッ化物塗布事業」や子ども園児、小・中学校の児童生徒に対する「フッ化物洗口事業」を町営歯科診療所等と連携しながら実施するほか、「歯周病検診事業」を継続してまいります。

自殺予防対策については、相談会の開催や公共の窓口職員を対象とした「ゲートキーパー研修」を実施するほか、地域で自殺予防の活動している「陽だまりの会」をはじめ、ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体と連携しながら予防活動を実施してまいります。

ひきこもり対策については、あきた若者サポートステーションのご協力を得ながら、集いの場「カタクリ」を引き続き設けてまいります。

また、「しらかみ看護学院」の運営費及び施設改修費に対し、能代市、三種町、藤里町とともに助成してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

生産振興・経営安定対策については、「園芸メガ団地整備事業」について、昨年度に引き続きネギの高単収・安定生産に取り組む生産者について、県・JAと協力し支援を行い、生産額の増大と雇用の確保に努めてまいります。

また、農地の収益力と担い手の経営発展を支援する国の「強い農業・担い手づくり総合支援事業」を活用し、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を後押しします。

外林地区にある野菜集出荷施設は、昭和63年の供用開始から約32年が経過していることから、指定管理契約を締結している「JA秋田やまもと」と協議したところ、施設内

にある「真空冷却装置」の改修費用を町が負担することなどで無償譲渡の合意が得られたため、関係予算を計上しております。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、多様な担い手の育成等後継者確保対策への取り組みとして、国の「農業次世代人材投資事業」に新規・継続併せて個人8名、夫婦1組が対象となる計画で県と協議しており、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めます。

また、県の「夢プラン応援事業」や町の「中心経営体育成支援事業」により、認定農業者等の経営規模や複合化に必要な機械・施設整備を支援してまいります。

生薬栽培事業については、現在出荷している「カミツレ」について、生産組合主導での生産体制を進め、「キキョウ」については、安定生産を図るため単収増に繋がる栽培方法を生産者に示しながら、新規生産者及び面積の拡大に取り組みます。加えて、「カミツレ」と「キキョウ」の2品目以外に取り組んでいる生薬について、購入に前向きな企業との交渉を進め、販路拡大を図ってまいります。

農業農村整備推進事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」が調査3年目に入り、令和4年度の事業採択に向け事業採択申請を行うとともに、国・県における計画審査や団体営地形図作成業務に取り組みます。

そのほか、町内3地区目として「沼田田中地区」で事業実施に向けた調査計画を予定しているほか、沼田田中地区では、ほ場整備と併せ「かんがい排水事業」にも着手することとしており、頭首工の補修・補強を行い基幹水利施設の長寿命化を図る取り組みを支援します。

また、国の「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」、畑作物の栽培に向けた水田の畑地化を支援する県の「元気な中山間農業応援事業」に取り組みます。

鳥獣被害対策については、猟友会員確保に向けた銃器と檻の狩猟免許取得を支援するとともに、熊と猿の銃器や檻による捕獲を進めるほか、最近被害が発生しているアナグマやハクビシン等の小動物についても、電気柵の設置助成や忌避剤の配付など被害軽減に繋がる取り組みを支援してまいります。

また、住宅周辺の栗や柿などの放任果樹の撤去や、見通しを良くすることでクマの出没抑制に一定の成果があった「緩衝帯等整備事業」に取り組んでまいります。

次に、林業関係について申し上げます。

林業振興については、森林環境譲与税を活用し、森林整備を推進するため、林地台帳の整備や調査等を実施してまいります。

また、「森林整備地域活動支援対策交付金」による計画的な森林管理業務を支援するとともに、より良い森林施業を促進する「森林環境整備事業」に取り組んでいくほか、植栽済み地域の下刈り等を行う「町有林造林事業」を実施してまいります。

松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で、住宅付近で緊急性の高い箇所等について対処してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

町内の経済情勢及び雇用情勢は新型コロナウイルス感染症の影響からまだまだ厳しい状況下であり、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した経済支援策等を臨機応変に実施するほか、「雇用創出活動支援事業」や、より一層の就業支援とスキルアップを図るための「資格取得支援事業」を実施してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

安定した漁業資源を維持するため、つくり育てる漁業の一環として「種苗放流及び栽培漁業定着強化事業」を実施し、ヒラメ、アワビ及びアユ等の放流事業を支援します。

また、新規補助事業を創設し、漁業経営の安定化に向けた機械器具類の導入に対して助成するほか、漁業者自らが取り組む「サーモン試験養殖事業」に対し秋田県とともに支援してまいります。さらに、当町の主要水産物であるギバサの増殖に向けて、秋田県水産振興センターの協力を得ながら実証実験調査に取り組みます。

また、秋田県漁業協同組合に対し、「漁業経営安定資金」の短期貸し付けを行うとともに、漁業共済掛金の一部を助成し漁業経営を支援します。

県営漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の「水産物供給基盤整備事業」と「機能保全事業」を促進します。

また、漁獲可能資源の維持と漁場機能回復を図るため、「海底耕転」に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興を図るため、秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」、「マル経」などの

融資斡旋制度を実施し、信用保証料の全額負担や借主への「利子補給補助金」を交付するなど、町内企業の経営を支援します。特に、令和3年度については、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて、利子全額を助成します。

また、起業支援策として、起業時の施設設備に要した経費の一部を助成する「起業チャレンジ応援事業」を実施してまいります。

同じく企業育成・創業支援のため、白神八峰商工会等と連携し「異業種交流会」を開催するほか、「専門家招聴事業」により、異業種交流会による連携事業や6次産業化を目指す新たな取り組みのきっかけづくりやその後の事業展開を後押しできるよう支援してまいります。

さらに、地域資源を活用した商品開発や新分野への参入に必要となる設備等に対する補助金により、地場企業への支援を行います。

また、企業誘致促進のため、秋田県企業誘致推進協議会主催の「企業立地セミナー」や、能代市と3町、振興局主催の「能代山本関東圏企業懇談会」に参加し、企業誘致活動を進めてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

国内の観光産業は、依然として新型コロナウイルス感染の拡大により大きな影響を受けており、町内においても同様でありますので、国や県の支援内容と連携しながらタイムリーな支援策の実施に努めてまいります。

また、ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理事業者と連携を図りながら、施設、設備等の充実・維持管理に努めてまいります。

特に、ハタハタ館については建設から30年近くが経過し老朽化していることから、修理が困難な空調設備と合併処理浄化槽の改修工事を実施します。

また、「道の駅はちもり」の移転については、移転先の御所の台エリア全体の活用も含め、道の駅機能の充実により観光振興が図られるよう、関係者との懇談会を開催しながら進めてまいります。

町の活性化を図るイベントについては、八峰町の夏の風物詩として定着した「雄島花火大会」、「ポンポコ山音楽祭」をはじめ、食の祭典として人気を博している「はっぼう“んめもの”まつり」などを支援してまいります。

さらに、大館能代空港の利用促進を図るため、空港利用者に対し助成金を交付してま

います。

また、本年4月から9月までを期間とする「東北デスティネーションキャンペーン」が実施されることから、観光事業者と観光協会、商工会とも連携しながら誘客に繋がるイベント等を実施します。

次に、ジオパーク活動の推進について申し上げます。

「八峰白神ジオパーク」として初めて行われた「認定ガイド養成事業」と「認定ガイド試験」により、13人の認定ガイドが誕生しました。今後は、「八峰白神ジオパークガイドの会」を立ち上げ、当ジオパークの特徴などを広く内外へ伝えていく役割を担っていただくこととしております。

また、町民の皆様からジオパーク活動について関心を持っていただき、理解を深めていただけるよう自治会への出前講座を開催するほか、ふるさと教育の一環として町内小・中学校における出前授業にも力を注いでまいります。

課題となっている情報発信については、「広報はっぼう」連載120回を迎えたジオパークの紹介ページ「八峰白神ジオパーク・白神山地の恵みに生きる」や「ジオパークの恵みプロダクトの紹介」の掲載を継続させるほか、ホームページのリニューアルとSNSを活用したPRをさらに充実させてまいります。

次に、消費生活相談についてであります。消費者相談員を配置し、架空請求詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺、催眠商法、送りつけ商法などの悪質商法に対処し、町民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指してまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

「中浜地区中心部整備事業」については、津波リスクへの備えに十分配慮しながら、一定の規模があり、また子育て環境に恵まれ、定住移住に繋がりやすい遊休地である旧八森町役場跡地の有効活用、「若い大人を増やす」取り組み、中浜地域の活性化などの観点から実施することとし、新設道路の測量設計に着手してまいります。

また、「町道明神長根線」の道路改良工事や町有地分譲事業に伴う「町道夕風第2団地1号線」の歩道整備工事のほか、道路幅員が狭く車両交差が困難な「町道日影町線」に待避所を整備する改良工事を実施してまいります。

橋梁関係については、JRに架かる「チゴキ橋」と「ふれあい橋さわめ」の2橋を点検・調査するほか、法令等の一部改正により、JR跨線橋のうち耐震性能が未耐震のものについては令和5年度までの耐震補強が義務づけられたため、「岩小歩道橋」と「観



小歩道橋」の耐震補強設計を実施してまいります。

除雪業務については、委託業者と連携を密にして気象状況に応じた適切な除排雪作業を行うとともに、除雪車両9 t級ドーザー1台を増強し、除雪体制の強化を図ります。

河川関係については、豪雨等による氾濫防止を目的に、小釜沢川、夏井沢川の測量設計及び白爆川、上の川、磯村川の浚渫工事を実施してまいります。

住宅関係については、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」を一部拡充した上で継続し、安全・安心で快適な居住空間の確保と定住や移住の強化を図ってまいります。

急傾斜地崩壊対策については、旧岩子小学校裏手の榎木沢地区で用地測量を行い、海浜プール山側の和田表地区では法面对策工事を実施することとなっております。

消防防災関係については、小型動力ポンプの更新を行い消防力強化を図るとともに、今年度に策定する「空家等対策計画」に基づき、適正な空家管理を進めてまいります。

また、危険な空家等の放置をなるべく避けるため「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」の推進に努めてまいります。

さらに、防災・減災対策として、津波と土砂災害とため池のハザードマップを一冊の本にまとめたものを全戸配布するほか、町のホームページでリアルタイムに防災情報を配信するなど、危険箇所の周知と円滑な避難の確保に努めてまいります。

(「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 町長よろしいですか。

○町長(森田新一郎君) はい。私のことを心配だったら大丈夫ですけど。

(「トイレ」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 途中ですが、よろしいですか。

(「町長も心配だけど、トイレ」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) はい。

○議長(門脇直樹君) 途中ではありますが、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。30分より再開いたします。

午前11時24分 休憩

.....  
午前11時28分 再開

○議長(門脇直樹君) それでは会議を再開いたします。

町長よろしく申し上げます。

○町長（森田新一郎君） 次に、学校教育関係について申し上げます。

はじめに、学校教育課関連について申し上げます。

放課後健全育成事業「放課後児童クラブ」については、峰浜小学校と八森小学校を活用して、利用児童の指導にあたる支援員の確保・育成を図り、より一層充実した運営に努めてまいります。

また、令和3年度より「峰浜ポンポコ子ども園」が幼保連携型認定子ども園としてスタートしますので、八森子ども園とともに幼児教育の充実に努めてまいります。

保育料については、3歳以上の園児については全額を、3歳未満については半額を免除するほか、副食費の助成についても継続してまいります。

また、小・中学校における外国語教育の充実に図るため、ALT「外国語指導助手」と外国語学習支援員を配置いたします。

さらに、子どもたちの国際理解や外国語学習への対応、異文化交流を図るため、国際教養大学との連携事業を実施してまいります。

ICT教育については、情報通信に詳しいICT技術支援員を配置し、教育においてICT機器をスムーズかつ効果的に活用できるよう努めてまいります。

特別支援教育については、発達障害等自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を配置してまいります。

また、スクールバスについては、新たに「スクールバス運行管理要綱」を制定し、児童生徒の利用地区を定め、運行は全て通年運行で実施してまいります。

さらに、町の奨学金償還者が町内に住んで就労する場合に、返還金が全額免除となる助成制度を新たに創設します。

また、平成29年度から実施しているコミュニティスクールについて、引き続き運営に努めてまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

令和3年度は、「第4次八峰町社会教育中期計画」の初年度にあたり、『彩り豊かな文化とふるさとをささえる人づくり』の基本目標を実現するため、5つの基本方針に基づきそれぞれの施策を展開します。

「家庭教育の充実に図るため」、小学生を対象に放課後子どもチャレンジ教室やチビッ

コ公民館、家庭教育講座等を開催してまいります。

また、中学生の学習を支援するため、家庭での学習が困難な生徒や学習の遅れがちな生徒を対象に、ICT等を活用した「地域未来塾」に取り組み、学習の習慣化・学力の向上に努めてまいります。

「社会教育の充実を図るため」、地域の学習活動の拠点となる文化交流施設などの社会教育施設や社会体育施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した箇所の補修・改修等に努めてまいります。

また、読書活動を推進するため、峰栄館とファガスの図書室及び移動図書館車の図書の充実を図ってまいります。

「生涯学習を推進するため」、生涯学習奨励員や自主学習グループの活動を支援するとともに、町民ニーズや生活課題に応じた各種講座の開催、高齢者の生きがいづくり、健康づくりのため、「ことぶき大学」の学習内容の充実に努めてまいります。

「芸術・文化活動の振興、伝統文化・芸能の保存と伝承を図るため」、町民文化祭や歴史講演会、あきた白神子どもの俳画大会等を開催し、町民の芸術文化に対する意識の高揚に努めるとともに、史料調査活動を支援し、町指定無形民俗文化財や文化団体に対して活動助成金を交付してまいります。

「スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため」、スポーツ少年団活動を支援するとともに、体育協会など関係団体と連携・協力し、町民の健康寿命を伸ばす取り組みとして、運動する機会を提供するとともに、各種スポーツ大会を開催してまいります。また、秋田県内の全市町村が参加しているスポーツイベント「チャレンジデー」や秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン！」にも取り組んでまいります。

なお、成人式につきましては、令和2年度成人式が延期となったことから、2年分を実施することとなりますので、それぞれの新成人による実行委員会と協議しながら進めてまいります。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、小・中学校児童生徒の給食費の半額措置を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、地元食材の納入確保に努めながら、献立の工夫や手作り食品による安全で安心なおいしい給食を提供してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、「八峰町国民健康保険事業特別会計」について申し上げます。

国民健康保険は、県が財政の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営により制度の安定化を図っております。

八峰町国民健康保険は、被保険者数の減少から年々国保税収が減少している一方、1人当たり給付費が増加しており、被保険者の健康の保持増進のため、病気の重症化予防や健診受診率向上に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、令和2年度より6,214万2,000円少ない9億70万7,000円となっております。

次に、「八峰町介護保険事業勘定特別会計」について申し上げます。

計画期間を令和3年度から令和5年度までとした「老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を円滑に実施してまいります。

介護予防と健康づくりの一体的実施や認知症高齢者の支援の推進、地域包括ケアシステムの推進に向け取り組んでまいります。

歳入歳出予算額は、令和2年度より8,855万2,000円多い13億6,554万3,000円となっております。

次に、「八峰町後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

同会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、令和2年度より500万3,000円多い9,918万1,000円となっております。

次に、「八峰町沢目財産区特別会計」について申し上げます。

土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸し付けを行います。

また、平成30年度「森林環境保全直接支援事業」として植栽を実施した水沢山2番の杉・コナラについては、下刈りを継続して実施し、森林農地整備センターと白神森林組合と財産区で三者契約している、水沢山10番の1及び14番の1の立木については売払いを行います。

歳入歳出予算額は、令和2年度より405万3,000円少ない2,541万7,000円となっております。

次に、「八峰町合併処理浄化槽事業特別会計」について申し上げます。

下水道加入できない区域においては、補助制度を活用した個人設置型の浄化槽整備を

促すとともに、町で管理している合併処理浄化槽に関しては劣化したブローを交換するなど適切な維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、令和2年度より26万8,000円少ない342万6,000円となっております。

次に、「八峰町営診療所特別会計」について申し上げます。

町営内科診療所については、令和2年10月よりジェイコー秋田病院前院長の石岡医師が常勤医師となりましたので、医療体制の充実と町民の皆様の健康確保に繋げてまいります。

診療時間は、火曜日から金曜日の週4日間、午前9時から正午までと午後1時30分から午後5時15分までで、火曜日と木曜日の午後1時30分から午後2時30分までは埴川分院での診療となります。

歳入歳出予算額は、令和2年度より435万3,000円多い8,092万円となっております。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

まず、「八峰町簡易水道事業会計」について申し上げます。

簡易水道事業において、中長期的な視点に立った計画的・効率的な水道施設の整備・更新や維持管理・運営により持続可能な経営を実現するため、「水道施設台帳」の整備と「アセットマネジメント（資産管理）」の計画書作成に着手します。

施設改良については、埴地区浄水場の取水量を管理するため新たに水道流量計を設置するほか、沢目浄水場の防犯フェンス取り替え工事や八森浄水場のろ過装置及び送水ポンプ更新工事を実施するなど、住民生活に不可欠な水道水を安全に安定供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めます。

収益的収入及び支出予算額は2億6,762万4,000円で、資本的収入及び支出予算額は2億1,631万3,000円となっております。

次に、「八峰町下水道事業会計」について申し上げます。

下水道事業は各施設の整備計画に基づき、八森浄化センター及び沢目浄化センターの水処理設備点検整備を行うほか、漁業集落排水処理施設の機器更新を実施してまいります。

収益的収入及び支出予算額は3億7,432万円で、資本的収入及び支出予算額は1億4,849万6,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行にあたっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や

福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、令和3年度予算編成方針の説明といたします。

○議長（門脇直樹君） ご苦労さまでした。

日程第4、選挙第1号、三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙については、組合の構成が令和3年4月1日から当町と三種町の2町となり、規約の改正により執行議員の数が1名増となることに関する件であります。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。組合議会の執行議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、組合執行議員の選挙は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

お諮りします。三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員に9番笠原吉範君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま当職が指名した9番笠原吉範君を三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

笠原議員におかれましては、組合議会において存分にご活躍されるようご期待申し上げます。

日程第5、議案第2号、専決処分事項の報告について（令和2年度八峰町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和2年度八峰町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,200万5,000円とするものでございます。

繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

3ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋梁費の道路維持作業車更新事業につきましては、令和2年12月議会におきまして予算承認いただきました、建設課において道路維持作業に使用する2tダンプトラックを購入するため入札を行いました。年末年始にかけての新型コロナウイルス感染拡大により自動車生産ラインに大幅な遅れが生じ、3月末までの納車は困難であるとのことから、入札日前日までに指名した全業者から辞退届が提出され、入札不成立となりました。同車両は通年利用する車両であり、納期が遅れば、遅くなれば遅くなるほど代替車両の経費が嵩むために、できるだけ早い納期とする必要があるためにやむを得ず事業繰越とするものでございます。

なお、同車両の納期は、令和3年9月30日としております。

次に、歳入歳出の補正理由についてご説明いたします。

今回の補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に必要となる実施体制を整備するための関連経費を増額補正するものとなっております。

事項別明細書7ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

7・8ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額補正でございます。新型コロナウイルス

感染症に係るワクチン接種に必要となる実施体制を整備する関連経費に対して交付される補助金としまして、348万1,000円を追加補正するものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

9・10ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費についてご説明いたします。

1節報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬として25万7,000円を追加補正するものでございます。業務内容としましては、主に専用電話番号によるコールセンター業務を想定しております。

8節旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当としまして費用弁償2万6,000円を追加補正するものでございます。

11節役務費、通信運搬費につきましては、コールセンター専用回線の開設と通信料としまして4万1,000円を、手数料につきましては、ワクチン保管冷凍庫専用の電源増設作業と医療廃棄物処理に係る費用としまして20万1,000円を、保険料につきましては、ワクチン接種医療従事者の障害補償に係る保険料としまして10万7,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて34万9,000円を追加補正するものでございます。

12節委託料、接種券作業業務委託料につきましては、ワクチンの先行接種の対象者である65歳以上の方のデータ抽出、接種券の発行及び送付等の業務を電算システムの保守管理業者へ委託する経費として168万5,000円を、また、接種台帳支援業務委託料につきましては、予診票の記載情報をOCRにて読み取り、これは光学式の文字読み取り装置のことでございます。これを台帳入力作業などを支援するシステムを構築するための経費として116万4,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて284万9,000円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。



お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

お尋ねします。議案説明で休憩してもよろしいですか。

(「採決まで」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 日程第6、議案第3号、八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長(成田拓也君) 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例制定について。

八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業者の経営安定に向けた支援として、当該融資に係る利子補給額を拡大するにあたり、その資金の財源に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる基金を設置するため、条例制定するものです。

次のページは条例文となっております。

本基金の設置目的ですが、現在、町が実施している当該利子補給制度において、従来は利子の2分の1を助成対象としておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度と令和3年度の2年間に限り、利子の全部を助成対象とすることとしました。このため、令和3年度予算より支出される利子補給額のうち、拡大した助成対象額に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、基金の設置が必要となったものです。

第1条の設置から第2条、積立て、第3条、管理、第4条、運用益金の処理、第5条、処分、第6条、委任までは、他の同種の基金条例にならった内容となっております。

なお、附則第1項のとおり、本条例は公布の日から施行しますが、附則の第2項として、この条例は令和3年度の限定措置のため、令和4年3月31日をもってその効力を失うことになり、基金に残高がある場合は国庫返還することとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 続けます。これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。午後1時より再開します。

午前11時56分 休 憩

.....  
午後 0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第7、議案第4号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、夕映の館及び漁火の館の宿泊室使用料を改定するためです。

次ページをご覧ください。

条例改正文となっておりますが、別途タブレットに新旧料金の説明資料を準備しておりますのでご参照をお願いいたします。

別表第2中に宿泊室使用料が規定されております。現行は、夕映の館、漁火の館ともに1泊当たり、大人は2,500円、小・中学生は1,500円ですが、これをそれぞれ3,000円と2,000円に改定する内容となっております。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

本改定では、1人1泊当たりそれぞれ500円値上げする内容となっておりますが、町内の民間宿泊施設では1泊素泊まりで税込みで3,500円から5,000円程度の料金設定となっていることや、また、当該施設建設当初から16年ないし20年間にわたって料金を据え置いていることなどから、このたびの料金改定を行うものです。料金の値上げによって利用者の減少とならないようサービス向上に努め、より一層、お客様から満足いただける施設となるよう維持管理に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） お尋ねいたします。

まあ料金改定ということで分かるんですが、これ改定してどのくらいの収入が見込まれるんですか、増額が。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。

実質的には1人500円の値上がりになりますけれども、先日の全協でもお話したとおり、管理者の方へ200円支払いを増額するということで1人当たり300円の収入増となりますので、およそ300人と見込んでおるところですので、増額になるのは9万円でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 町長にお伺いいたします。

この後も補正予算で8,700万円の繰越が、繰越といいますか、精算額が出てくるようございますけれども、予算の工夫のしようでは9万円ぐらいは一般財源で賄われると思うんですが、いかがでしょうか。併せて、今まで夕映の館あるいは漁火の館が果たしてきた役割、あるいはこれからのことを考えますと、町のPRのためにもですね利用者からの負担を求めるのではなくて、町の負担で町のPRのために頑張ってもらおうというような立場でやったらいかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の金額的な部分だけのお話でいけば、9万円っていう部分の数字は、これは予算で十分賄える、そういう額であります。それはそうなんです、ただ今回の改定の部分は、この施設を委託している方々の部分の中から出てきた話でありますので、まあそういう意味で条例改正をお願いしたわけであります。皆川議員おっしゃってる部分、十二分によく分かります。例えば魚釣りで来た方々にとっても安く長く泊まれるような施設があれば、まあ口コミで八峰町の良さも広がっていきますので、それはそのとおりでありますけれども、ここはやっぱりこの施設を委託している方々との話し合いの中から出てきた話ですので、まずその方々の部分の意見を尊重していきたいというのが私の考えです。言われる部分は、金銭だけでいけば、これ別に上げなくてもいいということはそのとおりだと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 町長の気持ちも分からないではないんですけども、やはりそういう方々からですね300円か、まあそんな金額の話で申し訳ないんですが、そういう要求が、要望があったからといって料金に跳ね返すというのはちょっとどうかなというぐあいと思うんですよ。今言ったように少ない財源でカバーできるんであったら、町の一般財源の中からその分工夫してもらえれば解決する話ですんで、そのままでいいのではないかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほども答弁しましたが、財政的なそういう部分からすればもう十分値上げしなくてもいいんですけど、やっぱりこの委託している事業者の皆さんの部分との話し合いの中からの話ですので、やっぱりそこの人の部分を尊重していかないと、この施設の運営そのものもなかなかこうやっていただけなくなる可能性もありますので、そういう部分で提案させていただきましたので、そこの部分について、まあ金額的な部分でこれを提案した部分では十分検討した結果で提案しておりますので、その辺についてはよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどの説明の中に民間宿泊施設の方でもっていうふうなことがありましたけれども、この農業体験施設というのは民間の宿泊施設とは比べようもない中身です。指定管理の人が自治会長、まあ自治会長やった人ですけども、その人が

別に旅館の何ていうか経営者と違って全く素人でありまして、ただ指定管理受けてるだけですので、で、宿泊してるときはもうその人は自宅にいて何の介助することもない、使う人は使ってくださいっていうふうなそういう中身の農業体験施設ですので、私も聞いてます、「とっても間にあわねぐなったいば」って、「あと俺辞めるわ」とかっていうふうなことはちょっと聞いたことあるんですけども、このコロナ禍の中で利用客が減ったのか、そういうこともまあ原因にあるんだったら、地方創生のお金をこういうところに充てることはできないのかなということなんです。で、皆川議員からもありましたけれども、これはやはり施設の中身からして自然を楽しんで、そこで宿泊して白神山地の麓でやる特別な施設ですので、これは私もちょっとどうかなと思ってます。

もう一つつけ加えさせていただければ、500円から700円に指定管理料になったんですけども、私は間に合わないというのが何で間に合わないのかなというようなこと、こう考えてましたら、まあ1人泊まった場合でも700円しか出ないんだったら誰もやる人はなくなるし、その分、1人泊まっても700円しか出ないのに、掃除して周りを全部片づけるにしても2時間はやっぱりかかると思うんですよね。だから最低やっぱり宿泊したら2時間の最低賃金を払うだけの手数料は必要だと思いますが、その点、運営の仕方とその趣旨についてお尋ねをいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

民間施設の違があると、特別な施設だということでございますけれども、おっしゃるとおり、この施設は民間の施設ではなく町が自然体験を通じた利用を前提として行っているわけですが、ただ一方で町にいらっしゃる観光客の方には違いがありませんので、同等の農家民宿ですとかそういった施設と比べて安すぎるというのも、やはり民間施設の方等のそういった競合の部分で少しはバランスを考えなければいけないのではないかなと考えております。

また、1人当たり500円だということの話ですけども、これまで16年、20年間にわたってそういった内容でずっと来ておまして、指定管理ではなくて、この施設は町が委託している管理者の方々から安すぎるので上げてほしいという話はこれまでありませんでしたけれども、昨年秋ぐらいからの話し合いの中でそういった要望がありましたので、1人でいらっしゃる場合と、あと4人、5人の家族でいらした場等ではやはり1時間

当たり人数分でお支払いしますので、確かにお一人でいらした場合には1人分のものから捻出しないといけないわけですので、それは難しい部分もあるかとは思いますが、すけれども、複数人数なりでいらした場合はその人数分、町の方から行くわけですので、まあ月当たりとか年間ベースで考えた場合にこの単価では厳しいんだという要望がありましたので、今回それに対応して考えたということですので、どうぞご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 加藤町政のときは、よく交流人口の増大ということで施策をやったわけですが、森田町長になってから移住定住、非常に力を入れてよくやっているとします。しかし、交流人口の増大、交流人口を増やすということに関してはあまりこの言葉を聞いたことがないわけでありまして、まあこういう例えば宿泊施設、これも交流人口を増やすための一つの手段であると思います。2,000円台と3,000円台では非常に響きが違うわけですね。物を我々が買うにしても。だから増やすのであれば、町の収入がなくてもですよ、200円分を増やして2,700円にするとかそういう方法もあったのではないかと思うんですね。その管理者からのそういう要望があったとすればですよ。2,700円にする。これ2,700円と3,000円ではですね、泊まる人の感覚がですね随分違ってくると思うんですよ。その辺、交流人口増大に関する森田町長の考え方、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 交流人口の活発化自体については、これまでの一般質問の中でもそういう部分に否定的な発言は一度もしたことありません。現実には例えば渋谷区の観光協会の方、こちらの方に見えたことがありました。その時にも、定住は難しいけれども交流ならできるというふうな、そういうお話をいただいております。交流というのは、ハタハタ館の利用宿泊客、あるいは白神温泉ホテルの利用客、増やすことも全て基本的にここに住んでいない方々が町に来てくれるわけですから、例えばイベント関係でいろんなイベントやってますけども、その部分も来てくれる方々は、この地域との交流が生まれていくと思っております。ただ、私自身が特定の姉妹都市とか結ぶとかそういう形の中での目に見える形の部分をやってないのは確かですけれども、実際に交流人口の拡大の部分に関しては、いろんなイベントを支援する、あるいは深浦町との400年祭りやったときもそうですけど、そういう形の中での交流は進めていっているつもりであります。

ただいずれ須藤議員が言われる交流人口という部分に関して、どういう、あと議員の方々の質問の中で関係人口という言葉も質問にありましたので、まあそういう部分に関しては私自身は前向きにとらえていくつもりであります。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） だからね、今この2,500円から200円だけ上げて、町の収入はそのままですよ。でも2,700円と3,000円ではですね、泊まる人の感覚が随分違ってくると思うんです。だからこの施設に多く泊まってもらうためにもですよ、200円のアップで町の収入はこのままということを考えなかったんですかと。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

夕映と漁火の宿泊料金の収入の推移ですけれども、過去10年間見ますと110万円から多いときは180万円ほどありましたけれども、平均で約150万円でございます。一方、支出、経費ですけれども、ここは業務委託してる施設ですので、半分自治会館としての機能も持ち合わせておりますけれども、電気、ガス、水道、そういった経費は全て町が負担しておりますして、支出の経費も220万円から280万円の範囲でかかっておりまして、平均250万円程度ということで、これまで計上のにも年間100万円以上のまず持ち出しが出てるといったことで、金額にすればわずかではありますけれども、やはりその経営面といったところで他の民間施設との兼ね合いも含めて、先ほども説明しましたけれども、建設当時からずっと金額が一緒で、一方、周りの方ではきちんと料金が変わってきていると。町の施設ではありますけれども、そういった関係もあって500円の収入増をお願いしたいという考えで500円の増加、増というふうに考えたところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） さっき町長の説明でね、9万円のアップ、全体の予算の中では町で補えるだけの収入しかないんだ。でも管理者からの要望で、このね500円を上げて200円管理者に入るといようなことは、これを管理してる人がそういう希望であったためにこういう案にしたということを町長が説明したんです。全体の予算でないんですよ。だから私が言ってるのは、それであれば200円アップして、その200円アップしたのを管理者にやって、町はそのままいい、良かったのではないかと、こういうことを言うんです。町長どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、須藤議員言われたような形で端数をつけながらというふうな形の部分の検討まではしませんでした。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対討論をします。

まず料金的に1,500円から2,000円、子ども、小・中学生、これは幅率が非常に高いです。一番やっぱり使ってほしい人たち、年代の人たちが1,500円と2,000円では、これは受け取る方は非常に大変だと思います。

それと、先ほどから委託する人が大変だっているのがありましたけれども、本当に大変だというのは私はもう去年あたりから聞いてました。もう間に合わないっていう、まあ労賃払って掃除したり何だりして、準備したりする人たちにお金払ったらもう間に合わないんだっていうふうなことが言われてましたけれども、これは切実な、ぎりぎりになって切実な声になってきたと思います。それを暗に料金だけ上げて、それで委託料の方には200円しか上がらないっていう、これはちょっとやっぱり腑に落ちない点があります。何でも値上げすればいいっていうものではない、使用料の値上げをすればいいというものではないと思いますので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。



○産業振興課長（成田拓也君） 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由は、御所の台オートキャンプ場の施設使用料を改定するためです。

次ページ以降は条例改正文となっておりますが、別途タブレットに新旧料金の説明資料を掲示しておりますので、ご参照をお願いいたします。

別表第1中の有料公園施設のうち、テニスコートは施設の老朽化により現在休止しているため、削除しております。

続いて別表第2中の使用料については、区分上から2つ目のテニスコートは全削除し、区分上から3つ目、御所の台オートキャンプ場の使用料金については、現行の入場料が大人1回100円、子ども50円を、それぞれ大人1回200円、子ども100円に。キャンピングカーサイト及び個別サイトの使用料は、1区画1泊当たりそれぞれ3,000円と2,500円を3,500円と3,000円に。また、フリーサイトのタープ等にバイクでの来場者の場合、自動車利用者よりも占有面積が小さいことから、新たに500円とする項目を追加しております。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

本改定に際しましては、県内及び東北管内の公営オートキャンプ場の料金設定を調査し、入場料を含めて他の同類施設とのバランスを考慮して料金設定いたしました。

なお、営業期間についてですけれども、令和3年度からは4月中旬から10月中旬まで、休業期間を設けず営業することと考えております。

料金の値上げによって利用者減とならないよう、サービス向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この値上げするにあたって近隣のオートキャンプ場とかそういうのを参考にしたと言われますけれども、どこのところを参考にしたんですか。北欧の杜とか、この辺だと青森県の方になるのか分からないんですけども。

それと、これによってどのくらいの増収を見込んでるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 秋田県内、それから東北管内のほぼ全てにわたって調べております。

それから料金収入に関しましては、令和3年度の予算ベースでは20万円の増をみております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） お客さんが減らないようにサービス向上に努めるとおっしゃいましたが、具体的にどのようなことを考えてらっしゃいますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 毎年利用者からアンケートを頂戴しておりまして、他のキャンプ場よりも立地もいいし、施設の内容もいいというようなアンケートがたくさんいただいておりますけれども、一方、一部で、たくさんではありませんけれども、もう少しこうしてほしいというような要望もありますので、ちょっと具体的に今あれですけれども、施設設備といいますか、お客様が利用しやすいように環境整備に今まで以上に努めたいと。例えば草刈りをこまめにやるですとか、あと歩道の整備、そういった環境整備が中心になるかと思えます。具体的に、特別にですね何か設備を増やすとかそういったことは、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 料金を上げるのであればやっぱりそういう要望に応えるべく行動しないといけないと思うんですけども、どういう要望があったんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） センターハウスというのがあるんですけども、いわゆる炊事するところですね、炊事場と、それからトイレが一緒になってる所なんですけど、そこが照明が暗かったとかそういったところがありました。それから、今思い出せるのはそのぐらいですけれども。

以上です。

(「料金の値上げに…」と呼ぶ者あり)

○産業振興課長(成田拓也君) そういった要望に応えられるようなところは、維持管理の中で適切に行っていきたいと考えております。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番(菊地 薫君) このオートキャンプ場もですね管理者を置いて委託してるわけですが、それに伴って管理料、まあ従来の管理委託料がどの程度で委託しているのか、またその入り込み1人当たり云々という確か委託アップもあったと思うんですが、そこら辺は全くいじらないということなんでしょうか。

○議長(門脇直樹君) ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長(成田拓也君) こちらも菊地議員おっしゃるとおり管理業務をお願いしておりますけれども、先ほども説明しましたけれども、施設の営業期間を、最近のキャンプ場の利用者がコロナ禍で増えているということもありまして、5月の連休明けから6月までは休業期間ということですずっとやってまいりましたけれども、そこを継続して営業したいということに考えております。併せて、今までの管理者の方に払っていた料金についても、見直しを考えております。具体的な金額についてはまだこれからでありますけれども、一番の改正内容といいますのは、これまで管理人の方がずっとお客さんがいる間ずっと泊まっていたらいいんですけども、やはり長期間にわたって夜間も常駐することがやっぱり大変だということで、その部分をちょっと見直して夜間は常駐しないで対応するといったことで、日中の管理の部分をいくらいくらという単価でお支払いして、これまで夜間常駐していた部分も委託料をお支払いしていたんですが、そういったところはなくなるということで見直しする予定にしています。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番(菊地 薫君) こういう形で委託しているキャンプ場、まあほとんどなのかどうかですね、ほかのキャンプ場と比べて。そして、9月いっぱい終わるわけですね。実際、期間ってすごく短いんですよ。それで、昨年をこう見てみると、コロナ禍の影響で、解除後ってどっと人が押し寄せた。それで混み合った経緯もありますけれども、その夜間と日中の区分けというのは私は大変これいいと思います。というのは、非常にこの期間の、私、近くで事業やってると、この、いてもいなくてもそこに常駐している状況を見てると、期間が短い割にはやはりずっとそこにまたとどまっているという形で、

すごく何かそれで5時ですか、それくらいなればまたいなけりゃもう帰ってしまうわけですが、それ以外にいろんな人がやっぱり訪ねてくるわけですね。まあ聞かれても私答えようないわけですが、まあ勝手に入っていいってことはできませんので。そういう意味も含めてですね、そこら辺もうちょっと詰めてですね、例えば申し込み以外、時間外に来たときにどう対応するのかと。例えばハタハタ館にですね、ちょこっとなりでもこういう状況を説明させるようにですねしてほしいなと私は思うんですが、そこら辺もちょっと考えていただけないですかね、お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） こう私自身の町長なったときの感じ方なんですけど、実に町営のこういう施設が多いなと。まあこういうお客さんをお招きして泊まっていたくような施設もそうですけど、トイレとかそういう部分の町が維持管理しなければならない施設がものすごく多いなというのが印象としてあります。今も現実の維持管理費等考えればそういうふうな思いがあります。

このオートキャンプ場については、連休明けでやめてあったのが、いずれ期間延ばす分も含めて管理されてる方との話し合いの中でいろいろ進めていきますが、今議員おっしゃった部分で実際にすぐ近くで営業されてる菊地議員の所に来られて質問されても、これ答えようがないのはそのとおりでありますので、お客さんに混乱を招かないため、あるいは菊地議員の方にもご迷惑かけないようなそういう形の部分で、同じ町の三セクが隣にありますので、看板設置するなりとかそういう部分について、今後、管理される方とともに考えていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 私、迷惑で云々ってまあ言葉ちょっと言われればちょっと考えちゃうんですが、そういう意味でなくて、やっぱりお願いすることはお願いし、いろんな意味でそういう形でしっかりしていただければですね、やぶさかでないんですが、何もないうままにこう来てますので、その辺をしっかりしてほしいということでもあります。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） ちょっと言葉遣いを誤りました。申し訳ありません。いずれこういう施設が観光客に、来られる方に混乱招くような仕組みについて、関係する皆さんと相談してまいりたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） さっきちょっと聞き忘れたんですけれども、近隣と比べて結局八峰町のこういう施設は安かったっていう結論に達したわけなんではないでしょうか。それで値上げになったのか。

それとですね、ここは町民の人が使うっていうことはなかったんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

県内及び東北管内の料金設定を調査したところ、サイト使用料は平均で約4,000円程度となっておりまして、安いという、そこに比べれば安い料金となっておりまして。

利用者の中に町民がいるかどうかについてですけれども、そこについては私ちょっと把握はしておりません。ただ、そうですね、どうかな……申し訳ありませんけれども、いるかないか、いた場合どのぐらいいるかまでちょっと把握はしておりませんが、ほとんどがやはり町外の方というふうに認識しております。

○議長（門脇直樹君） 町内の方が使っても何ら支障はないんでしょう。

（「いてもない」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ねえったべ。ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） アンケートではおおむね好評なようですけれども、一部で要望があって利用しやすいように、草刈りとか歩道整備もしなくちゃならないということで、そういう理由による値上げ、それならばその辺は町で、町の予算でやればいいことなんで、その一般の利用者の価格に反映させるっていうのはちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） こういう施設が八峰町にいろいろあるわけでありまして、共通しているのは料金をそのままにしている。ここの部分については、やっぱりかかる経費も維持管理する経費も踏まえながら、適切な時期にいわゆる上げていくことも考えていかないと、いつまでたっても赤字幅が増えていく可能性があるし、その部分について、さらに長くなればなるほどそのままという形がいかざるを得ないしというふうなそういう部分もあって、やっぱり上げなければいけないときはやっぱり上げていく部分も、こういう町営施設の部分については必要なことだというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町休憩施設「鹿ノ浦休憩所」が老朽化により適正な維持管理が困難となり、設置目的を果たすことができなくなったため、本条例の一部を改正するものです。

次のページは条例改正文です。

第2表中の2つの休憩施設のうち、鹿ノ浦休憩所を削除する内容となっております。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

当該休憩所は、平成元年に建設され、これまで30年以上にわたって「ビット鹿ノ浦」の愛称で、観光案内や軽食販売などのサービスを提供してまいりましたが、既に耐用年数を経過し、近年は老朽化が目立っておりましたが、本年1月8日に発生した暴風によりまして北側の屋根と軒部分の一部が破損する被害を受けました。復旧費用が高額となることを見込まれ、また、部分補修では施設全体の老朽化の改善は困難であること等から、今後の事業継続について委託先の関係者とともに協議した上で、本年1月末をもって業務委託契約を解除しているところでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） あそこなくなるっていうことは非常に寂しいです。トイレ掃除はあそこがやってたと思うんですけれども、今度はどの方が掃除をすることになるんでしょうか。まあ別から派遣されるのか、ちょっと私も分かりませんけれども。

それと、あそこは観光地、国道に面してすぐの観光地ということで、利用客がもう本当に入りきれない利用客があることもあって、大変な連休なればにぎわいで、地元の人たちはあその国道はもう向こう渡ることができないくらい観光客がいっぱい通るところです。そこが今、強風で屋根が壊れたからといってこれを全部取り壊してしまうっていうのは、もともと強風雨にさらされる場所ですので補修補修は当然やっていかなくてはいけないような場所だと思います。そこが壊れたのもみんなもう通って見てますし、壊れたらあともうなくなってしまったっていうのであれば、ちょっとやっぱり八峰町のあそこ象徴でもありますので、あ、建てる力がなかったんだっていうふうにもこう思われる可能性もあります。何かこう歯が抜けたような形になるんですけれども、地元としてみれば非常に寂しい限りですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） トイレの管理をどうするかは担当課長に答えてもらいますけれども、この休憩施設、実は私にとってもすごくご縁がある施設でありまして、これを建てるときに、私、実は過疎債を県庁で担当してました。で、最初の1年目のときにこの事業を自治省に、今、総務省ですが、そこへ持って行ってつけてもらった経緯がありますので、あその建てる時にかかわったものが終わるときにもかかわるといふふうなご縁を今感じてます。

鹿ノ浦の施設もやっぱり当時とはだいぶ状況が変わっています。今、ここの休憩施設、まあ現実的には軽食喫茶のような形のそういう形の機能を持っています。その部分をまた新たに町の方で町有施設としてそういう施設を建てれば、あそこに現にそういう飲食店経営されてる店が2軒ありますので、まあそういう人方にもご迷惑がかかっていく話になりますから、私としては、できるだけ町有の公有施設については、できれば少なくしていきたいなというふうなそういう思いでいますので、そういう意味で相手方が、今現在この管理をお願いしてる方が引き続きやるやらないというようなそういう意思表示も

ありましたので、今回こういうふうな形で取り壊すことにいたしました。

○議長（門脇直樹君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 見上議員の最初の質問についてお答えいたします。

隣の県の自然保護課所有の公衆トイレですけれども、こちらの清掃をやっていただいた方から、契約解除後も引き続きやっていただいております。費用は当然町の方でお支払いをしております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） もしあその場所に、先ほど町長所信で言われましたけれども、企業チャレンジ応援事業とこういうことを進めていきたいというふうなことを言われましたけれども、あそこでどなたか若い人でここで起業して売店的なものとか、それから何かちょこっとしたものを、町も半分委託するなり案内を出すなりして、こういうのをチャレンジしてみようとする人に応援するそういう考えはありますでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの答弁と少しだぶりますけれども、まあいわゆるどういう施設を意図されてるのか。もし飲食を提供する施設だとすれば、町としてもうあそこに町の関係する施設を造る必要はないんじゃないかなと思います。現に2つの2店がもう既に営業してますので、飲食提供の部分について新たにまた町として町営のそういう施設を造って、そしてまたその部分を建物を建てて、その部分を民間の方に委託するような形のそういう形の部分までは今のところ考えておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可



決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、ハタハタ館の利用料金を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

次ページ以降は条例改正文となっておりますが、別途タブレットに新旧料金の説明資料を掲示しておりますので、ご参照をお願いいたします。

なお、別表第2に定められている使用料金については、指定管理事業者がこの使用料金の額の範囲内で料金徴収することができることと定められていることから、本改定後の使用料の金額は上限額ということになります。

このたびの改定では、使用料金の改定に加えて、各部屋の使用実態に合わせた区分に変更しております。また、これまでのトレーニングルームは、今後休憩室として利用することから名称を削除しております。また、3歳以下の方が宿泊する場合は無料としますが、寝具使用の場合は2,000円とすることを追加しております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 全協でもお尋ねしましたが、再度お聞きして確認をしたいと思えます。

まずですね、料金改定についてはこの前説明を受けましたので理解はできるわけですが、今、ハタハタ館を大規模改修し、まあコロナの関係でGo To Travelなんかもありましてお客さんが増えてるというような状況下にあってですね、これからお客さんを集客しようとする際に、何でこの機会に料金の値上げを提案しなきゃならないのかですね、そこを説明をいただきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。

ハタハタ館の経営につきましては、大変ここ数年厳しい状況がありまして、ただ一方でお客様が増えている状況もあると。こういう社会情勢とかいろんな状況変化に応じて、指定管理者側の会社の方で競争力ある状態で料金をいただくと。で、経営改善をしながらサービス向上していくといったことで料金の改定をしたいと考えたところでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今の課長の説明で分かるんですけども、何で今なんですかということなんです。今でなくてもいいじゃないですか。今このコロナでですね、先ほど言いましたようにリニューアルしてお客さんにサービスを向上してまたさらに集客を図りたいというような計画を持っていながらですね、今ここで値上げをするというようなことになると、お客さんどう思うんでしょうかね。ハタハタ館利用料金上がったという話が先走ってしまって、客離れになってしまう恐れが生じないでしょうか。中身は私どもはこの前から説明を受けて理解できますけれども、一般のお客さん、値上げしたってマスコミ等で書けば、果たしてハタハタ館に来てくれるでしょうか。そのところが大変心配です。ですんで、料金改定の内容は分かるんですが、あえて今でなくてもいいのではないかというぐあいと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆川議員の今お話なってる部分は重々分かります。そういう部分の議論の中で、現在コロナ禍という部分がありますが、過去に上げる機会が多々あったんだと思うんです。それをずっと据え置いてきている部分が現実的にハタハタ館の総体的な収入減少、そういう部分の赤字拡大とかそういう招いてる原因もあります。コロナ禍だからっていう部分というよりも、今現在は決していいわけではありません。基本的に町の宿泊助成、県のプレミアム宿泊券、Go To キャンペーン、こういう部分のおかげでお客様が来てくれていると思ってます。この先にこういうふうな形のお客様が引き続き来てくれるのか。まあ県の方のプレミアム宿泊券は6月末まで続くようでありまして、町の方も第3次の補正で来ている財源がありますから、まあそういう部分は重複しないような形でやっていくんですが、問題はその先であります。その先の

部分で、これは値上げしたというよりも上限額を引き上げたという部分です。季節に、まあホテルを利用されれば分かるんですが、秋田市で私も八峰町から通いましたからしょっちゅう泊まったんですが、竿燈の時期なれば3倍も4倍も料金上がります。だからそういう部分で冬なれば下がります。そういう形の経営の裁量を多くする、そういう形の中でやっぱり、なぜ今かというよりも、今現在が基本的にいろんな支援を受けながらやっていてきてくれているから、まあそういう時期の中でこの部分を上げて経営の裁量を増やしていく、そういう形で経営改善を今後も終わった後の部分も考えてやっていく時期でないかなというふうな形で思いました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私の勉強不足だと思うんで改めて聞きますけれどもね、入湯料を500円で、で、それプラス休むとなれば例えば休憩室1人400円ということで、900円、風呂上がりで休むとすれば900円払ってということになるわけですね。そういう理解でいいんですよね。

それと、そこでこの新しい区分でいくと、小昼間の1室1時間500円、これ1人で借りた場合でも500円払えば済むということで理解していいんですか。

○議長（門脇直樹君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

入湯料は500円ですけれども、現在、休憩する際は無料となっております。したがって、ここには400円とありますけれども、全協の際にもご説明いたしましたが、入浴するために来てお客様は現在も無料で休めるわけですけれども、その休憩室のところに例えばお風呂に入らないで何か催し物、ちょっとしたこう展覧会みたいな絵とか写真とか何か飾ってそこを見たい人を入れる場合、当然お風呂に入っていないわけですので、いくらかでも料金いただけないかと。決してその部屋に入る方全てから400円もらうということではございません。

それから、小広場につきましては、1室当たり1時間ということですので人数の制限はないものと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） じゃ、1人でこれ、この小広間1室、1人だけでも貸すということで理解していいですね。

○議長（門脇直樹君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） この運用につきましては、指定管理事業者様の考え方によるところだと思います。ですので、その部屋の空き、まあ空いてるときにはもちろん貸せるんですけども、1人でも貸すかどうかにつきましては、会社側の方の判断かと思っています。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） ハタハタ館の運営に関してはですね、またの機会でも意見申し上げたいと思いますけどもね、この料金そのものの設定というのは、町がああだこうだっで決めるべきではない。もし決めるんだとしたら、もっと幅をもって設定しておくべきであってね、こんな安い料金で成り立つわけないんですよ、そもそもが。宿泊1万円なんて、そこいら辺のぺいぺいの旅館程度ですよ。やはりあのぐらいの規模なったら2万円、3万円と取るだけの施設対応を考えた料金設定にすべきである。その中で、運営する観光、まあハタハタ観光会社だっけ、がそれを間に合うんだったら下げた料金、季節によっては上げたりすることもできる。それを上限として大きく幅をもってやるべきであってですね、町がこんだけの安い料金、上限だというふうな設定は私はおかしいというふうに思うわけですよ。その辺、町長の考え聞きたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） このハタハタ館、ハタハタの里観光事業株式会社が指定管理者としてやってる施設ですけど、町営施設ですけど、その指定管理者制度、これ導入されたときにこういう縛りがある。基本的にその料金設定を指定管理者に独自に決められないようなそういう縛りを、国が主導して作りました。これ地方自治法の改正でできた制度なんですけど、ここの部分については、民間の部分であれば議員おっしゃるとおりなんですけど、町が出資している三セク、まあ施設ですね、ここの部分と、民間の施設の競合の部分考えたときに、どうしてもそういう足かせをつけないければ民営圧迫というふうなそういう形の中での指定管理者制度のスタートでこうなってるので、本来は、私、ハタハタの里観光事業株式会社の社長を請け負ってますけれども、やってますけど、私は本当にそうしていただければ非常にありがたいです。でもそうできないんです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 宿泊について伺いますけれども、前に全協で私、6,000円のものが1万円ということで高すぎるのではないかなという質問したわけなんですけど、上限とい

うことでまずある程度理解はできます。ただし、ちょっとそのとき気がつかなかったんですが、まず小・中学生1人4,000円なのが、ちょっと待ってください、小学生以下1人5,000円ですね、これね。それで中学生というのはそうすればどういう、どこに該当するんですか。一般に該当するわけなんですか。

あとそれともう一つ、小学生未満ということは、まず幼稚園までですね。その子どもたちがこれまで2,000円であったのが5,000円ということになるわけですね。これも……

(「上限」と呼ぶ者あり)

○4番(腰山良悦君) 上限でいいですけども、設定するにしてやはりちょっと高すぎるんじゃないかと思うんですよ。それで旅行する人方にすれば、何ていいますか、結構料金にこうあれするんですよ。何ていいますか、固執するんですよ。高い、高いところはあまり、それなりのサービスが伴えばいいですけども、そんなにあれですよ、高ければ来ねえと思うんですよ。そうでなくても年々宿泊っていうか減ってきてる状況で、今まずG o T oとか町のあれで入れ込んでおるわけなんですが、この後、果たしてこの料金設定で来るか来ないか、そこら辺は私はちょっと疑問に思うんですけども。

○議長(門脇直樹君) 4番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 安すぎる、高すぎるのいろんな議論があるんですか、ここの部分の料金はあくまでも上限というふうな形でとらえていただきたいと思います。お客さんが、まあ今のG o T o キャンペーン等、関係まあ何もない状況のときは、いつも冬が、冬期間が問題でした。で、その部分を上限だからといって上げてお客さん来ないのは分かってる部分で上げるわけがないので、ここは先ほど来申し上げておりますけれども、経営の裁量を大きくするために、お客さんがいっぱい来るときには高く料金設定できるような形のこともやれるようにしてほしいというのがこの条例改正の趣旨ですので、これがそのままお客さん来ない時期にもこの料金設定でやるというわけではないので、その辺はお客さん来なくなればハタハタ館潰れてしまいますので、まあそういうことをご理解していただければと思います。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番(腰山良悦君) そうすると、時期に合わせてまず設定すると。そうすればそれをお客さんに対しては表示するといえますか、そういう形とるとということなんですか。分かりました、はい。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 宿泊の値上げ幅が非常に大きいということで、この限度額1万円の表示の仕方ではなくて、最低限度の金額の方に数字を合わせて、あと以上はお金持っている人はいくらでもお金払えますので、それはもう高級な料理どっから取ってもいいし、ステーキ取ってもいいし、何取ってもいいから、上限はいくらでもできるんですけども、やっぱりいくらかっていう表示がほとんど、私もよく宿泊ゆこゆことかインターネットでよく見るんですけども、やはり最低価格が何ぼ何ぼからってという表示がほとんどで、限度額のところで表示したのは私見たことないです。ですから、まあ1泊2食つき6,800円から上限はいくらでもっていうふうなそういう表示の仕方でない、これを見ただけでお客さんはもうしり込みしてしまうと思います。

それと小学生以下5,000円ですけども、これ4歳、5歳も5,000円になりますので、この表示の仕方ちょっと、子連れの人たちはいくらでも安い、やっぱり安い方から、私はインターネットで検索しますけど安い方からどんどんやっぱり売れていくんですよ。で、それにやっぱり三セクのハタハタ館ですので、そこをやはりアピールした方がいいんでないかと思います。私はたまたま昨日ちょっとポルダーの方に行ってきたんですけども、ポルダーのレストランに入りますと、レストラン、まあ食事だけとって、あと左側が休憩室になって、それはゆめろんも同じような、同じ構造なってますけども、ゆめろんは大広間いつでも使っても無料になってます。ハタハタ館の場合は上に行かないといけないんですけども、で、レストランとその休憩室とこう隣合わせだっというので、隣で食事をするっていうことを皆さんやっぱりよく利用するようで、ポルダーの方でも隣の休憩室は200円ですってちゃんと表示してます。で、200円って書いてるので、「子どもいくらなの」って聞いたら「子ども100円です」っていう感じで、やはりそのくらいでないかね、まあハタハタ館は特に使い勝手が悪い、利用するには使い勝手が悪くて、2階の大広間に行くともう何もないだっ広いところに黙っているだけの大広間ですけども、ポルダーとかゆめろんだとテレビがあったり売店あったり、いろんなものがそこで風呂上がりにゆっくりすることができる、そういうふうな施設になってます。そして、私はあそこに大瀧村のサン何だっけ、あそこに泊まったんですけども、サンルーラルに泊まったんですけども、たまたま10階のあの風呂がちょっと故障して下の方の湯の湯に入ってくださいっていうことで、入るときに仕切りのところに、ここは村民のための施設ですっていうふうにちゃんと書いてあるんですよ。ホテルと違って、ここは村民のためのホテルです。そこを配慮して利用してくださいって

いうふうにちゃんと、やっぱり村民のための施設っていうことをすごいこうアピールして、そこでもやっぱりゆったりしていろんなものを使えて無料で、村民の人たちが朝6時半から、ゆめろんも6時半からですけれども、本当にそういう使い勝手のいい、町民に使い勝手のいいような温泉になってます。それを考えた場合に、この料金設定とか、それから考えると本当に町民のためになるのかなっていうところがあります。町長その辺いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ポルダ一瀉の湯とサンルーラル、私もそこを所管する振興局にいましたので何度も利用しましたが、はっきりと入り口分かれてるんです、廊下では繋がってますけど。今のハタハタ館の部分で一番課題となっているのは、宿泊客からのクレームなんです。高いお金で宿泊する人方の入り口と住民の方々が利用する入り口、同じなんです。そこの部分は、宿泊客の方からのクレームがたくさん来てます。で、それはもう既に、どうすればいいのかっていうのはまあ検討してる場所なんですけど、私、今その施設自体がもう出来上がってますから、そこの部分やるっていうのはそう簡単でないんで、まあいずれそこの部分、村民のためのポルダ一瀉の湯、これはそういう形でやってますからそれはそれでいいと思います。

それから、料金安ければいいというのは、それはもちろんそのとおりでと思います。だけれども、やっぱり経営が成り立つための適正な料金設定もできるような形にさせていただきたいというのが今回の上限の引き上げ額でありますので、一方で、見上議員も含めていろんな部分でハタハタ館が赤字赤字というふうな形で、私、町長なってから毎年そういうふうな形のご指摘、ご指導をいただいています。そこの部分も踏まえながら、やっぱり会社としてやれる部分の裁量を少し広げてもらうというふうな、そういう戦う武器も与えてほしいというのがこういう趣旨でありますので、そういう部分もお考えになっていただければとお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今、こういうふうに町民のための施設と、それから宿泊施設ということが分かれてる、風呂も分かれてるというところは私もちょっと経験したことがあります。町民のための風呂は本当に風呂場みたいな感じで、あそこに行列作って町民がだ一っとう入って、あとお客さんの方にはゆったりした風呂っていうふうなところが、私はちょっと見たことありますけれども、やはりそれをやるんだっただけです、や

はり全部、じゃ、今の売店のところどうするのかとか入り口どうするのかとか、そういうふうなのを兼ね合わせてそれで設計して、それでその上でこういうふうに料金の値上げをしますっていうんだったら何分の一かはちょっと賛同できるかなとは思いますが、今そういうふうなことがなくていきなりこの、今赤字だから赤字だからということで、いきなりこの値上げ案を出されてくるということは、町民もびっくりしますし、利用する人も減ることは確実だと思いますが、もう一度、町長お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ現実にはこの部分について値上げっていう話ですけども、あくまでも料金設定できる上限額を上げてほしいというふうなそういう条例改正でありますので、今議員がおっしゃったように、施設を大規模リニューアルしてその際に料金を上げる部分については、3分の1ほど賛成できるって話ですけど、その部分に至らないんです、現在。ようやくこの後の当初予算案に、どうしても来年度の運営ができないかもしれないので空調と合併処理浄化槽を修繕させてほしいってお願いが今精いっぱいのところなんです。今現在の状況の中で明らかに黒字経営とかそういう形がやりくりできるようなそういう形がなければ、大規模リニューアルってまだ私とすれば議会の皆さんにご提案できるようなそういう状況でないと思ってます。その部分については、今年度から教産建の皆さんに意見交換をお願いしてきていますので、その部分を、まあこの後も、この後、今年度の収支決算まとまりますので、そういう部分ができた段階、節目節目でまた議会の皆さんと状況を説明して意見交換しながら何とかハタハタ館の存続に向けて頑張っていきたいと思っていますところですので、今見上さん言われた部分が今そのまますぐできれば私としても非常にありがたいんですが、まあ財源の問題もありますけど、今そういう状況ではないということを私は今認識しています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対討論をします。

料金設定があまりにも目白押しになってます。上げ幅も非常に大きくて、これは私、条例の中に限度額1万円って書く必要はなくって、最低限度額はいくらで、上限の設定1万円は書く必要ないと思います。出したい人は2万円でも3万円でも出すと思います



ので、最低限度の金額だけを抑えておけばそれで条例が成り立つのではないかと思いますので、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。25分より再開します。

午後 2時19分 休 憩

.....  
午後 2時25分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第11、議案第8号、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成18年八峰町条例第69号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定が改正され、特例基準割合の呼称が延滞金特例基準割合に改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

分かりづらいので、福祉保健課資料、議案第8号関係の新旧対照表をご覧ください。  
タブレットに掲載しております。

左側、附則第2項2行目の「特例基準割合（当該年の前年に）」の部分を「延滞金特例基準割合（平均貸し付け割合（」に、また、4行目の「の規定により告示された割合」の部分を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改めます。また、6行目の「(以下本項において「特例基準割合適用年」という。）」の部分を削除し、7行目の最後の「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」の部分を「その年における延滞金特例基準割合」に改めます。下から4行目の「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改めるものであります。全て文言の改正でありますので、延滞金の率、割合等については影響はありません。

附則、1項、この条例は、公布の日から施行する。

2項、改正後の八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今説明したのは福祉課長ですけれども、これは福祉のどういうところに延滞金とか延長とかそういうところが出てくるのか。私はてっきり税務の方、会計の方から説明があるのかなと思いましたが、福祉の方からあえて説明があったということと、それから、まあどういうものに対してこれが、福祉の中の借りてるものに対してこの名称が変わったのかどうなのか。いずれ率とかそういうものには関係ないということですね。そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

福祉課の関係で言えばですね、介護予防関係の事業、配食サービス、生きがいデイ、生活支援、まあヘルパーですね、という使用料や手数料に福祉関係では関係する部分があります。またあと介護とか後期高齢とかの保険料とかも対象となります。ただ、うち、福祉保健課の関係はこのような部分でありますけれども、ほかに、ほかの課ですね、税以

外はほとんど関係する部分があると思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例（平成18年八峰町条例第106号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

福祉保健課資料、議案第9号関係としてタブレットに新旧対照表を掲載しております。

下線の部分が変更された部分となります。本条例附則第5項中にある、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定しておりました新型コロナウイルス感染症の定義が、法の整備によりまして、新たに、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属の

コロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症に規定されたことによる改正であります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。  
八峰町後期高齢者医療に関する条例（平成20年八峰町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由ですが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定が改正され、特例基準割合の呼称が延滞金特例基準割合に改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

また福祉保健課資料、第10号関係の新旧対照表をタブレットに掲載しておりますのでご覧ください。

これも先ほどの第8号議案と同様の改正であります。

左側、附則第2条3行目の「特例基準割合（当該年の前年に）」の部分を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、4行目の「の規定により告示された割合」の部分を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改めます。また、7行目の「（以下この条において「特例基準割合適周年」という。）」部分を削除し、その下の行「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」の部分を「その年における延滞金特例基準割合」に改めます。下から3行目の「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改めるものであります。全てこれも文言の改正であります。

よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町介護保険条例（平成18年八峰町条例第163号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

提案理由、第8期介護保険事業計画により、保険料率設定期間を改める必要があるため。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により新型コロナウイルス感染症の定義が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

これも資料としてタブレットの方に掲載しております。

左側、第2条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるものであります。

次のページをご覧ください。

また、附則第12項第1号中にある「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」部分が「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改正するものであります。

これも国保の条例改正と同じく、新型インフルエンザ等対策措置法に規定しておりました新型コロナ感染症の定義が法の整備により新たに新型コロナウイルス感染症に明記されたことによります。

附則、1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第12条第1項1号の改正規定は、公布の日から施行する。

経過措置、2項、改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとなります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第12号をご説明いたします。

八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。町営住宅の一部用途廃止に伴い、管理戸数が減少するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容です。

八峰町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表中でありますけども、かもめ団地、木造2階建て、現在15戸となっておりますが、これを3戸減少させ、かもめ団地、木造2階建てを12戸と改めます。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第13号、八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第13号をご説明いたします。

八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。先ほど用途廃止した町営住宅、これを地域活性化住宅としての管理戸数が増加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例改正内容ですが、八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表中ですが、現在、夕風団地10戸となっておりますが、これに、かもめ団地、木造2階建て3戸を追加するものであります。このように改めるものであります。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第14号をご説明いたします。

八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。温泉供給施設の管理に際して、業務の一部を外部委託できるようにすること及び、施設の名称、及び位置を修正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正内容です。

八峰町温泉供給施設条例の一部を次のように改正する。

第3条中の「町が行うものとする。」の次に「ただし、管理業務の一部を委託することができる。」を加えます。

これは、現在停電とか、あるいは源泉の湧水状況の際には、町の職員に携帯へ通報が来ます。これを受けて、ハタハタ館の担当職員と連絡を取りながら原因調査を行っております。修繕等が必要な場合は、年間で維持管理を委託している秋田の業者さんに委託しております。これを新年度からは、軽微な日常点検についてはハタハタ館に依頼したいと考えております。というのも、原因調査にあたってはやはり一番隣で使っているハタハタ館が状況を把握しておりますので、町職員が現場に出向いてから対応するよりも早いということで、迅速性を重視し、このように対応したいと思います。また、軽微な修繕等については、ハタハタ館から直接業者とやりとりして、少額な金額のものについては対応していただくということで、それについては町と連絡を取りながら判断して施工してもらいたいと考えております。

委託については以上です。

それから、別表中の「八森ふるさと温泉」の項目ですけども、この八森ふるさと温泉というのは、湯っこランドが開設した当時、最初に温泉を引いた源泉でございます。これはもう源泉が枯渇して今使われていないような状態で、それ以降全く稼働しておりません。ただし、条例上ここに載っておりましたので、今回ここを削除したいと思っております。そのかわりといいますか、この文言にかわって下の「八森いさりび温泉（御所の台）」、これについては、現在、新源泉として平成30年から供用開始している新しい源泉の名称です。ここについても条例の方を改正しておりませんでしたので、併せてこの機会に遅らばせながら変更をお願いしたいと思っております。改めたいと思っております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 再確認ですけども、今説明の中に八森ふるさと温泉、これが今、湯っこランドに供給してあった源泉ですが、枯渇して使っていない状況という説明あったけども、どういうことなのかな。ちょっとそこ説明お願いします。

○議長（門脇直樹君） 8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ちょっと舌足らずで誤解されたかもしれませんが、一番最初に旧八森町で温泉を活用して現在の湯っこランドを運営した際に、長坂の土地に源泉を湧出したものを利用していました。そのことをお話してあります。今現在、湯っこランドの方にはハタハタ館と一緒に使っていた国道沿いの温泉を引っ張っておりますので、この部分についてはそのまま条例には残す形になります。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 長坂線の下海岸道路に下りる道路の付け根あたりだな。

○建設課長（石嶋勝比古君） はい。

○8番（菊地 薫君） 前あそこに船使ってどうのこう温泉を、分かりました。以上。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○8番（菊地 薫君） いいです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例制定について。

八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町野菜集出荷施設の用途を廃止し、普通財産として譲渡できるようにするため、本条例を廃止するものであります。

次のページになります。

条例文です。

八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例。

八峰町野菜集出荷施設条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、八峰町保育所条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、八峰町保育所条例を廃止する条例制定について。

八峰町保育所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。令和3年4月1日より峰浜ポンポコ子ども園が幼保連携型認定こども園に移行することにより、公立保育所を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次ページ、条例本文です。

八峰町保育所条例を廃止する条例。

八峰町保育所条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上が説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について。

八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。子ども・子育て支援法の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、保育所の入所基準について、実施基準を定める旨の規定が改められ、当該基準に関しては、条例で定める必要がなくなるため、本条例を廃止するものであります。

次ページ、条例本文です。

八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

八峰町保育の実施に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

補足の説明となります。この条例を廃止することになりますけども、新たに規則で保育所入所基準等を定めますので、そちらの方に置き換わるものとなります。

以上で説明となります。よろしく願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第18号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長(浅田善孝君) 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。

1 無償譲渡しようとする財産

(1) 施設

名 称	八峰町野菜集出荷施設
所 在	八峰町峰浜石川字外林137番地1及び138番地1
構 造	鉄骨造平屋建
延べ床面積	1,270㎡

(2) 土地

所 在	八峰町峰浜石川字外林137番地1他2筆
地 目	宅地
面 積	6,928.01㎡

2 無償譲渡しようとする相手方

所 在 地	山本郡三種町鹿渡字町後270番地
名 称	秋田やまもと農業協同組合
代 表 者	代表理事組合長 檜森保雄

3 無償譲渡の条件です。

無償譲渡の相手方は、譲渡物件を集出荷施設として使用し、かつ、従前の使用目的を継承するもので、他の目的に使用してはならない。ただし、施設の償却期間が経過した場合は、この限りでない。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町野菜集出荷施設及びその関係用地を秋田やまもと農業協同組合

に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

説明資料でもう少し詳しく説明したいと思います。

アップされた写真をご覧ください。野菜集出荷施設及び関係用地の航空写真となります。

写真中央にあります緑色で表記されている施設が八峰町野菜集出荷施設です。また、青色太線が無償譲渡の用地で、黄色の囲みに地番、地目、面積、所有者が記載されています。用地については、図面右下の凡例にありますとおり、黄色い囲みの下の方から八峰町峰浜石川字外林137番地1、地目は宅地、面積は2,052.87㎡。真ん中が八峰町峰浜石川字外林138番地1、地目は宅地、面積は2,903.88㎡。上の方にありますのが八峰町峰浜石川字外林139番地1、地目は宅地、面積は1,971.26㎡の3筆となっております。

なお、139番地1の一角には、外林地区集会施設があります。当初この集会施設の関係用地については、無償譲渡前に分筆登記する予定でしたが、土地家屋調査士が調査したところ、当該用地周辺は昭和40年代に国土調査を行い、登記が完了しているものの、当時の座標と現在の座標を比較すると1m程度ずれていることが判明しました。そのため、町が分筆登記を行うと修正する範囲が大きく大規模な作業となり、費用も高額になるほか時間もかかることから、その対応について協議したところ、外林地区集会施設用地も含め、一度農協に譲渡し、農協が関係用地の分筆登記を行い、町に寄附する形であれば範囲が農協部分にとどまり、費用的にも抑えられることから、その旨、農協に説明し、分筆登記に係る費用を町が負担することで合意したものです。

なお、関係予算については、令和3年度当初予算に要求しておりますので、後ほど予算委員会で説明いたします。

また、2ページ以降には野菜集出荷施設の現状写真を載せております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時13分より再開いたします。

午後 3時05分 休 憩

.....  
午後 3時12分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第22、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第8号)。

令和2年度八峰町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,758万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億3,442万4,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

4ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費の公共施設等総合管理計画更新業務につきましては、当初個別施設計画を中心に更新する内容で委託業務として発注しておりましたが、その後、国から公共施設等の適正管理について、中長期的な観点での公共施設マネジメントを推進するため、現在の総合管理計画の計画期間内であっても令和3年度中に個別施設計画を踏まえた総合管理計画の見直しを行うよう連絡がありました。

なお、令和3年度中に見直しの際には財源措置があるとの情報もございましたので、現在発注済みではありますが更新業務の工期を延長し、令和3年度中に見直すべき事項も追加更新した方がよいと判断したために事業繰越とするものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につつま



しては、ワクチンの供給が可能となった場合、速やかに住民に対してワクチン接種を行うことができる体制を整えるため、必要な予算をこのたびの3月議会定例会に補正予算計上したほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

6款農林水産業費1項農業費のうち、担い手確保経営強化支援事業につきましては、国の第3次補正予算で当該事業費の追加が認められたことから、このたびの3月議会定例会に補正予算を計上したほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

強い農業担い手づくり総合支援事業につきましては、今冬の大雪・暴風雪の影響により農業用ハウス等に甚大な被害が発生したことから、人・農地プランの中心経営体で融資または地方公共団体の支援を受けている方を対象に、復旧費として国が補助することになりましたので、このたびの3月議会定例会に補正予算計上したほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

農業施設復旧支援事業につきましては、先ほどご説明しました強い農業担い手づくり総合支援事業と同じように、今冬の大雪・暴風雪の影響により農業用ハウス等に甚大な被害が発生したことに伴う復旧支援でございます。こちらの方は復旧費として県が補助することとなりましたので、同じくこのたびの3月議会定例会に補正予算計上をしたほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

水田畑地化整備事業につきましては、県が実施している事業の一部が繰越事業となったことに伴う、町負担金の繰越でございます。

3項水産業費の水産基盤整備事業につきましては、県が実施している八森・岩館両漁港の県営漁港事業の一部が繰越事業となったことに伴う、町負担金の繰越でございます。

10款教育費5項社会教育費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金150万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書費の充実を図るものでございます。

以上、8事業にかかる繰越明許費の総額は5,238万5,000円でございます。

債務負担行為の追加及び変更につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

5ページをご覧ください。

1、追加のうち、令和3年度当初より業務を開始する必要がある議会広報誌印刷製本業務委託、町広報誌印刷製本業務委託、一般廃棄物収集運搬業務及び小・中学校スクールバス運行業務委託の3業務、合わせて6業務につきましては、入札事務を円滑に進めるため、債務負担行為を設定する必要があるものでございます。

鹿ノ浦休憩所解体工事につきましては、今冬の強風の影響により屋根の一部が剥離したほか、施設の老朽化も進んでいることから解体することといたしました。早期に契約行為に着手する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

2の変更のうち、お試し暮らし用住宅借上につきましては、当初予算で2棟分の借上料を設定しておりましたが、実績が1棟となり、住宅借上料の将来負担額に変更が生じたために減額補正するものでございます。

中小企業融資斡旋資金及び小規模事業所経営改善資金につきましては、貸付実績が確定したことにより当初予算の設定した利子補給金の将来負担額に変更が生じたため、それぞれ減額補正するものでございます。

地方債の追加及び変更につきましては、「第4表 地方債補正」に記載しております。

6ページをお開きください。

1、追加の減収補てん債につきましては、地方自治体が当初見込んだ法人関係の税収額が大幅に減収した分を補てんするための起債であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響に対応するため補てんの対象項目が追加となったことに伴い、1,640万円を追加補正するものでございます。

次に、2、変更の6項目につきましては、全て事業の完了または事業費の確定に伴う6,810万円の減額補正でございます。

臨時財政対策債につきましては、額が確定したことによる440万円の減額補正でございます。

小型動力ポンプ積載車等整備事業につきましては、事業完了に伴う入札差額による60万円の減額補正でございます。

峰浜地区統合子ども園建設事業につきましては、事業完了により額が確定したことに伴い、合併特例債230万円の減額補正でございます。

過疎対策事業につきましては、対象としている事業費の確定に伴い、6,060万円の減額補正でございます。

広域通信指令室機器更新事業負担金につきましては、負担金の額の確定に伴い、10万円の減額補正でございます。

緊急浚渫推進事業につきましては、事業費の確定に伴い、10万円の減額補正でございます。

なお、詳細につきましては、18ページから19ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書10ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出実績見込額と現計予算額の乖離の大きいもの及び事業完了に伴い予算の整理が必要なものを計上しております。事業完了に伴うものにつきましては、特徴的なものを除き説明は省略させていただきます。

10・11ページをお願いします。

まず歳入ですが、10款地方交付税につきましては、交付額の確定に伴い、普通交付税9,764万7,000円を追加補正するものでございます。

12款分担金及び負担金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生きがいデイサービス利用者数の減少により25万2,000円を減額補正するものでございます。

13款使用料及び手数料1項使用料4目農林水産業使用料につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症拡大に伴い宿泊営業を休止したことにより、夕映の館使用料を60万円、漁火の館使用料60万円、合わせて120万円を減額補正するものでございます。2項手数料2目衛生手数料につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、集団検診を中止したことから住民検診手数料46万円を減額補正するものでございます。

12・13ページをお願いします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金のうち1節社会福祉費負担金につきましては、重度訪問介護利用者が減少したため、自立支援給付費の支出が減額となる見込みであることに伴い、国庫負担金159万円を減額補正するものでございます。2節児童福祉費負担金につきましては、児童手当の給付実績が当初予算編成時より減少したことに伴い、国庫負担金420万円を減額補正するものでございます。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金のうち細節10の個人番号カード交付事業費補助金につきましては、今年度交付額が確定したことにより、国庫補助金95万6,000円を減額補正するものでございます。細節11の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、会計年度任用職員の人件費や窓口延長の時間外手当など補助金の対象経費が増額となったことに伴い、国庫補助金11万5,000円を増額補正するものでございます。細節14個人番号カード利用環境整備費補助金につきましては、マイキーID設定支援に会計年度任用職員の人件費が増額、業務実績ですね、これに伴って国庫補助金23万5,000円を追加補正するものでございます。細節18の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、学校保健特別対策事業など国庫補助金の対象となる事業において、地方負担分が交付金の対象とな

りましたので、158万6,000円を追加補正するものでございます。2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金のうち細節12子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、児童手当のシステム改修費に伴い、国庫補助金30万1,000円を増額補正するものでございます。細節14の保育所等保健衛生用品整備等事業費補助金につきましては、保育所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費として交付される国庫補助金90万円を追加補正するものでございます。3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち細節8の母子保健衛生費補助金につきましては、子育て世代包括支援センターの開設に当たり、開設準備などに対して交付される国庫補助金198万1,000円を追加補正するものでございます。細節10の新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金につきましては、繰越明許費のところでもご説明しましたが、新型コロナウイルスワクチン供給が可能となった場合、速やかに住民に対してワクチン接種を行うことができる体制を整えるため、今回の3月議会定例会に計上している歳出予算に対して交付される国庫補助金2,768万9,000円と、12月議会定例会時に予算措置しましたシステム改修分としての47万3,000円、合わせて2,816万2,000円を追加補正するものでございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち細節2の自立支援給付費負担金につきましては、14款国庫支出金のところで説明したものと同様に、重度訪問介護利用者が減少したために自立支援給付費の支出が減額となる見込みであることに伴い、県負担金79万5,000円を減額補正するものでございます。細節3後期高齢者保健基盤安定負担金につきましては、今年度の交付額が確定したことに伴い、県負担金119万1,000円を追加補正するものでございます。2節児童福祉費負担金につきましては、14款国庫支出金のところでご説明したものと同様に、児童手当の給付実績が当初予算編成時より減少したことに伴い、県負担金110万5,000円を減額補正するものでございます。

14・15ページをお願いします。

2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響により自殺予防フォーラムを中止したことに伴い、地域自殺対策強化事業費補助金27万円を減額補正するものでございます。4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち細節2中山間地域等直接支払交付金につきましては、協定面積の減少に伴う事業費が減額となったことから、県補助金277万円を減額補正するものでございます。細節11農業委員会交付金につきましては、交付金の配分額の確定に伴い、県補助金

11万3,000円を追加補正するものでございます。細節23の鳥獣被害対策交付金につきましては、事業費の確定に伴い、県補助金35万2,000円を減額補正するものでございます。細節37農業次世代人材投資事業補助金につきましては、当初予算作成時より新規の採択者数が減少したことに伴い、県補助金150万円を減額補正するものでございます。細節43機構集積協力金事業費補助金につきましては、12月議会定例会時に予算措置しました農地利用状況の確認を行う上で必要となる調査用図面作成に係る経費としての県補助金55万3,000円を追加補正するものでございます。細節45担い手確保・経営強化支援事業の補助金につきましては、繰越明許費の追加のところでもご説明いたしましたが、国の第3次補正予算で当該事業費の追加が認められたことから、県補助金985万8,000円を追加補正するものでございます。細節53元気な中山間農業応援事業補助金につきましては、当初、コンバインを導入する予定としておりましたが、予定していた方が導入を取りやめたことに伴い、県補助金231万円を減額補正するものでございます。細節63の農地利用最適化交付金につきましては、農業委員会の活動実績と成果実績に伴い、県補助金114万9,000円を追加補正するものでございます。細節69農業施設復旧支援事業費補助金と細節70強い農業担い手づくり総合支援交付金につきましては、繰越明許費の追加のところでもご説明いたしましたが、今冬の大雪・暴風雪の影響により農業用ハウス等に甚大な被害が発生したことに伴い、復旧支援としまして県補助金141万3,000円と83万5,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。2節林業費補助金につきましては、林業塙線改良工事の事業完了により県補助金12万6,000円を減額補正するものでございます。3項委託金1目総務費委託金につきましては、国勢調査の指導員を対象とした報告会に係る経費分が追加交付されることになりましたので、統計調査費委託金6万円を追加補正するものでございます。4目教育費委託金につきましては、新型コロナウイルスの影響により、いのちの教育あったかエリア事業が中止になったことに伴い、教育費委託金106万1,000円を減額補正するものでございます。

17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金につきましては、金谷信榮氏より寄せられた寄附金150万円を追加補正するものでございます。

16・17ページをお開きください。

○議長（門脇直樹君） 副町長、皆さん全ての説明の項目まで説明求めますか。

（「要りません」と呼ぶ者あり）

○副町長（日沼一之君） ですか。

○議長（門脇直樹君） もう少し割愛しながら簡潔にお願いします。

○副町長（日沼一之君） はい、分かりました。

まず、じゃあ金額の大きいところだけ言います。

18款繰入金2項繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整を図るため、2億2,164万円を減額補正するものでございます。2目雇用創出基金繰入金につきましては、雇用創出活動支援事業補助金の交付額が減少見込みであることから繰入金300万円を減額補正するものでございます。4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、寄附金に対して付与されるポイント制度を廃止したためにポイント保有者による返礼金の駆け込み需要が増加していることから、300万円を追加補正するものでございます。

19款繰越金につきましては、繰越金のうち予算未計上だったものを今回の3月補正予算で全額計上して、6,643万8,000円を追加補正するものでございます。あと、6目の方、金額大きい方ですね、雑入につきましては、新型コロナウイルスの影響によって細節1の海浜プールシャワー使用料、細節2のあきた白神体験センター使用料、合わせて853万円を減額補正するものでございます。

18・19ページをお開きください。

21款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

続きまして歳出をご説明いたします。歳入でも申し上げましたが、今回の補正予算は事業完了に伴うものが主要因となっておりますので、特徴的なものを除いて細かな説明は省略させていただきます。

なお、今回の減額補正となっているもののうち、新型コロナウイルスの影響により取りやめとなった出張関係や各種行事をはじめとする事業の中止による減額補正額は、全体で約4,000万円となっております。

20・21ページお願いします。

1款議会費から2款総務費6目企画費につきましては、新型コロナウイルスの影響と事業完了に伴う減額補正でございます。

22・23ページをお願いします。

7目電子計算費につきましては、障害者自立支援給付支払システムの改修が必要なことから、その改修経費として秋田県町村電算システム共同事業負担金55万7,000円を追加

補正するものでございます。あと、12目町有バス管理費につきましては、同じく新型コロナウイルスの影響によって町有バスの利用者が減少ということで、バスの燃料代、運転手の手数料240万円を減額補正しております。あと、13目ふるさと納税管理費につきましては、歳入18款繰入金のところでもご説明いたしましたが、これまでの寄附金に対して付与去れるポイント制度を廃止することとしているため、ポイント保有者による返礼品の駆け込み需要が増加していることから委託料300万円の追加と、なお、今年はふるさと納税の寄附金の見込みは2,700万円ほどになるようです。

あと、そうですね、24・25ページをお開き願います。

ここでは大きいところは、6項の監査委員費につきましては、新型コロナウイルスの影響により旅費を24万円減額補正するものでございます。

あと、次に3款民生費についてご説明します。1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、若者世代生活応援プレミアム50商品券交付事業の事業完了に伴い精算したところ、当初見込みより利用者が少なかったことから補助金325万7,000円を減額補正するものでございます。2目の老人福祉費につきましては、新型コロナウイルスの影響により高齢者の生きがい活動支援通所事業と健康づくり推進事業が開催できなかった期間があったことから、委託料50万4,000円を減額補正するものでございます。3目の障害福祉費につきましては、重度訪問介護利用者が減少したために自立支援給付費318万円を減額補正するものでございます。あと、27節の繰出金につきましては、後期高齢者医療保健基盤安定繰出金の額の確定に伴い、158万8,000円の追加補正でございます。

26・27ページをお願いします。

2項の児童福祉費、1項1目ですね、すいません、児童福祉総務費につきましては、児童手当の給付実績が当初予算編成時より減少したことなどに伴い、扶助費602万5,000円を減額補正するものでございます。2目子ども園費につきましては、後ほど10款教育費と合わせて教育長からご説明させていただきます。

28・29ページをお願いします。

3目子育て支援センター運営費につきましても、後ほど教育長からご説明させていただきます。3項の国民年金費1目国民年金事務費につきましては、年金生活者支援給付費支援業務市町村事務取扱交付金の令和元年度分の精算に伴い、返還金が6万6,000円、これを追加補正してございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

30・31ページをお願いいたします。

ここの2目予防費につきまして、新型コロナウイルスの影響により中止となりました自殺予防フォーラムと集団検診関係の減額補正と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の追加補正が混在しておりますので、予算書だけでは分かりにくいと思われるので、別の資料を準備しておりますのでそちらでご説明させていただきます。

議案第19号予算説明資料ということでこういうの入ってるはずですので、お願いします。よろしいですか。

1節報償費につきましては、ワクチン接種体制確保事業に係る事務補助費の報酬307万9,000円を追加補正するものでございます。3節職員手当につきましては、ワクチン接種体制確保事業に係る事務補助員の期末手当63万6,000円を追加補正するものでございます。7節報償費につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった自殺予防事業関係の講師やアトラクションの謝礼20万5,000円を減額補正するものでございます。あと8節旅費につきましては、ワクチン接種体制確保事業に係る事務補助員の通勤手当と費用弁償31万円の追加補正。それから、11節需用費のうち細節1消耗品費につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった自殺予防事業関係の消耗品20万円の減額。そしてワクチン接種体制確保事業に係る消耗品239万4,000円を追加。差し引いて219万4,000円を追加補正するものでございます。あと、燃料費、食料費、光熱水費、役務費の通信運搬費等々で、12節委託料の集団検診関連委託料につきましては、集団検診が中止となったことに伴い920万9,000円を減額補正し、新たにワクチン接種に係る分としまして接種券作成業務委託料として161万円を、ワクチン集団接種業務委託料として750万円を、ワクチン接種者の送迎業務委託料として834万7,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。あと13節使用料及び賃借料につきましては、ワクチン接種に係る医師・看護師等の送迎代として、自動車等39万8,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費、これですが、ワクチン接種に必要な備品としてパーテーション、小型薬品保冷庫、それからパルスオキシメーター、これは血液中の酸素濃度を測る機構です。あと医療廃棄物容器ホルダーを購入するために、合わせて44万4,000円を追加補正するものでございます。そして予防費全体としましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった自殺予防と集団検診事業関連で974万9,000円を減額しており、新たにワクチン接種体制確保事業で2,768万9,000円を追加し、差し引き1,794万円を追加補正するものとなっております。



なお、新たに追加しましたワクチン接種体制の確保事業2,768万9,000円につきましては、全額国庫補助金の対象としているほか、繰越明許費としております。

それでは、議案書に戻っていただきたいと思います。32・33ページです。もう少しです。

2項清掃費1目清掃費につきましては、新型コロナウイルスの影響によりクリーンアップ等を中止した自治会があったことなどから、廃棄物回収作業の手数料80万円を減額補正するものでございます。3項水道費1目簡易水道施設費につきましては、新型コロナウイルスの影響により温泉入浴客が減少し、水道使用料の負担が大きくなったことから、ハタハタ館とあきた白神温泉ホテルから水道使用料の猶予申請が出され、減免することといたしました。その減免相当分を簡易水道事業会計補助金として620万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、5款労働費についてご説明いたします。1項労働諸費4目緊急雇用対策費につきましては、今年度において雇用創出活動支援事業の実績が見込まれないことから、補助金300万円を減額補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。1項農業費1目農業委員会費のうち1節報酬につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績確定に伴い報酬の支払いに不足がじることから、253万円を追加補正するものでございます。8節旅費につきましては、新型コロナウイルスの影響により各種農業委員会の大会や代表者会議が中止または規模縮小となったことから、費用弁償、それから職員旅費、110万5,000円を減額補正するものでございます。

34・35ページをお開きください。

大きいものですね。18節負担金補助及び交付金のうち農業次世代人材投資補助金につきましては、当初予算作成時より新規採択者数が減少したことに伴い、150万円を減額補正するものでございます。中山間地域等直接支払交付金につきましては、協定面積の減少に伴い事業費が減少となったことから、369万3,000円を減額補正するものでございます。それから、大きいもの、担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては、国の第3次補正予算で事業費の追加が認められましたことから、補助金985万8,000円を追加補正し、併せて繰越明許費とするものでございます。農業施設復旧支援事業費補助金と強い農業担い手づくり総合支援交付金につきましては、今冬の強風により農業用ハウス等に甚大な被害が発生したことに伴い、復旧支援としまして141万3,000円、83万5,000

円をそれぞれ追加補正し、繰越明許費とするものでございます。5目農地費につきましては、当初、コンバインを導入する予定としていた方が導入を取りやめたことに伴い、元気な中山間応援県営事業補助金295万1,000円を減額補正するものでございます。あとそうですね、2項林業費1目林業総務費につきましては、旅費に関しては新型コロナウイルスの影響により出張取りやめ、委託料に関しては事業確定によるもので、合わせて279万円を減額補正するものでございます。

36・37ページをお願いします。

2項林業費2目林業振興費につきましては、ゴルフ場の松くい虫被害対策の対応を町が直接対応することに変更したために補助金100万円を減額補正するものでございます。あと、3目の林業整備費につきましては、林道塙線改良工事の事業完了により144万6,000円を減額補正するものでございます。あと、4目オフセットクレジット推進費につきましては、新型コロナウイルスの影響により研修及び植樹指導を中止したことによる減額補正でございます。

あと、7款商工費についてご説明いたします。1項商工費2目商工振興費のうち7節報償費から13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルスの影響によりイベントを中止したことによる減額補正でございます。あと、14節工事請負費につきましては、産直ぶりこ外壁屋根塗装工事の完了による請負差額115万4,000円の減額補正でございます。あと、18節の負担金補助及び交付金につきましては、各補助金の事業実績確定により300万円を減額補正するものでございます。

あと、次は38・39ページをお願いします。

12節委託料のうちスカイロード観光客歓迎装飾制作設置作業委託料と公園遊具点検委託料につきましては、請負差額による減額補正でございます。88万6,000円ですね。あとは、13節使用料及び賃借料、それから18節負担金補助及び交付金、これ245万円につきましては、新型コロナウイルスの影響によりイベントの中止や事業の縮小に伴う減額補正でございます。あと、9目のジオパーク推進費につきましては、新型コロナウイルスの影響により大会や研修会への参加を中止したことによる138万6,000円の減額補正でございます。

あと、8款土木費につきましては、2項道路橋梁費1目道路維持費につきましては、町道白神二ツ森線舗装補修工事の事業費確定による100万円の減額補正でございます。

40・41ページをお開き願います。

3項はちょっと小さいな。4項下水道費1目下水道費につきましては、新型コロナウイルスの影響により温泉入浴客が減少し、水道使用料の負担が大きくなったことから、あきた白神温泉ホテルから水道使用料と合わせて下水道使用料の猶予申請も出され、下水道使用料は水道使用料により料金が算定されることから、水道料金と合わせて減免することといたしました。その減免相当分を下水道事業会計補助金として60万円を追加補正するものでございます。

9款消防費についてご説明します。

42・43ページをお願いいたします。

1項消防費1目非常備消防費につきましては、新型コロナウイルスの影響により消防出初め式を中止したことに伴い、費用弁償31万2,000円減額補正です。2目の消防施設費につきましては、小型動力ポンプ積載車の購入確定による入札差額ですね、48万円の減額補正でございます。

あと、13款諸支出金についてご説明します。

少し飛びますが、48・49ページをお願いします。

最後です。3項基金費14目中小企業融資あっせん資金等利子補給基金費につきましては、議案第3号で提案しました内容であります。新型コロナウイルスの影響による支援策として、現在、マルブナ、マル経の融資を受けている事業所を対象に、利子補給を従来の2分の1から全額としまして令和3年度まで行うこととし、また、利子補給金の減源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することから、積立金500万円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

次に、教育委員会関係補正予算案につきましては、教育長の方からご説明願います。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、教育委員会関係は私の方から説明させていただきます。

ずっと戻って26・27ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費のうち1節報酬につきましては、峰浜地区の子ども園の統合にあたり、スクールバスの運転手と事務補助員を当初見込んでいた人数より少なくしたことに伴う減額補正でございます。8節旅費につきましては、保育士等の研修がリモート開催になったことに伴い減額補正するものでございます。12節委託

料と14節工事請負費につきましては、峰浜地区統合子ども園建築事業の完了に伴い事業費が確定したことにより、工事監理業務委託料と工事請負費をそれぞれ減額補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、購入額の確定に伴い、それぞれ減額補正するものでございます。

28・29ページをお開きください。

3目子育て支援センター運営費につきましては、全て新型コロナウイルスの影響によるもので、出張や行事等の事業の中止や規模縮小に伴い減額補正するものでございます。

次に、10款教育費についてご説明します。

42・43ページ、飛びますがお開きください。

1項教育総務費1目教育委員会費につきましては、新型コロナウイルスの影響により総会や研修が中止になったことに伴う減額補正でございます。3目教育助成費のうち7報償費から13使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルスの影響により出張やいのちの教育事業、小中連携児童生徒交流事業の中止、規模縮小になったことに伴い減額補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルスの影響により小・中学校の修学旅行を中止や変更としましたが、キャンセル料が発生しないことから減額補正するものでございます。

続いて44・45ページをお開きください。

2項小学校費1目峰浜小学校費につきましては、歳入14款国庫支出金のところで説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が学校保健特別対策事業など国庫補助金の対象になる事業において地方負担分が交付金の対象になりましたので、財源更生するものでございます。2目八森小学校費につきましては、スクールバスの運行見込額の精査により減額補正するものでございます。3項中学校費1目中学校費の八峰中学校費のうち12節委託料につきましては、スクールバスの運行見込額の精査により減額補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、令和3年度から新しい教科書に変わるため教師用の教科書を購入するため、201万1,000円の追加補正でございます。4項幼稚園費2目認定こども園費のうち1節報酬と2節職員手当等につきましては、スクールバスの運転手を当初見込んでいた人数より少なくしたことに伴う減額補正でございます。8節旅費につきましては、保育士等会の研修がリモート開催になったことに伴う減額補正でございます。17節備品購入費につきましては、購入金額の確定に伴い減額補正するものでございます。

46ページ・47ページをお開きください。

5項社会教育費につきましては、新型コロナウイルスの影響により今年度に成人になる方を対象にした成人式を今年度に開催することができなかったことから、記念品やアトラクション謝礼をはじめとする関係報償費を減額補正するものでございます。2目公民館費のうち7節報償費から13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルスの影響により、ことぶき大学に関連する経費を減額補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金150万円を活用してファガス及び峰栄館の図書充実を図るための書籍購入費151万円の追加補正でございます。3目文化活動費につきましては、町民文化祭のゲスト出演謝礼の報償費10万円を減額補正するものでございます。6目秋田県自然体験活動センター管理費につきましては、新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少したことに伴い、1節の報酬から13節の使用料及び賃借料までをそれぞれ減額補正するものでございます。

最後に、48・49ページをお開きください。

6項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、8節旅費から18節負担金補助及び交付金の全てが新型コロナウイルスの影響により全県駅伝大会が中止になったことに伴い、8節旅費から18節負担金補助及び交付金までをそれぞれ減額補正するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○3番（奈良聡子さん） すいません、議長。

○議長（門脇直樹君） はい。

○3番（奈良聡子さん） もうバッテリー少なくて。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 4時01分 休 憩

午後 4時02分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今、副町長あるいは教育長から縷々ご説明がありましたので、内容は承知いたしましたが、8,700万円のうちコロナ関係で約4,000万円の減額というよ

うなこともございました。あるいは、この関係でいろんなイベントが中止になったということもございますが、早めに分かったものについてはもっと早く減額した方が、財政の方ではやりやすかったんじゃないかなと思うんですが、これ申し合わせをして3月補正予算で計上するというようなことの中身になってるんですか。それとも、これまで我慢してこうやって繰越財源を残したという格好になるんでしょうか。そこら付近詳しく教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの皆川議員の質問にお答えいたします。

町の方の予算編成の際、予算編成といいますか、補正予算の積算の際に、新型コロナのものにつきましては12月等で落とさないで3月に落とすようにということで指示しておりましたので、今回計上させていただいております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かあるんですけど、まず10ページ、歳入の方を、まあ歳出の方にも入ってくるんですけども、夕映の12款農林水産業使用、先ほど議論しましたけれども、これは利用が減ったっていうのはコロナ禍の中で減ったのではないかと思いますので、地方創生とかそういうものに当てはめて委託料の方にこれを回してやるとかそういう考えはなかったのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

漁火の館、夕映の館の使用に関してですけども、そちらの方につきましては新型コロナウイルスの方として考えておりません。また、新型コロナウイルスで様々な事業継続等の方をやっておりますけれども、新型コロナウイルスのこの交付金は、単純に赤字補填相当というのは禁止されておりますので、こちらの方は計上しておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

○7番（見上政子さん） すいません、ちょっとページめくるのに時間がかかってしまってます。ちょっとお願いします。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 25ページの民生費、社会福祉費、補助金のところで若者世代応援プレミアム券が325万7,000円減額なってるんで、あまり使われなかったと言われたけれども、どのくらいの割合でどうだったのか。目標金額に対して達成しなかったってことなんですけども、それはなぜなのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

若者世代生活応援プレミアム50ということで、なぜ使われなかったのかということですが、この中で実際使った方、まず対象者ということですが、結論から言えばやはり若者に人気がなかったんですね。全体の34.8%しか使われていませんでした。そして母子世帯では53.2%、比較的使っていました。あと父子世帯もちょっと人気がなく、11人の対象に対して2人ということで18.2。やはりこれも、もう少しこうやっぱり若者に使えるような工夫が必要であったのではないかと、こう考えております。結果として今のような率ですので、全体の対象が468人に対して170ということで36.3なので、やっぱり高くなかったということなので、まあその影響が一番若者に人気がなかったと、こういうことのでございますので、これからこういう類のものは工夫が必要だと、こういうふうに考えてございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 37ページの林業振興費、これはゴルフ場の松くい虫対策事業補助金ということで町の方でこれを出してますけれども、これは沢目財産区の貸し付けですので、財産区の方でこういうことをやれるようなそういう仕組みにはならないんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

これは財産区でなくて、直接ゴルフ場に今まで補助金として100万円出していました。今回はゴルフ場の方から、やはりコロナの影響で業務が閑散としていましたので自分方の作業員で実施すると、こういうような状況になったわけです。ですからこれを減額したということです。よろしいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 教育長、小・中学校の修学旅行のキャンセル料70万9,000円。普通

はキャンセル料が発生して、小学校、中学校の子どもたちのキャンセル料を町でみたいということで補正されると思うんですが、キャンセル料をあらかじめ何ですか予算化してて、今この減にしている。これはどこでいつこのキャンセル料を予算化してたんですか。普通はキャンセル料が発生して町でそれを持ちたいということで補正で出ると思うんですよ。この意味がちょっと分からない。

○議長（門脇直樹君） 5番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

この学校の修学旅行のキャンセル料の予算につきましては、9月の補正で認めていただいて予算化いたしました。その後で発生するだろうということでまず補正で取ったわけでなんですけども、実質的にキャンセルが発生しなかったということで全く使うことなく今回落としてございます。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） キャンセル料が発生するだろうとって前もってそれを予算化した、補正で、したんでしょう。キャンセル料が発生して、その後で補正してこのぐらいキャンセル料が出ましたと、小・中学校のキャンセル料を町でみたいと思いますっていうことで補正するのが普通。70万9,000円、どうしてこれ見積もったんですか。キャンセル料を予算化するときに。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 補正で計上する際には、参考といたしまして各学校の方の利用しております旅行屋さんの方からキャンセル料の積算をしてもらいました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 資料の方で予防費、30・31ページということでコロナ対策のお金がいろいろ出されましたけれども、車の送迎、お医者さんとか看護師さんの送迎のほかに834万7,000円のあれがありましたよね、これが委託、一般の人たちがどういうふうを送迎してもらえるのかなってというのがすごいやっぱりこうみんな関心持ってるんですけども、その送迎の仕方。これはどこに任せて、どういうふう、委託するのかどうなのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石上ワクチン接種対策室長。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（石上義久君） 見上議員のご質問にお答えいたします。



委託料に予算計上しておりますので、業者さんに委託する予定で考えております。実際には町のバスを利用ということも考えにはありましたけど、あまりにも期間が長くてスケジュールの確定がだいぶ遅れておりますので、町の事業に対しても大きな影響を与えるということで、国の予算で被接種者の送迎につきましては補助にのせられることになりましたので、予算確保させていただきました。実際には、接種会場は現段階では峰栄館で進めたいということです。考えてはおりますけども、能代市山本郡の医師会との調整の中で今後の接種のスケジュールが決まるまでは、こういった状況で、集団接種なのか個別接種なのか、いまだ見通せない状況ですので、それが分かり次第考えたいと思っておりますが、大体65歳以上の方につきましては足が非常に、接種会場までの足というものを確保しないといけませんので、実際には1回の接種人員の関係もございませぬけども、ある程度の集会施設のエリアの中で予約、あくまでもこの接種に対しては予約を受けてから、予約日を設定してから来ていただくという形になりますので、地域の近いところのエリアを想定して、ある程度の予約を集めた中で予約日に送迎を行うというシミュレーションの中で積算させていただいた金額でございます。ですので、通常、接種会場、仮に集団接種になった場合でも、接種会場にお越しいただける人については自分の好きな予約日で都合のつく日に予約を取っていただいて接種会場に向かっていただくと、併せて集団接種会場に来れない、もしくは個別接種会場に来れない状況におきましては、町が用意したバス等で接種会場まで送迎するというシミュレーションを描いております。

確定的なことがお答えできなくて大変申し訳ございませんけども、なにぶん今後のスケジュール調整の中で細かい、きめ細かな情報を地域の皆さんにお伝えできるよう、これから広報お知らせ版等を通じましてPRに努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。22分から再開いたします。

午後 4時16分 休 憩

午後 4時22分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第23、議案第20号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第20号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,446万4,000円とする。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。3款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金に79万7,000円を追加するものです。これは歳出のシステム改修費委託料分であります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節職員給与費等繰入金で、税制改正に係るシステム改修事業委託料分63万2,000円とオンライン資格確認等運営負担金分4,000円、合計63万6,000円を繰入するものであります。

7款繰越金1項繰越金1目前年度繰越金1節前年度繰越金11万6,000円の追加は、歳出

との調整のための追加であります。

次の 8 ページ・ 9 ページをご覧ください。

歳出になります。 1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 12 節委託料の 142 万 9,000 円の追加は、オンライン資格確認等システム等整備事業委託料 79 万 7,000 円と税制改正に係るシステム改修事業委託料 63 万 2,000 円で、秋田県町村電算システム協同事業組合で実施するための委託料であります。 2 目連合会負担金 18 節負担金補助及び交付金の 4,000 円の追加は、オンライン資格確認システム運営に係る費用、月額 1.61 円に前々年度末被保険者数 1,868 人を掛けた 3,007 円の分の 4,000 円を負担金として支払うものであります。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 6 目保健給付費等交付金償還金 22 節償還金利息及び割引料、9 特定健診審査等負担金返還金 11 万 6,000 円の追加は、事業確定による返還金であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第 20 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第 20 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 21 号、令和 2 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第 21 号についてご説明いたします。

令和 2 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）。

令和 2 年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

## 歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,051万1,000円とする。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

歳出のみの補正となります。

4ページ・5ページをご覧ください。

歳出です。2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス費18節負担金補助及び交付金、細節1負担金、居宅介護サービス給付費負担金578万7,000円の追加は、事業費増が見込まれるためであります。これは特にショートステイの利用者が多くなっているためであります。3目地域密着型介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節1負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金60万9,000円の追加は、給付の増が見込まれるためであります。これは特にグループホームの利用者が多くなっているようであります。5目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節1負担金、施設介護サービス給付費負担金941万4,000円の追加は、老健施設への入所者が増えたことによります。

2款保険給付費5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費18節負担金補助及び交付金、細節1負担金、特定入所者介護サービス費負担金187万5,000円の追加は、給付の増が見込まれるためであります。

8款予備費1項予備費1目予備費18節予備費1,768万5,000円の減は、歳入歳出調整のための減であります。

以上のとおり、全て給付費及び事業費の増額が見込まれるための補正であります。

なお、9月補正において前年度繰越金を全額予備費に充用したことから、予備費を減額し、歳出に充当するものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 伺います。1項のところでショートステイが多くなったとか、それからグループホームが多くなったとかということで歳出が増額してはいますが、実際その特養に入るのに、結局特養に入れなからショートステイを利用してください

ということになってると思うんですけども、町の方では待機者をどのくらいみえますか。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 特養の待機者につきましては、調整会議等で行うこととなっております。ただ、最近ですね、年3回か4回開催されるんですが、この何月かな、最近三、四カ月はまだ開催されてない状態であります。そして、これは特養に入所できないからといってこちらの方に回ってくるのではないと思われま。これはちゃんとケアマネがそれなりの調整をとって入所とか決めている問題であると思われま。また、介護度3以上でないと特養には入れないので、そこら辺もあると思われま。特養に入れなかった方々がこちらに回ってきたというようなことはないと思われま。あと、前に調整会議に出た際は、まずそんなに待機者はいないという認識でございませ。そのように特養に希望とか条件が合えば特養の方にも入れるのかなと思われま。それはまだ調整会議で調整する段階でございませ。ちょっとここでは何とも言えませ。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようございませ。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようございませ。討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,748万7,000円とする。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料1節現年度分特別徴収保険料77万円の追加は、保険料の収納見込みの増によるものであります。2節現年度分普通徴収保険料95万1,000円の追加も、これも保険料の収納見込みの増によるものであります。

3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金1節保険基盤安定繰入金158万8,000円の増は、額確定に伴い歳出との調整のためであります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金、1の負担金、後期高齢者保険料納付金330万9,000円は、納付額確定のための追加と後期高齢者医療保健基盤安定負担金158万8,000円の追加は、額確定によるものであります。これらは全て連合会に支払われるものです。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

このたびの補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ275万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,222万7,000円とするものでございます。

令和3年3月4日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 森田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに歳入をご説明いたします。

6・7ページをご覧ください。

1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入につきましては、令和2年度の実績見込みがほぼ固まったことによる予算額の整理のための補正でございます。2項財産売払収入1目物件売払収入につきましては、森林整備センターによる県有林の売払いにおいて、年度内に成立する見込みとなった案件が生じました。これにより物件売払収入の実績見込みがほぼ固まりましたので、当初予算額との差額118万4,000円を追加補正するものでございます。

2款繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金1,212万7,272円のうち、予算未計上分162万7,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

1款財産管理会費1項総務管理費2目財産管理費につきましては、歳入でご説明いたしました財産貸付収入及び財産売払収入の補正により収入見込みがまとまったことによ

る、各郷中への交付金の精算交付のための追加補正でございます。

2 款予備費につきましては、歳入歳出総額の調整のため201万円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(「課長、ここ区分何も書いてねえで。連なってらで。説明しえ。要らねえの」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 今、予備費の欄についてのご質問があったと思いますが、予備費に関しては目までございまして、節はございませんのでこの表示となりますので、ご了承ください。

(「分がった」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第24号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第24号を説明いたします。

議案第24号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度の八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正



第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,998万6,000円とす。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。1款診療収入1項外来収入2目歯科診療報酬収入1節歯科診療報酬収入102万円の減は、精算見込みによる減額であります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。2款医業費1項医業費2目歯科医業費11節役務費4の手数料102万円の減は、技巧物の作成手数料の減額によるものであります。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 歯科診療が全国的に、このコロナの中でどこも営業が大変だっというふうなのがよく流れてくるんですけども、八峰町はどうなのかなってこういうも心配してたんですけども、コロナな影響で会計の方に何か差し支えあったでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまのご質問にお答えします。

コロナの影響かどうか分かりませんが、昨年と比べ、2月末現在ですとね330人の患者が減っております。

○7番（見上政子さん） 減ってる。

○福祉保健課長（堀江広智君） ええ、減っております。なので、まあおそらくコロナの影響かとは思われますけども、ずっと月ごとを追っていきますと、やはり5月頃から減っている、昨年と比べてですね減っているように思われます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第28、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君) それでは、朗読させていただきます。

発議第1号

令和3年3月4日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

#### 予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和3年度八峰町一般会計及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入を集中的に審査するためであります。

次のページをお願いします。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

名称、予算特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によります。

目的、次の議案について審査することを目的とします。議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算、議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第28号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第31号、令和3年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

設置の期間、令和3年3月4日から令和3年3月19日まで。

委員の定数、11名。

予算審査に関する特別委員会分科会（常任委員会）の所管事項は、別紙のとおりとします。

総務民生分科会の所管事項として、令和3年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項、次の令和3年度八峰町特別会計予算に関する事項として、沢目財産区特別会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、介護保険事業勘定特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、町営診療所特別会計予算。

教育産業建設分科会の所管事項として、令和3年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項、次の令和3年度八峰町特別会計予算に関する事項として、合併処理浄化槽事業特別会計予算、次の令和3年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、簡易水道事業会計予算、下水道事業会計予算、特別会計への繰入に関する事項として、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 4時51分 休 憩

午後 4時51分 再 開

○議長(門脇直樹君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第29、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

本日の会議時間は、ご承知のとおり押しております。したがって、八峰町議会会議規則第9条第2項の規定により本日の日程終了まで延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延長することに決定しました。

日程第30、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第25号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、令和3年度八峰

町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31、議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第32、議案第27号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第33、議案第28号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第34、議案第29号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第35、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第36、議案第31号、令和3年度八峰町当診療所特別会計予算、日程第37、議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第38、議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第39、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

ただいま議題となっています議案第34号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第40、議案第35号、八峰町教育長の任命についてを議題とします。

教育長の退室を許します。

(教育長 川尻茂樹君 退室)

○議長(門脇直樹君) 当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第35号、八峰町教育長の任命についてを説明いたします。

八峰町教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町峰浜水沢字40番地、氏名は川尻茂樹さんで、昭和31年12月8日生まれで

す。

提案理由ですが、現教育長の川尻茂樹さんが令和3年5月9日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

川尻さんは、学校現場の状況をよく知っている教育長として、また、誠実で温厚な人柄で八峰町教育委員会の職員の力をまとめてくれておりますし、教育委員会と学校現場と保護者との連携もよくとっていただいていると評価しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、時の総理大臣が突然に小・中学校の臨時休校を発表した際には、翌日すぐに臨時休校への対応を指示するとともに、保護者への周知と児童生徒の学習方法のお願い、さらには規模を縮小した卒業式や入学式の開催など、迅速に対応してくれたことについても評価するものであります。さらには、八峰町内の児童生徒の学力向上、ICTを活用した教育の推進、コミュニティスクール事業の発展などにも貢献してくれております。

以上のことを踏まえ、議員の皆様からもご理解の上、川尻教育長を再任命することに対し、ご同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（門脇直樹君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票、反対のうち白票ゼロ票です。

以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第35号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

（教育長 川尻茂樹君 入室）

○議長（門脇直樹君） ただいま再任されました川尻教育長より、熱い一言をご挨拶をお願いいたします。

○教育長（川尻茂樹君） ただいま教育長に再任していただきましてありがとうございます。再任されてからこう言うのもなんですけども、3年前に教育長になってから、本当、私、教育長でいいのかなと自問しつつ、まあやれることに専念してまいりました。まあいろいろ至らぬところありますけども、これからまず再任されましたので3年間、これから八峰町のために頑張りたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第41、議案第36号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第36号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町八森字八森273番地、氏名は秋田武英さん、昭和32年4月29日生まれの方で、現在の職業は宗教法人真行寺の住職さんであります。

提案理由ですが、八峰町教育委員会委員の金田 漸さんが令和3年5月16日をもって任期満了となることから、新たに秋田武英さんを八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

秋田さんは、資料として提示しているとおりであります。東北大学を卒業後、能代市役所に採用となり、教育部長、総務部長等を歴任し、平成30年3月に定年退職した方です。現役時の役職経験を生かし、一般行政と教育行政のバランスを保ちながら教育政策をチェックできる方であると考え、任命するものであります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さんの3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（門脇直樹君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票、反対のうち白票ゼロ票です。

以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第36号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（門脇直樹君） 日程第42、議案第37号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第37号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町八森字家の後11番地9、氏名は佐藤孝之さん、昭和29年7月18日生まれの方です。

提案理由ですが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の佐藤孝之さんが令和3年5月16日をもって任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

佐藤さんは、資料にありますとおり平成30年5月17日から委員を務めていただいております、今回2期目ということになります。平成27年3月まで旧八森町商工会及び白神八峰商工会に勤務され、経営指導等を担当され、事業者へのサポート業務を通じて固定資産の評価については十分な知識と識見を有した方であり、適任者であり引き続き選任したいので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第43、議案第38号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第38号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町峰浜目名潟字岩子73番地、氏名は芹田 薫さん、昭和32年3月15日生まれの方です。

提案理由ですが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の金平嘉孝さんが令和3年5月16日をもって任期満了となることから、新たに芹田 薫さんを八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

芹田さんは、昭和50年3月から現在まで、能代市の司法書士 土地家屋調査士武田孝義事務所に勤務されている方であり、調査測量や不動産登記事務、各種許認可手続事務などを通じて固定資産評価については十分な知識、識見を有した方であり、適任者であり新たに選任したいので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第44、議案第39号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第39号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町八森字椿台99番地14、氏名は小林孝一さん、昭和29年11月3日生まれの方です。

提案理由ですが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の神垣睦廣さんが令和3年5月16日をもって任期満了になることから、新たに小林孝一さんを八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小林さんは、平成27年3月まで35年間、旧八森町役場及び八峰町役場に勤務され、税務経験が11年で、固定資産税を担当したこともあり、税務課長も務められた方であり、固定資産評価をはじめ、税全般に広い知識を有している方であり、適任者であ

り選任したいので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この委員の仕事の繁雑さというのはどの程度なのか、ちょっと紹介してください。

○議長（門脇直樹君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまの質問にお答えします。

固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に記載された評価についての異議申し立て、その他についての評価をします。審査をします。4月1日に固定資産台帳を出して、それから3カ月以内に異議申し立てがあった場合に審査会で協議するということになっておりますので、会議は年1回、これまで開催しております。これまで異議申し立てがあったのは、過去に年2回だけです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

5分間休憩いたします。27分より再開いたします。

午後 5時21分 休 憩

.....

午後 5時25分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第45、陳情第8号、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

令和2年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情について、1月20日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、新たなウイルスの感染や自然災害に対応し、経済への影響を最小限に押さえ込むためにも、医療、介護、福祉、そして公共衛生の施策の拡充は必要であることから、この陳情については、全会一致で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第8号、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は採択とすることに決定されました。

（「議長、退席をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 退席。

（「ちょっと時間だけ退席」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 許可します。

休憩します。

午後 5時28分 休 憩

午後 5時30分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第46、陳情第9号、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

令和2年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情について、1月20日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、収入のある方もおり、一律に窓口2割負担化を中止すべきではないという反対意見もありましたが、高齢者所得の8割が公的年金を占め、その7割が公的年金のみの世帯となっている中、医療費の窓口負担2割化は受診の抑制を強め、疾病の早期発見が遅れ、その結果、医療費の高騰に繋がる恐れもあることから、この陳情については、賛成多数で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私は、反対の立場から討論いたします。

75歳以上、後期高齢者といえども、例えば不動産所得、家賃収入など、また、会社の役員報酬などで高額な所得のある方もいらっしゃいます。一律2割を求めるべきではないと思います。その負担は必ず若者に返ります。ある程度の所得のラインを設けるべきだと思います。よって、この陳情には反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 賛成討論を行います。

この75歳以上、団塊の世代が増えたからと、これを2割にして社会保障を削るということは、これはやはり戦後生まれの我々を含めた団塊世代ですけれども、高齢になっていくことはもう明らかで、これはもう政府の責任で、この流れが途中で断ち切ることはできない、こういう流れになっているのに対してやはり責任をもってこの人たちに、人数が多いからといってそういう人たちに負担を強いるのはおかしいと思います。もっともっと削るところは、国の政府の財政の中で削るところはいっぱいあると思いますけれども、今、この私たちにこの負担を強いることは、今、国民年金とか本当に、まあこの制度は200万円の収入ということですが、200万円以上の収入ということでは公務員よりもちょっと少ない年金に当てはまるのではないかと思います。大半の人がこの世代に当てはまると思いますので、これは病院の行き渋りとかこういうものを含めて医療費がますます増大する可能性もありますので、私はこの陳情に賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 高齢になってから今までどおり負担を従来のまま1割でごめんしてほしいという主張であればですね、経済的にもたないということで、75歳が非常にこれから占めてくる人口状況にあってですね、年いっててもやっぱり往々の負担をしてもらって、若い世代にはそのしわ寄せ行かせないようにするということが今回の値上げの問題だわけですから、この陳情に対して一律に2割負担をするなというふうな主張はですね到底認められないというふうに思うので、この陳情に対しては反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委



員長報告は採択とするものです。陳情第9号、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は採択とすることに決定されました。

日程第47、陳情第10号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 報告いたします。

令和2年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施設の改善を国に求める」意見書提出の陳情を、1月20日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、高齢化の進展により今後更なる高まる介護需要に応じていくためにも、また、感染症のような新たな事態に対処していくためにも、安心してできる介護保険制度への抜本的な改善が必要であることから、全会一致で採択することに決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はお待ちください。

これより陳情第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第10号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 賛成多数です。したがって、陳情第10号は採択とすることに決定されました。

日程第48、陳情第11号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

令和2年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情を、1月20日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、地域医療構想を新型コロナウイルス感染症や今後の新興インフルエンザ感染症対策などを考慮し、抜本的に見直すことが必要であり、全会一致で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はお待ちください。

これより陳情第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 委員会の中で、この内容について十分審議検証したのかどうかお伺いします。

○議長（門脇直樹君） 委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 慎重に審議いたしました。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） どっから資料をもらって調査かなんかしましたか。

○議長（門脇直樹君） 水木委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 事務局より資料をもらいました。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 事務局長、どのような資料を提出したんですか。もし分かっていたらですね、後からでもいいですから配付してください。

○議会事務局長（佐々木高君） はい、分かりました。

○議長（門脇直樹君） 後で提出してください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第11号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第11号は採択とすることに決定しました。

日程第49、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私は、この陳情に対しては反対であります。

陳情項目の中で1項目め、時間割1,500円と、あるというふうに目指すということで書いてはおりますけども、1日当たり8時間働けば1万2,000円、25日働けば30万円です。30万円の最低保障を出せるような企業が町の中にあるんですか。アルバイトですよ。そういうふうなことを書いた陳情をとっても八峰町議会として出すという考えになるということは、私は到底思えない。そういうことからですね、反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今、コロナ禍の中で、この低賃金の生活で失業して大変だという声がよく聞かれて、若者が苦しんでおります。まず今、全国一律で1,500円にするということが大きな意味があると思います。働いてる人たちが全てやはり、どこに行っても

安心して暮らせる、秋田県においてもその1,500円で安定した生活ができる、そしていろいろな面でまだまだ若い人たちについては、パートとか、それから産休が取れないとか、いろいろなことがありますけれども、まずこの1,500円一律にすることで、都会からも地方に行ったら住みやすいんだという、かえって地方に行った方が家賃が少なくて済むし、都心から地方に流れてくるというこういうことも考えられるのではないかと思います。この中では、最低賃金の引き上げが確かに経営者には大変な負担になると思うんですけども、これを同時並行して中小企業への支援を最大限拡充していく、こういうことを国に求めるということですので、これは賛成するべきではないかと私は思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、17日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。長時間ご苦勞様でした。

---

午後 5時49分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保



令和3年3月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和3年3月17日（水曜日）

議事日程第2号

令和3年3月17日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	山本 望	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	石上 義久		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	船山 厚子
--------	-------	-----------	-------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様におかれましては、朝早くからご苦勞さまでございます。議席番号9号、笠原吉範です。

通告に従いまして、本日は2点、一般質問をさせていただきます。

最初は、共同食品加工場の整備についてであります。

共同加工場の整備については、平成26年6月定例会、平成27年12月定例会にて二度一般質問をしておりますが、食品衛生法の改正など加工食品を取り巻く状況が当時と変わってきていることから、再度質問をいたします。

食品衛生法の改正で、漬物製造業が本年6月から許可制となり、県条例で定める基準に合致した加工場を整備しなければいけなくなります。直売所で漬物を販売している方で加工場を整備している人は少なく、漬物販売を続けられない方が多いと聞いております。

山形県遊佐町では、昨年6月に共同加工場をオープンし、町民が予約制で利用しております。共同加工場を整備すれば、漬物だけでなく様々な加工食品の販売が可能になり、利用者の所得向上や新たな特産品の開発に繋がります。

現在ほとんど利用されていない峰栄館の厨房を共同加工場に改修する考えはないか伺います。

続いて、中浜地区中心部整備事業について質問をいたします。

昨年2月5日に開催された議会全員協議会で提案された中浜地区中心部整備事業ですが、防災上問題があるとする議員数名の意見を受け、一旦棚上げされました。そして町内の若者を対象にアンケート調査が実施されました。アンケート調査の結果では、「住みたくない」との意見が「住みたい」を上回ったにもかかわらず、議会で議論をするこ



となく新年度予算に計上する方法は、決して許されるものではありません。

以上のことから2点について質問をいたします。

①として、昨年棚上げされたこの事業を進めるには、テーブルにあげて議論をするべきである。行政報告だけで事業を進めようとする手法は、極めて乱暴で容認できるものではありません。町長の見解を伺います。

②として、中浜地区中心部整備事業に関するアンケートが若者世代を対象に実施されました。その結果は「住みたくない」が57.1%で、八森地区・峰浜地区ともに「住んでもいい」を上回っております。このアンケートを受けてもなお事業を進めるには、町民、特にアンケートに答えた若者世代に説明が必要であります。事業を進めるに当たり、町民に対し納得のできる説明をしてください。

以上2点を伺います。よろしく答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 改めましておはようございます。傍聴席の皆様には、朝早くから議会を傍聴しにくださいまして誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

それでは、笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「共同食品加工場の整備について」お答えします。

食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、国は食品衛生法を改正、現行34ある許可業種について見直しを行い、公衆衛生に与える影響が著しい営業として、漬物製造業を含む32の許可業種を届け出の対象としたところです。

新たに許可業種に追加された漬物製造業について、国は営業者の事業継続に配慮し、令和6年5月末まで3年間の経過措置を設け、営業者は経過措置期間中に専用の製造設備を整えるなどして、営業許可の手続きをしなければならないこととなりました。

今回の改正を受け、町は、産直施設「おらほの館」に会員の現状を確認したところ、現在8名の方が漬物を販売しており、そのうち1名の会員は、3年間の経過措置期間中に営業許可の申請を検討しているものの、その他の会員については、高齢化や後継者不在、専用の製造設備の整備が困難との理由から漬物の販売をやめることを検討していると伺っております。

そのため、共同加工場の整備について町が提案したところ、「おらほの館」では、会

員に周知し営業を継続できるよう働きかけをしていきたいと考えているものの、高齢化や後継者育成が困難な状況にあること、それぞれに製造工程が異なること、食品衛生責任者を誰にするかなど課題も多く、共同利用は大変難しい問題であると認識しております。

笠原議員ご提案の峰栄館の厨房を共同加工場に改修することについては、峰栄館の厨房の利用状況を確認したところ、今年度は新型コロナウイルスの影響から申込件数は3件と少なかったものの、平成30年度は、延べ10団体で15回、118人が、平成31年度は、延べ9団体で11回、97人の利用実績があり、各種料理教室や生きがいデイサービス等に利用されております。

峰栄館の厨房を共同加工場にするには、食品製造専用に改修する必要がありますので、これまでの各種料理教室等を開催できなくなり、これまで利用していた方々の理解も得られないと思いますので、厨房を共同加工場に改修することは困難であると考えます。

また、共同加工場の整備については、笠原議員同様、私も利用者の所得向上や新たな特産品の開発などのメリットがあると思いますので、誰がどのような利用ができるかなどについて「おらほの館」や会員の意向を確認するとともに、他の市町村の共同加工場等を視察するなど、共同加工場に対する需要や仕組みなどについて検討してまいりたいと考えております。

2点目の「中浜地区中心部整備事業について」のご質問にお答えいたします。

「行政報告だけで事業を進めようとする手法は極めて乱暴である」とのご指摘ですが、私も含めて現在の三役は、これまでの町当局が、どのような事業について、どのようなタイミングで、どのくらいの頻度で町議会に説明してきたのかなどについて、よく分からないというのが正直なところであります。

私の場合は、前職である秋田県庁時代の経験がベースとなっておりますが、それよりは丁寧に対応してきているつもりであります。予算提案する1年前に、議会全員協議会で事業内容を説明し、また若者世代の意識を伺うアンケート調査を実施し、その中間結果を昨年の9月定例会、最終結果を12月定例会の行政報告で説明するとともに、町として、津波リスクへの備えに十分配慮しながら、一定の規模があり、また子育て環境に恵まれ、定住移住に繋がりやすい遊休地である旧八森町役場跡地の有効活用、「若い大人を増やす」取り組み、中浜地域の活性化などの観点から本事業を実施したい旨の考えを報告した上で予算提案したものであります。

町当局が議会へ説明してきたこれまでの対応の仕方と違うかもしれませんが、笠原議員の「極めて乱暴である」とのご意見は当たらないものと考えています。

また、「若者世代の回答結果と反対の事業を進めるのであれば、町民、特に若者世代が納得できるような説明をすべき」とのご意見にお答えいたします。

はじめに、なぜこの事業を検討することになったのかについてお話しいたします。

私たち人間の命には限りがあります。このため、産み育てた子どもが親となって、また子どもを産み育てるといふ、いわば命をバトンタッチしながら地域社会を維持してまいりました。

しかしながら、今、その営みが壊れかけているのです。

昭和30年（1955年）に生まれた子どもの数は337人でした。この子どもたちは約30年後に親になり、子どもを産み育てることになります。昭和30年の30年後の昭和60年（1985年）に生まれた子どもの数は120人と大きく減少してしまいました。この子どもたちもまた約30年後に親となり、子どもを産み育てることになります。昭和60年の30年後の平成27年（2015年）に生まれた子どもの数は21人になってしまいました。この子どもたちも約30年後の令和27年（2045年）頃に親となり、子どもを産み育てることになります。生まれる子どもの数はどうなっているのでしょうか。

ちなみに、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年（2015年）国勢調査をもとに推計した5歳階級別の人口推計では、平成27年の30年後、令和27年（2045年）のゼロ歳から4歳までの人口は20人となっています。ゼロ歳から4歳までという5歳分の合計ですので、平均すると1年間に生まれる子どもの数は4人ということになります。30年ごとに生まれる子どもの数が、337人、120人、21人と減少を続けており、何もしなければ今から24年後に4人になってしまうという数字が出ているのです。

ただいま申し上げましたように、子どもを産み育ててくれる親となる子どもの数が急激に減少してきたし、今後も減少していくというのが八峰町の現状です。このままの状況が続いていけば「八峰町は消滅してしまう」のではないかとというのが、私の八峰町の将来に対する認識であります。

本事業は、この将来に対する強い危機意識から検討を始めたものであります。

なお、人口減少のスピードをできるだけ緩やかにしようということで策定した第1期及び第2期「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも、「若者や子育て世代の減少がこのまま進むと、人口の再生産が進まず、地域社会の維持そのものが困難な状況に

なっていくことが懸念される」と明記されていますが、私はそれ以上の危機感を感じています。

一方、八峰町では、こうした少子化に歯止めをかけようと様々な政策に取り組んでまいりました。子育て世帯の経済的負担を軽減するための「保育料の減免」、「高校生までの医療費の無料化」、「給食費への助成」をはじめ、子育て世帯の住まいづくり応援事業や結婚応援事業、さらには様々な産業振興や移住・定住対策などに対し多額の予算を投入してまいりました。特に、子育て世帯の経済的負担を軽減する政策については、他の市町村よりも手厚い支援を行ってきております。

しかしながら、これらの政策の効果については、先ほど来申し上げましたように、生まれてくる子どもの数の減少に歯止めをかけるまでには至らず、むしろ逆に「子どもを産み育てる大人の方々が大幅に減少し、生まれてくる子どもの数が急激に減少する」という「負のスパイラル」が強まってしまいました。

こういう状況だからこそ、「若い大人を増やす」という目標を掲げ、八峰町の基本問題の一つである「極端な少子化」に真正面から立ち向かうため、これまで取り組んだことがないような思い切った若い世代に永住してもらうための政策を検討し、予算提案したものであります。

事業場所として選定した中浜地区は、一定の規模がある旧八森町役場跡地という未利用町有地があり、子ども園や小学校に近く、銀行や商店や鉄道の駅もあるなど子育てや生活がしやすい所であります。津波リスクに備えた避難路も整備されている所です。さらに、住宅密集地の中で事業を実施することになりますので、自治会活動に協力的な若い大人や子どもたちが増えることになり、極端な高齢化により弱まってきている自治会の地域コミュニティの強化にも貢献できると考えたものであります。

現在の状況がこのまま続いてけば、八峰町がなくなってしまうということを、是非ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、アンケート結果については、今年の3月定例会での笠原議員の再質問に対し、「半分が賛成すればいいとかそういう問題ではない」とお答えしています。アンケートは、今の若い方々が津波リスクについてどのような認識でいるのか知りたいということで実施したものであります。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問はありますか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） まずは、1問目の共同加工場の整備について再質問をいたします。

峰栄館を共同加工場にという私の提案ですが、これはもし加工場を整備すると、新しく整備するとなると莫大な経費がかかりますので、あそこを改修すればそんなに大きな経費かからなくてできるんじゃないかという思いでありまして、特に峰栄館だけに固執しているわけではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

先ほど町長も言ったとおりですね、加工食品を作って、個人で作っておられる方は非常に高齢化もしてきております。それで、今回の保健所の指導でいきますと、住居と別の加工場が必要になるんです。そうしますと、庭に建物を建てたりですね、そういうものを準備するとなると、やはり個人で高齢化している方々にはかなり無理があるなど。あきらめてしまう方もかなり多いのではないかなと思っております。

それとあと、もし共同加工場があるとすれば、非常にこう大きなメリットがありまして、山形県遊佐町の例はタブレットにもあがっておりますし、多分町長もホームページかなんかご覧になったのではないかなと思っております。ここではですね様々な食品加工の機械が導入されておまして、乾燥機だとか真空パックができたりとかですね、レトルト食品ができる、そんなものがあります。

で、八峰町でも加工食品出しておられる個人の方、結構いらっしゃるんですが、現状を見てみますと、製造元は町外なんですよ。町外に製造を依頼してるんですね。そうしますと、まず原材料を移送します。で、向こうの加工場で、依頼した加工場ができたものをまた送ってもらいます。もう輸送費だけでかなりかかるわけですよ。そうすると、粗利が、いわゆる儲けが少ないんですよ。で、それとあと、何ていいますかね、試作がしづらいです、個人では。共同加工場がありますと、こういうものはどうかな、自分で作ってみて、それで販売してみて、これはいけるぞと、これは量産するぞとなったら今度初めて外部に委託することができるわけですよ。で、外部に委託するとなるとやっぱりそれなりのロットが必要になってきますので、下手をすると賞味期限切れになって売り物にならないものも出てくると、そういった可能性も出てくると考えてます。ですから、是非共同加工場の整備をお願い、お願いといたしますか、必要だと考えてますけども、町長の考えをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど一般質問でお答えしました。私も共同加工場、こういうものは、いわゆる利用する方々がいらっしゃるとすれば、これは是非必要かなというふうに思います。この部分で、まあ峰栄館は無理でありますけれども、それ以外にも厨房

がある遊休施設がありますので、まあそういう部分を活用してもいいですし、また、おらほの館に併設してもいいんです。

この部分については、保健所と遊佐町の方に担当課に聞いてもらいました。

まず遊佐町の方ですけれども、ここで作ったものを販売するための施設ではないということでもあります。ここで、ここにあるレトルト釜だとか食品乾燥機、真空包装機、いろんな機械設備あるようですが、それを利用して地域の農産物を活用した新商品を試作する場、6次産業化の部分としてやっただと。そしてもう一つは、製造部分については、何ていうんですか、貸し工房、この部分については一定期間貸しますので、そこで作ったものは販売されることになるんですが、この共同加工場で販売するとすれば、ここはもう漬物であればその専用になってしまいますので、そう簡単にずっとそこを確保して漬物を製造して販売していくっていうふうな形には、共同加工場としてはならないと思います。

あともう一つは保健所の方ですけど、今回の食品衛生法の改正自体は、やっぱり国際的にいろんな加工品が流通してるという部分のその安全・安心をどうするかっていう部分が食品衛生法の改正の根本にあるようです。その部分では、まず何か問題起きた時の食品衛生責任者をどうするかと。この部分が一番の問題です。その部分にして一つの考え方として、おらほの館の部分の代表の方を管理者としてその施設の加工を利用させるというふうなそういう方法は、一つの許可だけでいいそうであります。もし複数の方がそこで作ったものを販売するとすれば、それぞれの人たちがそれぞれの許可をもらいながらやっていかなきゃいけないというふうなそういう仕組みになっておりますので、そうすぐにはいかないと思いますが、他の市町村の施設も見ながら、あと内部で八峰町内でその加工場ができた時に利用してくれる方々がいるのかどうか、その辺も調べながら検討していきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私、この一般質問するに当たりましたですね、ちょっと視察に、個人的に視察に行きたいなと思ったわけですが、実は。それで事務局とも相談しましたが、やはりこのコロナ禍で県境を越えるのはいかなものかなと思って残念ながら視察に行けませんでした。車で大体2時間半ぐらいあれば行ける場所ですので、ちょっとこうコロナが落ち着けば一度見学に行きたいなとは思っております。

それで、ここです、まあ調理器具はもちろんなんですけれども、この遊佐町の食

品加工場。ラベルプリンターまであるんですね。ラベルプリンターっていうのは、皆さんご存じのように加工食品の後ろの食品表示です、原材料とか賞味期限とか。そういうもののラベルプリンターもあります。で、まあ町長ももちろんホームページとかご覧になったとおり、まず使用も有料になってます。そういう意味では、やはり販売を目的とした施設なのではないかなとは私は考えております。

それで、食品衛生法で、先ほど町長が言いました30何とかで、ここに食品衛生法あるんですけども、非常に細かく分かれておりまして、これをね個人でやるのはやっぱりかなりの経費がかかります。まず八峰町で考えられるのはですね、この中では菓子製造業、それからですねソース類の製造業、惣菜製造業、缶詰または瓶詰の製造、ここら辺を兼ね備えた厨房があればですね、かなりの試作もできますし、私は、まあ町内産の農産物を使えばですね、ふるさと納税の返礼品のヒット商品も狙えるのではないかなと。とにかく試作をして試してみる場が必要ではないかと思うわけです。今一度答弁をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 共同加工場の部分については、同じ考え方です。ただ、事業を進めるに当たっては、作った時にそれを利用してくれる方々がいるのかどうかという部分が一番問題ですので、それとあと法的な部分で、県が2月議会で条例改正したと思うんですけど、設置基準ってやつがこう示されますので、それに合わせた格好でやっていかなきゃいけませんので、そういう意味で、考え方は同じなんですけど、今の部分で検討するっていった意味は、本当に加工してくれる方々がいるのかどうか。今、菓子の話もされました。これ以外にも水産物の部分もあるんです。そこの部分でいろいろあるんですけど、そういういろいろな品目をいっぱいやるっていった時に、同じ設備でいいのかどうかもそういう部分も検討しなきゃいけませんので、考え方は一緒ですので、うまくやればやっていきたいなというふうなそういう思いです。

ただ、今の段階だとやっぱりいろいろ調べなきゃいけないことがあるので、ほかの方の市町村の施設を見させてもらいながら検討させていただきたいというふうな形で思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○9番（笠原吉範君） 1問目は終わります。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君）　続きまして、中浜地区の中心部整備事業について質問をいたします。

　　昨年12月16日、町長が行政報告で、来年度の当初予算に提案することを決断したとお話がありました。私はこれはですね賛否が分かれている事業でありまして、アンケート結果も既に出ていると。私はもう年明け、お正月明けにでも全協が行われて、どのような経緯で予算づけをするのか、説明するべきだったと思いますよ。するものだと私は思っていました。いつ行われるのかなと。これさっき町長はですよ、経験が少ないと言いましたけども、町長はやっぱり県庁の幹部までやられて行政に関して私たちより詳しいわけですよ。これね意図的に議論を避けたっていうふうに私は思えてならないんですけど、それはいかがでしょう。

○議長（門脇直樹君）　ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君）　行政経験は長いんですが、県行政の運営の仕方と町行政の運営の仕方ってのは、やっぱりかなり違います。私自身がまあいろんな部分で県行政の部分の判断でこう進めてきてるんですけど、でも実際皆さんからいろんな場面でお叱りの言葉をいただきます。それはやっぱり丁寧さが足りないんだなというふうな形なんですけど、今回の部分はそういう部分で意識的に議論を避けたんじゃないかと、議論の部分については現実問題として、まあ昨年の全協の部分、それと一般質問でもかなりやりとりしました。そういう部分で説明してある部分を改めてまたってというふうな形の部分では特に考えなかったんですが、アンケート結果でやるやらないじゃなくて、9月議会では熟慮するというふうなお話をしましたけれども、その部分で私の危機感の部分で、どういう形でこうやっていけばいいかという部分で、まあ12月行政報告で報告しました。今議員に1月に全協やればよかったって言われれば、それはそういう部分については気がつかなかったので申し訳ないというふうに思います。

○議長（門脇直樹君）　ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君）　先ほど私が申し上げたことはですね、私だけじゃなくて議員の中にも何人もおりますよ。こんな手法はないだろうと。プロセスをまるっきり守らない。これね議会軽視と言われても仕方ないと思いますよ、町長。誰が考えたってね議論を避けたとしか思えないですよ。こんな方法で新規事業がこれからも進んでいったら大変ですよ、町長。もう一度テーブルに戻したらどうですか。

○議長（門脇直樹君）　当局の答弁を求めます。森田町長。



○町長（森田新一郎君） 2月の全協の時に、こう数人の議員のから反対のお話がありました。本来はその時に、なぜこう引っ込めるのかってという意見もありました。私の場合は、今現在の部分では、ますます去年の3月の笠原議員とのやりとりの部分を受けて、やっぱりそれとアンケートの部分も、ほとんどゼロが、全員がねそういう部分でL2の津波の部分で、まあこちらのアンケートの仕方も悪かったんですけど、L2の津波の部分で心配されてるんであれば、これは無理かもしれませんが、ただいずれ今回の場合は是非こう八峰町の存亡に関わる部分でありますので、是非やらせていただきたいという方向で考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 町長、何か勘違いしていらっしゃるんじゃないかなと思います。私はね少子化対策をやるなどは一言も言ってませんよ。分かりますか。少子化対策ばんばんやってください。どんどんやってください。ただ、こういった災害が想定される場所はいかがかなと言っているだけでありますので、ですからその辺はですねもう一度議論が必要だと思いますよ。もう一度いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員が、今予算提案している旧八森役場跡地、ここの部分が頭の中にずっとあると思いますけれども、そこの部分のその八森役場跡地よりも低い所にも中浜地区には多くの住民が暮らしています。そこの部分の人方もいろんなことを考えています。苦勞して育てた子どもが帰ってこない。帰ってきてほしい。現実問題としてL2の津波の部分リスク100%で考えれば、八峰町の中で住めるとこないんです。もうほとんど海岸沿いの所は無理でありますので、そういう部分を理解していただきながら、是非、L1、数十年に一度とか百数年に一度の部分についてのハード・ソフトやりますけれども、L2の部分については、ソフト対策も講じながら命を守ることを最優先としながらやっていく必要があるというふうなそういう考え方で提案してるものでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） このまま②番にいつてよろしいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） どうぞ。

○9番（笠原吉範君） 12月の町長の行政報告で、アンケートの結果を受けてですね、若者全体では津波のリスクについて敏感に感じている方が多くいるという発言がございま

した。私も同感であります。5.26を知らない若者世代がですね、多分無償で土地が提供されるということになれば住んでもいいっていう方が上回るのではないかなと、私は正直アンケート調査をするといった段階で、まあやられたなという気はしてましたけど、まさかこういう結果になると私は思っておりませんでした。

それから、この言葉で町長もちょっと意外だったと思っていたと思うんですが、このアンケートの結果について正直に、最初このアンケートの数字出た時に町長はどう思われましたか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） アンケートの部分については、結果を見た時は、あ、ちょっとアンケートの仕方が少し失敗したなっていうやつが一つありました。これは中浜地区だけ重点的に地名入れたもんですから、いわゆる峰浜地区の方が圧倒的反対が多いんですが、その自治会長さんをお願いしてやった部分の自治会長さんからは、「いや、俺、中浜さ住むつもりねえよ」とか、そういう形の部分で勘違いされておられた部分も結構ありました。で、私の部分については、いわゆる峰浜地域よりも八森地域、まあ当事者ですので、八森地域だけ半分を上回った所が5地域あるんですけど、その部分については、失敗もあったんですけど、ゼロ、100じゃなくて、まあこうそんなに津波リスクっていうよりも、避難路とかそういう部分をしっかりしてれば、ソフト対策していれば住んでもいいと思ってる方もそれなりにいるんだなというふうなそういう思いをいたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 2月25日に議会全員協議会が行われました。その中のね町長の発言で、中浜地区リフォームに支援しているのだから新築でもいいんじゃないかというような趣旨の発言がありました。私は正直いってこれは非常にびっくりしました。私がですねなぜ反対をしているかというのを全然理解していない答弁なんですよ。私はですね、有事の際に犠牲になったり被害を受けたりする町民をわざわざ増やすような事業を行政がやるべきではないと申し上げてるんです。リフォームがどうの、新築がどうのということじゃないんですよ。そしてまた中浜地区だから反対をしているわけではありません。峰浜地区でもどこでも、町内どこでもリスクの高い場所に行政がこういう事業をやるべきではないんだと言ってるわけです。どうでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 2点あるんですが、リスクの部分について、L1とL2津波の部分、まあ県の報告書ですね、そのL2、L1っていうのは数十年から150数十年の中の一度という、まあこれまでで最大の地震を想定した形の対策で、これについては八森地域は津波高が4.7mとなっているんですが、その部分については県もハード対策・ソフト対策やってきてます。その部分のL2部分については、リスク100%というふうな形で考えますと、ほとんど住めなくなってしまう。

それで、まあリフォームの話しました。で、そのリフォームの話の部分については、現実問題としてちょっと言葉間違っているかもしれませんが、空家活用の定住の部分、現在まで17棟整備しておりますが、まあ皆さんにその空家の場所まで示してなかったかもしれませんが、その中で津波浸水区域になっているのは5棟あります。まあ基本的にそういう部分の方々の移住者がそういう所に入ってますし、これからまた空家もどんどん出てきますから、そういう部分についてもやっぱりこうリスク、津波リスクへの備えを十分しながら、やっぱりその地域の活性化も図っていかねばいけない。そういう両方の部分を合わせてやっていかねばいけないんだと思います。

笠原議員のご心配もとてもなんですけど、こうL2の方をリスク100%っていったら本当に住める場所がなくなってしまうんです。そういう意味で、その部分についてはソフト対策をしっかりしながらその地域の活性化も図っていく、そういう形で取り組んでいくことだろうというふうに考えています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先日、新しいハザードマップがタブレットの方に載せて、私も見させていただきました。この計画地はですね津波ハザードマップ、土砂・ため池ハザードマップでどのような位置づけに今なっているのか、お答えください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。内山まちづくり防災室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 私の方から答弁いたします。

ハザードマップについては、今回の津波ハザードマップと土砂災害・ため池と一緒に作りましたが、こちらは自分の住んでいる場所に危険箇所があるということをもっと住民に認識してもらいまして、いざ災害とか起こり得る時には安全な場所に避難していただきたいということで、住民への周知ということをもっとまず作成して、今後の防災対策に役立てていきたいということで作成しております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私が質問してるのと全然違う内容なんですよね。この計画地は、このハザードマップでどのように位置づけられているのか。どのような箇所になっているのか。どういう色で、どの程度の危険性があるというふうにされているのかということ町民の皆様にも知ってもらいたいために、今、質問してるんです。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。内山まちづくり防災室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 一応中浜地区のハザードマップ、皆さんもご覧になったと思いますが、一応今回津波高14.36という想定のもとに浸水区域の県と国のデータをもとに作って色分けをしております。中浜地区に関しては、今建設、旧八森庁舎の跡地もその想定区域になるということで一応危険区域でもあるということで、そのために近くにある避難路を利用して避難していただきたいということで、一応そういうふうな危険区域ではあるということの認識を住民にも知っていただきたいということで作成しております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） まあそういう危険地域であるということです、ハザードマップ上の。

町長の12月の行政報告において、内容を一部見直して提案する。また、3月4日の予算編成方針では、津波リスクへの備えに十分に配慮すると言っています。どこを見直して、どのように配慮して予算をあげたんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 去年の全協でお示した部分については、避難路に直結するバイパスの道路を造るというふうなお話しました。今回の部分は、そこに通ずる歩道の位置を変えてやりました。事業内容を変更した所はそういうところです。

それと、あとは、今もう一つの質問ありましたね。

○9番（笠原吉範君） 以上です。

○町長（森田新一郎君） うん。変えた所は、歩道の位置を変えて提案いたしました。それと併せて、まあこれからはそのソフト面として、そういう津波に備えた避難訓練もしていくというふうなそういう考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 図面を見れば歩道の位置が変わったことぐらい分かりますけど、これで安全だと言えるんでしょうかね。賛否が分かれている事業、歩道の位置を変えた

だけで安全だからと予算つけるんですか。とても安全になったというふうには私は思えません。

町長はですね内容を、北羽新報社の新春インタビューで、用地まで提供ができれば、ほかにない定住対策になると言っています。そして、12月の行政報告では、私が進める施策のめりはりをつけるための三本柱の一つである若い大人の増やす取り組みだとおっしゃっております。非常に聞こえがいいんですが、何か私にはですね早く目に見える結果を出したくてですね、町長ちょっと焦ってるんじゃないかなと。目に物見えなくなってるんじゃないかなというふうな気がするんですよ。どうですかね、この辺は。私にはそう思えてしょうがないです。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 無償で提供するっていう部分については須藤議員の方からも質問出てますので、まあここではその時にお答えしますが、焦ってるとかそういう部分ではなくて、現状はそういうことなんです。いわゆる先ほど述べた、将来に対する危機意識はそういうものなんです。何で中浜かっていう部分については、あそこが一番移住・定住する人方にとって便利な所だと思ったからです。で、その部分が津波リスクのいわゆる今の14.36の部分については、そのL2津波の想定した部分ですので、その部分をリスク100%にとらえたら、これ何もできなくなってしまいます。で、先ほども申しあげましたように、そこに、中浜地区にはずっと住んでる方々いらっしゃるんですよ。で、その方々が将来年老いてきて、子どもに帰ってきてもらいたいというふうな形の中で、そこが住めないから帰ってくるとかそんなのとても言えないじゃないですか。まあそういう形の中で、まあいわゆるL2の部分のリスク部分については、100%考えることなくソフト対策で命を守ることを最優先にしながら取り組んでいかなければならない。ひいては、その部分がきっかけとなって今までやったことないような事業で若い大人が増えたとすれば、効果が出る事業ができるじゃないですか。そのきっかけづくりにしたいというふうな思いで、新春インタビューには答えたつもりです。決して焦ってるとかそういう部分じゃありません。あくまでも将来この地域なくなってしまうかもしれないというふうな中で、今までと同じような支援策やってたんでは変わらない。だから真っ正面からやってみるっていうふうなそういう形の中で、私とすれば意気込みって形を示したつもりであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 時間もなくなってきましたのでこれで最後の質問にしたいと思いますが、私にですね中浜の知人がおります。で、今回一般質問をすることにした時に、その方を訪ねてちょっと話しました。この事業についてどう思うかと。まああそこに若い人が住んで町がにぎやかになればそれはいいよねと。その人は言いました。でも最後に一言言ったのは、自分の子どもがあそこに家を建てるのなら反対すると言いました。これはたった一人の意見ですから全てではないです。なぜでしょう。自分の家族だからです。自分の子どもを危険な箇所に住ませたくないからです。

町長、あなたは八峰町の父親なんですよ。町民を家族と思ってください。そういう気持ちがないんじゃないですか。いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の中浜地区の中心部整備事業は、6世帯の方々に住んでもらおうという事業であります。そこには何十倍もの方々が今、中浜地区に住んでいます。この人たちは、じゃあどうするんですか。この人たちの部分を棚上げにして、その部分だけ、ここは駄目、あれは駄目ってのは、私にとってはなかなか理解できません。あくまでもそこに住んでる人方がたくさん暮らしてるんですよ。まあ少なくとも100年以上は住んで、命を繋いで、そのコミュニティを守ってきたんです。で、その人方の部分に、今そこは危険だからというふうな話になってしまえば、そうすれば、その家の人方が自分の子どもに帰ってきてもらいたいという時に、帰ってきてほしいって言えなくなってしまうんじゃないですか。そうすると結果として跡を継ぐ者がいなければ、なくなってしまう。だからそういうことにならないように、こういう部分については、だから決定的に違うのは、L1とL2の部分が笠原議員との話が違うので、ここの部分が、L2の部分、いわゆる最大の、前に説明したABCの3つの区域が連動して最大の津波が起きた場合の部分ですけど、その部分をリスク100%って考えてしまえば何もできなくなってしまうというふうなそういうことで、その部分については、県の報告書にもあるとおりソフト対策を絡めながら、命を守るというふうな、そういう万が一3地域連動した大地震が起きた時は命を守るというふうなそういう形の中で取り組んでいかなければならないんじゃないですかというふうなそういうお話を申し上げている、そういう考え方で提案させていただいたものです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 最後にしようと思いましたが、最後になりません。もう一言だけ

言っておきます。

根本的に考えが違います。私は、中浜地区に住んでる方を侮辱してるつもりも何もありません。危険な目に遭う町民を行政が増やすなって言ってるんですよ。分かります、言ってる意味。そこら辺がね全然、L2とかL1とかっていう話じゃないんですよ。行政が税金をかけて危険な人を増やすんですかっていうこと言ってるんです。よく考えてみてください。答弁要りません。終わります。

○議長（門脇直樹君） これで9番議員の一般質問を終わります。

管理職の皆さんは、答弁の際は大きな声ではきはきと、自信をもって答弁してください。

換気のため5分間休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時54分 休 憩

午前10時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 皆さんおはようございます。議席番号2番、山本です。

通告に基づき、一般質問します。

はじめに、高齢化の現状と対応について。

内閣府の高齢社会白書によれば、2020年度現在、65歳以上の高齢人口は総人口に占める割合が28.4%ですが、秋田県は高齢化トップの37.2%、そして2030年には八峰町の推計は確実に超超高齢化社会に突入し、55%弱と推計されています。全国のトップを行く八峰町は、町民の減少、高齢化による地域社会の課題は大変厳しい状況にあります。

こうした中、社会との接点に乏しい高齢者の孤独死のニュースをたびたび報じられることがあります。周囲に存在さえ知らないまま餓死や病死するケースも報道されており、社会問題として取りざたされています。胸が痛むところであります。

高齢者世帯は、家族、地域、社会との接触が少なく、交流が客観的に見て著しく乏しい状態であり、介護保険、生活保護などの必要な行政サービスを受けていないなど、社会的に孤立している状態にある場合もあります。いわゆる社会的孤立のリスクが高く、加えて生活困窮者や認知症を含めた健康状態に問題がある人は、さらにそのリスクが高まると強く懸念されます。また、一人暮らしの高齢女性の貧困率はとても高く、年金額

の影響を最も受けるという報告もあります。生き生きしている親族がいない、近所付き合いがない、盆正月を一人で過ごす高齢者単身者世帯も増えており、高齢者を社会から孤立させずにいかに支援していくかが社会的な課題であります。住み慣れた地域で継続して安心した生活が営むことができるという観点から、高齢者の孤立化を防止する取り組みは一層必要なはずであります。

一人暮らしの現状と高齢者の孤立化を防止する取り組みの展開はどう考えているのか、お尋ねします。

また、介護保険制度が始まった頃には、どちらかといえば寝たきりの問題への対応が優先され、認知症への対応は遅れることからスタートしております。活発に動ける人ほど行動範囲が広がり、長時間の見守りが必要になります。全体的に認知度が低くなるとサービスが制限されてしまいます。独居老人の場合には、家事の不便や貧困、精神的孤独や病気になっても援助、世話、介護に対処してくれる人がいないという状態に陥ることになります。そして、どちらかといえば家に閉じこもりがちになる傾向が見られます。

一人暮らしの人が認知症の疑いがあった場合に行政の手が届いているのでしょうか。また、認知症への対応はどのようになっているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

次に、地域おこし企業人について。

総務省では、地方公共団体が三大都市圏に勤務する民間企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かして、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全に繋がる業務に従事してもらうことで地方への人の流れを創出することを目指す「地域おこし企業人交流プログラム」を推進しています。これは、受け入れるまち、派遣元企業、双方にメリットがあるプログラムです。

地域おこし企業人の受け入れるまちにとっては、派遣元企業のノウハウや人脈を生かした地域活性化、課題解決の取り組みを展開し、民間の経営感覚やスピード感覚を取り入れることで地方創生の総合戦略に掲げる目標を早期に達成するための戦略的なパートナーを得ることができると期待されております。また、職員の意識改革にも繋がること期待されるなど、一般的な今までの委託事業と異なり現場に企業人が投入されることから、目的達成に向けた士気が高まることも期待でき、派遣元企業にとっては社員の人材育成や地方圏との人的交流、人脈構築だけにとどまらず、地域の潜在的資源を生かした新たな事業展開を見据えた行政との連携、課題、最先端の地域の住民との協力をするにより新たなビジネスモデルを構築するなど、経営戦略のツールとしての活用が考



えられるとあります。

先日、さきの全員協議会においてハタハタ館の中間決算の報告があり、収支改善が図られるとの報告がありました。ですが、コロナ対策によるGo To Travel、宿泊補助券などによる一時的なものであり、経営体質は変わっていないと考えられます。一昨年1,600万円、昨年2,000万円と赤字経営状態で、資本金も9,500万円から800万円までになっております。この累積赤字は極めて大きい金額だと私は思います。どうしても社長と町長が兼務のために、赤字になったら町から補填や支援をすればいいという甘い考えになって、そのため経営危機感が鈍化してきた結果であると考えます。私は、ハタハタ館は町にとってはなくてはならない、町の活性化を図る非常に大事な施設と思っておりますが、今こんなことになってしまっていることは非常に残念であります。

そこで、道の駅の指定変更に伴う環境整備やハタハタ館等の改修計画のプランニングに際し、宿泊・観光事業に関わっている企業のアドバイスを受け、ハタハタ館及び周辺観光の整備を図るために「地域おこし企業人」の募集、採用の考えはないのか、答弁をお願いします。

以上2点であります。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご質問にお答えします。

はじめに、「一人暮らしの現状と高齢者の孤立化を防止する取り組みの展開」についてお答えします。

八峰町の高齢化率は、昨年の7月1日現在、48.4%となっており、この5年間で5.1ポイント増加しています。また、「一人暮らし世帯の割合」は、昨年の7月1日現在、36.2%となっており、この5年間で9.8ポイント増加しています。

高齢化率や「一人暮らし世帯の割合」については、今後も増加することが見込まれ、高齢者の社会的孤立の問題や認知症にかかってしまう方々の増加など、地域における福祉需要はますます増大していくものと認識しています。

このような状況の中、現在町では、高齢者の社会的孤立を防ぐため、ヘルパーが定期的に訪問し日常生活状況の把握を行う「一人暮らし老人等見守り事業」、湯っこランドを利用した「生きがいデイサービス」、安否確認を含め週3回弁当を配達する「配食サービス」、住民主体で軽い運動やゲーム等で楽しい時間を過ごしていただく「通所型サー

ビスB事業」に取り組んでおります。

さらに、社会福祉協議会においても、埴川健康センターで月2回実施する「ミニデイサービス」、地域において孤立や不安の解消を図るための「ふれあいいきいきサロン」の開催、心配事や緊急時に通報できる「ふれあい安心電話」の設置のほか、老人クラブや民生委員による訪問活動も行っております。

次に、「認知症への対応」についてお答えします。

八峰町において、認知症にかかっている方々がどのくらいいるのかについては正確には把握できていませんが、厚生労働省によると、令和2年の65歳以上人口の認知症発生率は17.2%ということでありますので、八峰町の65歳以上人口、3,154人の17.2%、540人くらいは認知症にかかっているのではないかと推測されます。

認知症の予防については、様々な研究において、食生活、適度な運動、便秘予防などが効果的とされており、八峰町においても様々な取り組みを進めています。

「八森峰浜ふくし会」において、高齢者用トレーニングマシンを使って運動機能向上を図るため実施している週1回の「通所型サービスA事業」や、週2回の「通所型サービスC事業」をはじめ、認知症の初期症状がある方を医療に結びつけるため、「認知症初期集中チーム」を設置しメンバーである「医師からのアドバイスを受け支援する事業」や、地域において認知症への理解を促進する「認知症地域支援推進員」による「認知症カフェ」の実施、平成26年度から実施している「認知症サポーター養成講座」などあります。

特に「認知症サポーター養成講座」においては、今年度、八峰中学校2年生と老人クラブの女性委員を対象に実施し、町内の認知症サポーターは415名となっております。

また、認知症となった時の医療機関の受診方法や、相談窓口等を記載した「認知症ケアパス」を作成し、今年度中に役場や社会福祉協議会など関係機関窓口へ備え付けることとしています。

さらに、今年度は新型コロナウイルスの影響により実施できませんでしたが、認知症の診断を受け在宅で生活している方を対象に、平成31年度より国際医療福祉大学大学院の協力を得ながら「八森峰浜ふくし会」に委託している認知症の家族を対象とした「認知症あんしん生活実践塾」についても、来年度は新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら、是非実施したいと考えております。

また、来年度から、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、

成年後見制度の利用促進を図る中核機関を立ち上げ、権利擁護支援体制を強化することとしております。

いずれにいたしましても、高齢者の社会的孤立や認知症の問題については、ともすれば他人事になりがちであります。地域住民や地域の多様な主体に参画していただきながら、「我が事」、「まるごと」の精神で取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、「地域おこし企業人」についてのご質問にお答えします。

地域おこし企業人は、「地域おこし企業人交流プログラム」として、地方公共団体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、企業で培われた人脈やノウハウ、知見を生かし、地域独自の魅力や価値の向上等に繋がる業務に従事してもらうプログラムであります。

受け入れ期間は6カ月以上3年以内となっており、受け入れができる活動地域には八峰町も含まれており、秋田県内でも既に受け入れしている自治体もあると聞いています。

道の駅「はちもり」を現在の「お殿水」の所からハタハタ館エリアへ移転することについては、秋田県と国土交通省の関係機関との協議や調整を経て、「道の駅の移転については、道の駅としての機能を満たすことを条件として認められる」という回答をいただいております。

町としては、ハタハタ館を中心とした御所の台エリアは、「あきた白神体験センター」、「産直ぶりこ」、「御所の台ふれあいパーク」など多くの施設が集中しているエリアであり、八峰町を元気にするための大きな拠点になる所であると認識しております。

したがって、来年度実施することとしている「道の駅はちもり移転に向けた懇談会」については、単なる道の駅の移転ではなく、最終的にはこのエリア全体の整備内容をどうするのかまで踏み込んでいければと考えています。

これまでも、ハタハタ館、あきた白神体験センター、産直ぶりこ、地元ガイドの会の代表者、オートキャンプ場管理人、商工会、観光協会のほか、JRや県内バス事業者、観光DMO組織等の観光事業者で構成する「御所の台ふれあいパーク活用意見交換会」を開催しておりますが、今回の懇談会については、これまでのこのエリアをどうするかという漠然とした意見交換ではなく、実際に道の駅「はちもり」がこのエリアに移転されてくるという大きな事実を踏まえた具体的な意見交換が行われるものと思います。

懇談会に出席する方々の立場から、道の駅「はちもり」のハタハタ館エリアへの移転

により、基本的な道の駅の機能である24時間利用可能な駐車場やトイレなどのほかに、自分たちにメリットが及ぶようにするためにはどうすればいいか、例えば、それぞれの施設とどのような連携を図ればいいのか、このエリアを訪れる大型観光バスにとってはどのような施設であればいいか、町全体の観光や商工業の振興のためにはどのような機能や仕組みが必要かなどについて意見交換できればと思っています。

私としては、いきなりコンサルタントに委託するのではなく、まずはこのエリアに係る皆さんから様々なご意見を伺うことが基本であると考えます。その上で、観光商品の開発や他産業との連携などの専門的な知見が必要になれば、議員ご提案の「地域おこし企業人」の活用も図りたいと思います。

私は、町長であります。ハタハタ館の指定管理をしている「ハタハタの里観光事業株式会社」の社長も兼ねておりますので、今回の道の駅「はちもり」の移転が、ハタハタ館の安定的な経営に繋がり、ハタハタ館を今後も守っていくことに繋がることを当然ながら期待していますが、今回の懇談会でいきなりハタハタ館の経営改善もテーマにすれば、経営面を専門とする別の分野の専門家も必要になりますので、意見交換の議論が広がってまいりますし、議論がかみ合わないことも想定されると思っています。

ハタハタ館の経営改善や老朽化が進んでいる施設の改修などについては、今回の懇談会とは別に、今年度から行っている「教育産業建設常任委員会」の皆さんからご意見をいただくとともに、必要に応じて議会全体からもご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問はありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 高齢化問題、そして認知症の問題、これは非常に範囲が広くて、また非常にやることもまた多過ぎるという事業なんですけどね、私も非常にその点に関しては頑張ってもらってるなというふうに思うわけですけども。ところでですね、うちの方に、まあうちの自治会の中に一人暮らしの男性が約5人いるんですよ。かなり年っている人は72歳かな、下の方はまだ若干五、六十代がいますけど、いずれ年とって来ると、一人暮らしだもんですから、ちょっと見なければいって可能性あるわけですね。そういうことですね、じゃあ誰がそれを心配するのかっていうことになってくるんですけども、私そのものの考えはですね、町内、町内というか、その地域に万遍なく年いった段階、まあ年寄りから若い者まで万遍なくいる姿が一番の理想だなというふうに思ってるわけですけども、そうした中で、じゃ、どうすればいいのかっていうことなわけで

すけども、やはり今、町なり何だ、社協がやってる事業そのものもいいわけですが、やはりその自治会の中にそういうふうな繋がりをもった集まりというか、こう集まる機会をつくることこそが必要なんではないかなというふうに思ってるわけですよ。そういうことが、ゆくゆくはその地域の活性化というふうなことに繋がるという考えだわけですが、それがだんだんだんだん一人暮らしになって動けなくなれば、もうホームさ行く、あっちゃこっちゃデイサービスさやる、そういうふうになってしまってるので、どんどん地域から人がいなくなってしまう。ですから、まあいろんなそういう対策もしてもらってるのはまあ非常にありがたいことだけでも、やはり地元の地域内でそういう集まり、例えば昔、今の時期であれば彼岸の祭り、彼岸の祭りではねえけども、彼岸なれば、まあ念仏講とかっていう墓所の周りで、ばばあ方が集まるわけですよ。で、その集まった所に子どもらが行って菓子をもらったりですね、いろんなまあ悪さしたり、遊んでるわけですね。やはりそういうふうな地域行事というものをこうやる。そういうふうな所には積極的に町が応援してやって、そういう機会をつくるということ自体が活性化というふうなことに繋がるんじゃないかと。そういうことによって、地元の年寄り、高齢者もみんなこう出て歩けるし、まだちゃんと生活できてるんだなということを理解できるというふうに考えるわけですよ。ですから、その辺のところをまず考え方としてどうか、町長に答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 八峰町の中では、やっぱり高齢化がかなり進んできてまして、高齢化対策っていう部分も、まあほかの地域よりも進んでいるなという実感を持っております。

で、高齢化問題考える時、2つの分野からアプローチが必要です。万が一の時にどうするかという。まあこれについては、社協の方で一人暮らしの方々の部分の万が一の時の連絡先とか、そういう部分をお知らせしてもらって、一人一人のネットワークつくってます。で、その隣の父さんだったり、遠くにいる家族だったりとかそういう形のネットワークをつくって、各自治会の方、会長さんの方にリストを渡してあるはずですよ。そういう部分を、あと民生児童委員の方々も回りながら、まあそういう方々、あと町の事業でも一人暮らし家庭の中で特に心配な方の部分については、町の事業で社協のヘルパーが回ったりとかってそういう取り組みをしています。で、それがまあ万が一の時のための部分と。

もう一つは、やっぱり元気な時にどうやって楽しんでもらうかっていうようなそういう部分。まあ議員も先ほど来いろいろお話なつたとおりであります。で、私は、地域主体で、まあ通所型サービスBっていうんですが、自分が住んでいる町内会ですけど、毎月10日の日とその通所型サービスBの集まる日です。で、毎回20人近く集まって、まあいわゆるラジオ体操したり、ゲームをしたり、お茶を飲みながら、あるいはコロナ禍が終われば今度酒を飲む計画もあるようなんですが、私も日曜日に当たれば出たいと思ってるんですが、なかなか日曜日に当たらないもんですから出れないんですけど、そういう部分を、まあ定期的に集まるような所を是非全自治会にやってもらいたいなというような形が思っています。引きこもっていることが一番容易でないです。1週間寝たきりなれば歩けなくなります。本当にそういう部分については見守り活動をしながらか、そして元気なうちは定期的に集まれる場、そういう部分をつくっていくということが高齢化対策の基本であります。

もう一つが一番根本は、心と体の健康づくり。介護予防教室とか健康教室、こういう部分をどんだん町が積極的に開催していくっていうことも高齢化対策としては必要なことと考えています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 非常に頑張ってもらってることはありがたいなと思ってるわけですけども、是非ですね、その地域のそういう活動をもっとこうやってもらえるような支援をしてもらえればいいなというふうに思います。

あともう一つはですね、この高齢化対策で何を優先的にやればいいのか。まあ全部優先なだけでも、特に見守り必要がなのか、例えばですね買い物が必要なのか、日常の足が必要なのか、どれかかれか、全部必要だけでも何かこう重点的にやっていくっていうふうなものを光らせてっていうか飛び抜けてやるっていうことも、これ町としては必要なんではないかなと。何でもオールマイティにやれるっていうふうなことではなくてですね、まあこれだけは八峰町は優れてるというふうなところを特化してやるっていうこともまた八峰町を住みやすくする一つの手法ではないかなというふうに考えるわけです。まあそういった意味で、例えば一つのアイデアですけども、認知症の検査、まあ540人ほどいるかもしれないという話してましたが、認知症の検査をしてみるとかですね、そういうふうなことで実際のところはどうなんだと、認知症対策しっかりやるというふうなことでもいいわけですよ。

実を言うとですね、自分の自治会の話ばかりなるわけですけども、認知症らしき高齢者の人がいてですね、毎日、何ですか、土産持って同じ家に行って困ってるわけですよ。来てもらう人、毎日来るわけですからつらいわけですね。断るわけにもいかないし。で、鍵かって最近は来ないようにしてるけども、それでも毎日玄関を叩かれるというふうな、まあもろに認知症だということなんだすな。まあそういうことから、じゃあこの後、その認知症、この人をどうしていけばいいのかということですけども、さきに言ったように大きくいっぱい集まったらどこに人を集めれば、その高齢のばあさんも特定の人ばかりと付き合わなくて全体的に付き合えるというふうな形になるわけですけども、そういうふうな解決策というふうなものもあるんだろうと思うわけですから、その認知症の検査等してもらおうような考えはないかということですが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 大きな2つの質問だったように思います。

まず極端な高齢化が進んでいる町の中で、どういうことが必要なのかという部分は、私は、これまで誰も経験したことのないような高齢化の状況になってます。女性に限って言うと53.7%になってますので、半分、道で会う女性の方の半分以上が65歳以上というふうな状況です。男性はそれよりも低いんですけど、これまあ早く亡くなってしまいうからという結果なんですけど、こういう社会の中で地域コミュニティを維持していくためには、今まで65になったからあと隠居するとかそういうもんじゃなくて、社協時代からずっとやってきてることなんですけど、いつまでも元気で、今まで培ってきた経験、知識、知恵などを地域社会に生かしていかなければいけないと。そのためには心と体の健康づくりが大切だということを繰り返し申し上げてきました。そういう部分について、町長なってからも、いわゆる退職者がいないけど保健師を3人採用したりとかそういうふうな取り組みで、そういう健康教室とかそういう部分を社協に委託している地域包括支援センターの方では介護予防教室とか、そういう部分を積極的に展開していくっていう、これがまず一つだと思います。

それから、認知症。これ認知症の一番の特徴は、認知症だと思われる人、自分は認知症だと絶対認めません。ここが一番問題なんです。で、そのために集中チームで医師も入れながら、どういうアプローチすればいいのかという形の中で進めていきますので、まあそういう部分は、まず周りの人方がその認知症にかかっている方々の部分への対応をどうしていくかっていう部分が、これ学ばなければいけません。そこの部分にするため

に、私が社協の会長を拝命をした時に認知症サポーター1人もいないっていうふうなそういうお話を聞いてびっくりしました。早速認知症サポーター講座を展開するっていうふうな形の中で、私もオレンジリング持ってます。講習を受けて受け取ったんですが、そういう認知症への理解を地域全体で進めていくっていうことがまず一つ必要です。今回、中学生と、それから老人クラブの女性会員の皆さんの方にも受けてもらいましたけれども、今450名ほど、あ、十何名ほどですか、それをもっともっと増やしていかなきゃいけないなというふうな、認知症への理解を住民全体に広めていくっていう方向と、あと認知症にかかっている人は絶対自分は認知症だと認めないので、どうやってお医者さんに連れていくかっていうのが最大の課題です。ここが一番難しいので、これはこの後も引き続き、町の保健師等も含めてですね関係機関と連携しながら取り組んでいかなければいけないなというふうな形で思ってます。

あとは、この前、今年は聞けなかったですが、おとしですか、あるフォーラムで、適度な運動と水を何リットルぐらい飲むと認知症にかからないという、それで海光苑がその部分では全国一すばらしい所だと。認知症になっても海光苑に入って治って、また在宅さ帰って行って、また悪くあれば海光苑さ戻ってくるというふうなそういうことができる施設が日本の中でただ一つ海光苑があるっていうお話を聞いて、私は本当に胸が踊る思いをしました。まあそういう形の中の取り組みをやっていければいいなというふうな形で思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） もう一つだけですね、まあ先ほど成年後見人制度、今年から、まあ今年っていうか新年度からやるっていうことなんですけど、先日テレビでショッキングなニュースありましたよね。ケアマネージャーがポケットじゃねえ、ねこばばしたと。まあああいうようなことがないようにしてもらいたいわけですけども、ただ、その新しい制度等を含めてですね、社協さほとんど丸投げしているような状況がこのままでいいのかなと。本当に社協がそれに応えて、今までのプラスまたプラスなるわけですからね。ですから、そういうふうな町の下請事業者みたいな格好でこのままずっと続くのかどうか、それとも新しいそういう組織が必要とされてるのか、その辺尋ねます。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 成年後見制度、これかなり前から国の方で進めようと、裁判所の人方がいろんな所で講演したり、そういう活動をしております。なかなか進まないん



でありますけれども、これにかわるような形で権利擁護事業っていう形で、施設に入所してる人方の通帳を社協の方で管理したり、これ県社協の事業を受けてやってる話なんですけど、その部分でも、やっぱりその入所してる方の貯金目当ての親族の方々が来て、通帳をよこせとかってトラブルがたくさんあります。そういった部分については、今後でも取り組んでいかなければいけないというような形で思っています。

それと社協と町との関係ですけど、ようやく今年かな、昨年度ですね、町の福祉活動計画と、それから社協の、町の福祉計画でしたっけ。

(「地域福祉計画」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) 地域福祉計画と社協の地域福祉計画という部分が一体となったものを作りましたので、町の考えと連動した形で社協が動くというふうな形で計画の中で仕組みができましたので、そういう中でやっていきたいなというふうな形で思っています。全て町の方で引き受けてやっていきますと、この後、職員の数をどうしていくかっていう部分の問題ある中で、どんどんどんどんそういう専門職の方々が増やしていくっていうのはなかなか難しい話ですので、社協の方をお願いしながら、社協の方もパワーには限界あるので、その辺に新しく人を雇う部分については人件費を町で補助したりっていうふうなそういう対応の仕方をしていくところなんです。

○議長(門脇直樹君) ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) いずれこの社会福祉、非常に範囲が広くて大変だと思うわけなんですけども、優秀な人材をですね社協の方に入れてもらって、ちゃんとしたケアをしてもらいたいというふうに要望します。ということで1問目の質問は終わります。

次の企業人の問題でありますけども、まあ何度となくハタハタ館問題については議論されてきました。今回、来年度、まあ再来年度でも受けてですね道の駅が移転をするという機会に当たるわけなんですけども、長年、今までの道の駅がああいう、まあほかの観光地と比べて見劣りするような部分からですね、ハタハタ館に移転することによって観光地化されるという期待感があるわけですね。で、なおかつ、運悪くですねハタハタ館の運営がここ3年間赤字と。しかもまた去年はコロナでまた最悪の状態というふうな中でですね、ハタハタ館の存続そのものに関わってきてるわけです。まあそれと隣の体験センターも、長年教育施設だと言いながらもですね、町の持ち出しが非常に多い施設であります。そういったことですね、あそこら辺を整備しなければならない状態だわけなんですけども、今回、道の駅が移転することによっての起爆剤イコールですね最後のチャン

スなんですね、実を言うと。今すぐハタハタ館の改修をどうのこうのという問題ではありませんけども、やはりこの道の駅移転に伴ったチャンスととらえてですね改修、その動線、道の駅の動線をちゃんとしておかないと、ハタハタ館との観光整備が図れないと。で、立ち上がりもできないというふうに考えるわけですよ。ですから、まあ町長先ほど最終的にはそこまで考えるということは答弁の中にあっただんですがね、その前、その段階として、一緒になって企業の知識のある企業人と一緒に考えていかないとですね、道の駅の部分はこう考える、その後は次、ハタハタ館の施設整備はこう考えるという、あまりにも段階的に踏んでいくとですね時間がかかってしょうがないわけですよ。やはり将来的にこの10年間はいいい、ここは観光地としてやれるというふうな構想をもちながら、じゃあ道の駅はこうあるべき、その道の駅に対する出店者はこういうふうな出店者というふうなプランをもって俺はかかるべきだと思うわけですよ。ていうのは、そのための企業人というのには、例えばJTBでもいいし、あ、JTBでねえ、それから例えばJALパックでもいいし、いろんなそういう旅行の代理店っていうんですか、企画会社みたいなものがあるわけですね。そういうふうな所のヘッドハンティングっていうか出向してもらって、そういう、どういう施設であればこの10年間観光的にはもつんだというふうなアドバイスをもらい、して、それに合ったプランをそちらの会社と一緒にやってもらえば、そこに集客ができるわけですよ。それが結局ハタハタ館の集客に結びついたり、地元のいろんな土産品の開発に繋がったりするわけですよ。ですからそういうことから私は最初っから、今、道の駅構想移転、その段階でそういう知識を持った人を引っ張ってきたらどうかということで提案してるわけですが、まずはじめにその辺のことを聞きたいと思います。

- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） ハタハタ館については、本当に私町長になってからずっとマイナスの部分の結果で本当に申し訳ないんですけど、今年も先ほど議員お話になったように結果は黒字になると思うんですが、これは本物ではありません。これはいろんな国、県、町の支援策があってそういうふうな形になるんだと思いますので、まあそれはそれ、あれですけど、最初からこの懇談会にそういう首都圏の企業人をこう入れたらどうかというふうなお話なんですけど、私はまず、まず関わりがある人方から聞くのが一番先だなという感じに思ってます。今までは漠然とした形で、あそこの御所の台エリアどうするって形の部分の議論だったように思うんですが、今回は道の駅がここにやってくるぞとい

うふうな形の中で、自分たちの部分にどういうふうな形にすればメリット得られるのかっていう部分を伺いながら、これが最初だと思います。いきなり、JTBの人を悪く言うつもりはありませんけれども、来てもらった時に何をどうしてほしいのかっていった時に、ハタハタ館って部分をいわゆる10年先までもっていけるような、守っていけるようなそんなプランニング欲しいんだって言っても、その人がハタハタ館のこれまでも分かりませんし、そう簡単にはいかないと思います。だから具体的なこういうことをしてほしいというふうな形のこうものが出てくれば、そういう部分に合わせた人をどうやって来ていただくかっていう部分がそういう順番だろうと思います。

この問題、確かに議員おっしゃるとおり、まあすぐこう急がなきゃいけないんですけど、でも私的には、本当に今まで3年間、この部分、急ぎたくても急がなかった部分がありましたので、まあいずれこの部分については今申し上げたように、まず関わりのある人からお話聞いてから、その上で展開を図っていく必要があると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあいきなりというのは、冒頭からそういう入りということではないですよ。ただですね、今まで地元の商工会やいろんな団体とか出てるわけですけども、結果的に地元の商店を使うことによって今の現状がそういうふうになったわけですよ。そうでなくて、そこにはやはり核となる運営のコンセプトがはっきりしてないからどっちつかず、地元のトップの顔色ばかりうかがってですね問題点を指摘しないまま来てるからこういうふうなことになってしまった。やはりそこはちゃんと第三者の目で見て検証して、しっかりした経営をするようなことを考えないと駄目だわけですよ。だからそういうふうな状況把握をしてもらうためにもですね、第三者的な意見を取り入れ、そういうことが私は必要だと思うわけです、運営のためには。まあそこら今度は周辺の整備の部分もあるし、問題、ハタハタ館そのものの運営がしっかりしてもらわないと、いくら改修してきれいな建物にしてもですね、もたないわけですね。ですからそこいら辺はやはり経営ということ、今後の10年間の経営ということ考えた時には、今一緒に来てもらって問題点を抽出してもらおう。今までやってきてることがここだからやはり下降線だと。ちょっとこの辺を変えればもっと上がりますよというふうなアドバイスは一緒になって考えていかないと駄目なんでないかと、私は思うわけですよ。どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君）　今回予算提案している懇談会の部分は、やっぱりその繰り返しになりますけれども、この御所の台エリアに関係する人方でまず最初にやりたいなっていう形の思いです。ハタハタ館の経営改善の部分については、また別の形で別立てで、これとは別な形で並行して進めなきゃいけないことだと思ってます。まあこの後、中間決算は9月まで出ましたけど、この後3月末の部分の本決算出ますので、その段階でまた教育産業建設常任委員会の皆さんとご意見を伺いながら、あとその中で専門家のアドバイスも必要であればそういう形の部分も取り入れながらやりたいと思ってますが、その部分については懇談会とやっぱり別な形で一緒にいかなきゃいけないなというふうな形で思ってます。

ただ施設の部分で、全協の時にもお話しましたけれども、ハタハタ館、まあ私、今年度になってからも100回以上もレストランで昼飯食ってるんですけど、その都度、事務所に寄ったりして声かけてくるんですが、その時にやっぱりお客さん、お金を払って泊まるお客さんと、それからお湯に来るお客さんが同じフロントの前通るもんですから、その辺がいろいろお金を払って泊まるお客さんからクレームが出てるとか、いろんな課題を聞いてます。そういう部分をどうしていくかっていう部分を問題意識持ちながら、入り口をどうするかの部分も道の駅のこの今回の部分の中でハタハタ館側から当然意見として出されると思いますので、そういう部分を踏まえながら、いい結果になるような方向でやっていきたいと思っています。

○議長（門脇直樹君）　ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君）　経営問題はもちろんですけども、やはり整備が伴うわけですよ、将来的な。ですから、やはりその集客するための整備はどういう部分を注視して直したらいいのかということも、その企業人の知恵というものは俺は必要なんではないかなというふうに思うわけですよ。例えば、今、ボイラー室取っ替えるという予算つけました、つけましたってまだ決まっていませんが、まず3,000万円かかるわけですけど、本当はあそこの部分でない方がいいわけですよ。別個にボイラーの建物を造ってやった方が、あそこの位置から変更してぶりことの繋がりをつくった方が、もしかしたらいいのかもしれないです。ところが今もう進んでしまってる。こういうことが無駄な時間になるし、投資になるわけですよ。ですから、そういうふうな知見を持った人の知識っていうものがあいう改修には必要なんだということだわけですよ、私考えるに。ですから、その辺のことを、まあ今すぐにとは誰がどっからという交渉の問題もありますから無理

ですけれども、いずれ知識人は必要なかどうか、そういう求める気持ちがあるのかというのを最後にお尋ねします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 端的に言いますと、必要だと思います。基本的に議会と相談しながらというふうなお話しましたが、それ以上にやっぱり専門的な知識が必要ですし、従業員の心構えもそういう形の中でやってもらわなきゃいけないので、必要だと思います。ただその部分について、今、山本議員いろいろお話してくれましたけれども、この3年間の部分については、私自身がやっぱり経営改善のきっかけをつかまないと、なかなか大規模改修の提案はできないんだというふうな形の思いがありましたので、まあそういう部分で、ただどうしても空調と合併処理浄化槽については、あれがうまくいかないと経営そのものできないのであえてお願いした次第ですけれども、全体の改修計画の部分については、やっぱり何とかこういう形でいけば経営改善ってというふうな形の道を見つけていかないとなかなか提案すらも難しいなという思いがあります。ただいずれ議会の方にご相談しながらという部分と併せて専門家の知識も必要だということとは、私も十分承知しています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 最後に、今からですね必要であれば、もう特定の会社を決めるために探しておいた方がいいと思うわけですよ。例えばJTBでもいいし、星野リゾートでもいいし、まあどこになるんだか、まあHISだか、そういうふうな旅行会社もあったと思いますが、そういうふうな所をある程度探して、こういうふうなアドバイスもらいたいでもいいしですね、もっと優秀な職員がいるかもしれないし、それを今のうちに探したらいいと思います。

以上、終わります。

○議長（門脇直樹君） これで2番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より一般質問を再開いたします。

午前11時54分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

5番議員の一般質問を許します。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 議席番号5番の須藤でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

防災対策における町の考え方、また、その対策についてをお伺いをいたします。

東日本大震災から10年経過いたしました。テレビでは連日、その震災の当時の様子が映し出されておりました。本当に甚大な被害でありました。改めて、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

今年1月に入って風速42mの暴風雪が吹き荒れました。2月になって28mの風が吹きました。42mの風の時も28mの風の時も、大変な大きな波が立ちました。私の漁業を営んでいる友達が「70年生きてきて、こんなに高い波が押し寄せたことはなかった。これは、温暖化による海水面の上昇と沿岸部に堆積した砂で海底が浅くなっている、その影響で海岸に大きな波が押し寄せるようになった。日本海中部地震程度の地震があつて津波が押し寄せると、当時のような軽い被害にはならない。大変な災害が起きるんじゃないか。地震が来なければいいな」、そんな話をしておりました。

町長は今、中浜地区中心部整備事業として中浜を若者が住む住宅地に整備しようとしております。先ほどの笠原議員の質問もありました。秋田県のハザードマップで真っ赤に塗られているその地域に若者が住む土地を準備しよう、しかも無償でその土地を与える。危険な場所に、ただだからここに集まると、そう呼んでいるような気がします。ただほど怖いものはないんです。

議論の中で、R1とかL1だけ、何とかそんな話をしてました。災害というのは、いつ何時起こるか分からないんです。それを何十年、何百年に1回来るかどうか。今、中浜地域に昔から住んでる人がいるから大丈夫だ。そういう話を何回となく話しておりました。東日本大震災、ずっと住み続けていたその場所が全部なくなったんです。2万2,000人の方が亡くなったんです。それを今住んで大丈夫だからこの土地は若者を呼んでいいんだと、そういう議論でありました。とんでもない話であります。津波が来た時、新しくそこに一生に一度家を建築する。その家の中には、何ものにもかえがたい大事なものがたくさん入っております。町長はよく、出初式、操法大会で、町民の生命と財産を守る、そういう挨拶をします。生命は常に危機感を持って、避難道があれば私は助かると思います。しかし、2番目に大事な一生に一度のその家がなくなってしまうんです。その財産をどうして守れというんですか。町民の生命と財産をどうして守るんですか。私は不思議でなりません。アンケート調査を正にねじ曲げて正当化をして、あの土地を

無償分譲する。笠原議員が何度も聞きました。それでいいのか。中浜地区の人がずっと住んでいるからいいんだと。そういうことで防災というのは万が一のためにその対策をするんです。万が一のために。それが防災対策なんです。その万が一を忘れて、今まで住んでいるからここはいいだろう、そういう問題ではない。

ここで、万が一を恐れない森田町長、万が一を恐れて行動を起こした村長のお話をしたいと思います。岩手県に普代村という人口2,868人、現在です。小さな村があります。普代川の河口に沿った村であります。昔、和村幸得さんという村長がおりました。1966年、三陸大地震がやってまいりました。その村では137名の、小さな村で137名の方が亡くなりました。多くの家も流されました。その時、和村さんは26歳でした。やがて俺が村長になって、この村を救ってやる。こういう地震は必ずまたやってくる。そう言って西走東走。もう国や県に何度となく掛け合って、駄目だと言ってもまた行って掛け合って、そして幅205m、高さ15mの設計図が出来上がりました。しかし、それでも和村さんはまた国、県に掛け合いました。もう50cmのかさ上げをしてほしい。15.5mの堤防を造ってほしい。そう言って、その長さ205m、高さが15.5mの堤防が建設されました。その建設途中、村人や近隣の町村から、何でこんな巨大な水門を造るんだ、建設会社に儲けさせるための水門ではないのか、地震なんか来るはずがない、そう言ったそうであります。東日本大震災がやってまいりました。その村で亡くなった人は1名。床下浸水すらありませんでした。正に奇跡の村と言われた普代村であります。そういつて万が一また地震が来ると大変なことになる。そう言って、その信念のもとにそういう巨大水門を建設した。万が一を恐れたからであります。全く今の森田町長とは真逆の人であります。その和村さんは、東日本震災の前に亡くなってしまいました。その後、村人は、その和村さんのお墓に手を合わせる人が絶えなかった、そう言うておりました。これは私が議長の際に3県合同の議長会がありました。その震災の次の年、琴丘町と普代村が姉妹提携をしておりまして、当時の三種町の児玉さんが、いや、普代村の議長にお見舞いに行こうと言って私を連れていってくれました。その時に普代村の議長がこの話をしてくれました。感動しました。そういう正に危機感をもって、そしてこの村を俺が守ってやる、そういう信念で人が何と言おうと巨大水門を造った、それがこの村を、あの村を救ったんです。

町長、あなたは今、中浜のその土地を無償、町民みんなのその土地を無償ということで将来の若者に与えようとしております。それでいいんでしょうか。私は何人もの町民

にこの事業のことを尋ねました。いや、ただだば駄目だりゃ。何ほかでもじえんことりえでえ。ただでやることねえべ。町の財産だ。町民みんなの財産だ。ただでやって何か災害が起きれば、これは大変な町の責任になる。自分でお金を出して求めたのであれば、その責任というものは軽減されるだろう。そんな話をする町民がほとんどでした。町長、もう一度、まあ今2,000万円をかけて来年の当初予算で道路を計画しております。無償分譲はもう少し議会と、さっき議論があったように議会と議論をして、そして決定した方がいいのではないのでしょうか。今の計画では、私は当初予算のこの事業整備に対して反対したいというふうに思っております。

もう一つお伺いします。海光苑のことです。

大きな津波が来ると、海光苑ひとつたまりもありません。海光苑に行って話を聞きました。バスに乗せて、職員の車に乗せて、本館まで避難訓練したそうです。30分かかったようです。日本海の地震の津波は非常に到達が早い。北海道南西沖地震で17分で沿岸に到達いたしました。バスに乗せた。バスの運転手は玄関で待機してたと。それで30分です。24時間、災害はいつ来るか分かりません。バスの運転手がいるのでしょうか。あたふたとしているうちに20分、30分はすぐ経ちます。夜中に津波が来たらどうするのでしょうか。この問題も真剣に考えていく必要があると思います。

この2つの問題、町長の答弁をお願いしたい。それと、この地域に地震がないことを心から念じて質問を終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員のご質問にお答えします。

「津波防災について」の1点目、「町民の財産を無償譲渡することは公平公正の原則からしてどうか」についてお答えします。

八峰町では現在、子育て世帯等の住宅新築に対し200万円の補助金を交付する「住まいづくり応援事業」を実施しておりますので、子育て世帯等が本事業の対象地域以外に住宅を新築すれば、200万円の補助金が交付されることとなります。

本事業の内容を検討していく中で、「住まいづくり応援事業」との併用を可能とする判断をしたのですが、その際に様々な議論がありました。「住まいづくり応援事業」の補助金の上限をどうするかもその一つでありました。

本事業が、住宅を新築する土地を自分で用意する子育て世帯等と同じ200万円の補助金を



交付するという内容であれば、須藤議員がご指摘のように、公平公正の原則からしてどうかということになると思います。

しかしながら、本事業については、補助金の上限を200万円ではなく100万円にすることといたしました。町が宅地造成した110坪ほどの土地を無償提供する事業だからであります。別の見方をすれば、100坪ほどの土地を坪1万円で購入していただいたということにもなります。

私としては、笠原議員のご質問にお答えしましたように、1年間に生まれる子どもの数の国勢調査結果によるこれまでの推移と、国立社会保障・人口問題研究所が推計した5歳階級別の人口推計によるこれからの推移を勘案した場合、極端な少子化が進んでしまった現在の八峰町は、正に非常事態という思いを強く持っています。

人口減少や少子化の「負のスパイラル」に入っている現在において、人口減少や少子化に歯止めをかけ、増加に転じさせるためには、減少してきた期間の何十倍もの時間が必要になります。生まれてくる子どもが大人になるまでの約30年間待ってから、自分たちが生まれた時の子どもの数よりも多く産み育ててくれることの繰り返しにより、徐々に増やしていかなければならないからであります。

現在の八峰町においては、「若い大人を増やす」事業は、八峰町の存亡に関わる事業と認識しなければならないと考えており、結果を出さなければならない事業であるという強い思いから、私は、100万円ではなく200万円の補助金を交付することも視野に入れていましたが、結果として冷静な判断に基づいた意見を踏まえ、100万円といたしました。それでも、町が子育てや生活がしやすい土地を造成し、3年以内に住宅を新築する子育て世帯等に対し、新築する費用に100万円の補助金を交付するとともに、3年後に町が造成した土地を無償で提供するという、定住や移住する方々にとっては最高レベルの支援内容になっていると考えます。

非常事態であり、八峰町の存亡に関わる事業という認識を持って事業内容を構築し、予算提案したものでありますので、是非ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、「津波防災について」の2点目、「津波リスクが大きい、アンケートでも「住みたくない」が多いという、このように危険な場所に行政が誘導していいのか」についてお答えします。

津波ハザードマップ上の津波浸水地域は、中浜地区だけではなくほかにも多くあり、それぞれの地域においては長い間生活してきた歴史があります。また、そこに住んでい

る方々が、自分たちが産み育てた子どもたちに帰ってきてほしいと願っていることも事実であり、私自身もそういう声を聞いています。さらに、先般お示しした「八峰町防災ハザードマップ」のとおり、私たちの日常を脅かす災害は、津波だけでなく、土砂災害やため池など多くあり、特に八森地域は災害リスクが高い地域になっております。

私は、こうした災害の危険がある地域であっても、現在多くの方々が住んでいる地域であり、避難路や避難訓練など津波などへの備えに十分配慮しながら、その地域はもとより八峰町の活性化に繋がる事業であれば実施する必要があると考えます。

本事業については、八峰町の基本問題の一つである「極端な少子化」に真正面から立ち向かう、これまでの発想にはない事業であり、子育てや生活などに適している中浜地区の住宅密集地に「若い大人を増やす」ことなどを目的に実施する事業であります。

元気な八峰町づくりや八峰町がなくならないためのきっかけづくりに繋がる事業でありますので、是非取り組ませていただきますようお願いいたします。

次に、海光苑の津波対策についてお答えします。

八峰町は日本海に面し標高の低い所に民家が多く、大地震の発生による津波災害対策は非常に難しい面があります。特に、ご質問にあります特別養護老人ホーム「海光苑」は、秋田県が想定した最大津波高14.36mの津波が発生した場合、大きな被害が予想されます。

これまでの津波対策は、「日本海中部地震」の津波で被災した地域を中心に、防波堤を高くするなどのハード対策を中心に行われてきましたが、平成23年に発生した「東日本大震災」における予想を超えるような大規模な津波に備えるには、ハード対策のみならず「減災」を基本とし、住民の命を守ることを最優先に、住民の避難訓練を実施するなどのソフト対策を組み合わせた「避難誘導対策」を進めることが大切であると考えます。

町では、津波浸水区域、土砂災害危険区域、避難路等を分かりやすく表した「防災ハザードマップ」を新たに作成しましたので、住民への周知を行うとともに、地震や津波の被害を最小限にとどめる的確な情報を収集し、正確な情報の伝達に努めてまいります。

特に、避難行動に時間を要する高齢者等に対しては、迅速な災害情報提供に努めるとともに、日頃の避難訓練が大切であると考えています。

「海光苑」では、災害防災マニュアルに基づき、火災と地震を想定した訓練を年2回実施しています。令和元年11月5日「津波防災の日」には、能代警察署及び役場と合同

で地震による大津波を想定し、マイクロバスとリフト付きの車両に乗り2km余り離れた高台にある「夕映の館」に避難する移動訓練を実施しました。

海岸が近く時間的余裕がない中で、車椅子利用者を避難させるのは非常に困難であります。有事の際に入所者が落ち着いて安全に避難することができるよう、日頃から準備を整え、何度も避難訓練を行うなど、これからも町と施設等が連携して被害防止に努めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 5番議員、再質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 笠原さんの答弁と同じですね。私が今質問した、もう少し質問を聞いて、それに対して答えてくださいよ。ただ原稿読むだけでしょ、書いてきた原稿を。何のために私が質問してるんですか。それに対する答弁が一つでも二つでもあればいいんですけども、全く原稿棒読み。誠意がないですね。

加藤前町長も、今まで森田町長がやってきた移住・定住促進事業をやってきました。今日まで同じ事業をやってきたんです、加藤町長から引き継いで。して、新たに今回の町の土地を6,500万円かけて整備して無償で譲渡する。この事業は全国でもそんなになんじやないでしょうか。確かに初めてだと思いますよ、今町長が答弁したように。これで町民が納得するんですかね。移住・定住、今までやってきた事業というのは、各町村で全てやってます。同じことをやってるんです。若者の人口の取り合いです。それで今回の突拍子もない事業を提案したんでしょうが、これはまた、町長ね、若者を増やすのであれば、私は本当に町長が命をかけて真剣になって企業誘致してくださいよ、この町に。若者が田舎からいなくなるというのは、働く環境の良い職場がないから若い人が都会に出るんです。これが一番大切なことなんです。若者の働く場所。

町長は、今回の予算を見ても都会の企業との懇談会、多数あります。数年前からやってきました。ただお酒を飲むのではなくて、本当に真剣になって、俺がこの町に大きな企業を持ってくる。町長は県庁のパイプがあるでしょう。そういう根本、働く場所、環境の良い職場をこの町につくる、それを死ぬ気でやる。いくら定住移住促進のこういう補助事業をいくらやっても、若者はこの町に住みつきません。働く場所がないからです。そこを間違わないでくださいよ。働く場所がないから若者がいないんです。住む環境は抜群です。田舎は住む環境は抜群です。そしていろんな、各町村でいろんな手当をします。真剣になって、そう言うのであれば、真剣になって誘致企業をあなたがここに持って来る、いろんなコネを使って。そうしてください。どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 幾つかの質問がありました。

最初に、一般質問のあり方だと思います。これは今までも、まあ私の部分もそうですけども、とうとうとノー原稿ですごい質問だなと思いましたが、是非実現の通告版にそういう部分を書いていただければ、かみ合った答弁を検討できます。

○5番（須藤正人君） 是から非まで書かないと……。

○町長（森田新一郎君） 私たちの方も1人の議員の質問だけじゃない。いろんな分野にわたっていろんな部分を調べて検討しなきゃいけない、そういう部分に対して、すぐ聞いた部分を的確に自分の言葉でしゃべるっていうのは、これ議事録にも残りますし、これはやっぱり慎重に検討しなければ、その結果で一般質問答弁しなきゃいけないので、その部分については、もしあれであれば事前通告の部分にきちっと書いていただければ大変ありがたいと思います。

2点目の若い人口の取り合いになるというふうなお話もありました。同じことをやっているっていうふうな話がありました。私は、先ほど笠原議員にもお話した問題意識があるんです。このまま同じようなことをやってたらどうなってしまいうんだろうかということなんです。その部分をどうやって突破していかなきゃいけないのか。このまま見れば、ずっと社人研が、社会保障・人口問題研究所が推計したとおりになっちゃうんです。そうならないためにどうするかっていうふうな形の中の一つの事業として提案したんです。で、確かに一つの中浜地区の中心部整備事業だけを見れば、土地をただでやってるように見えるんですけど、で、その部分と住まいづくり応援事業を組み合わせたその両方の事業で見れば、100万円で、あそこの坪単価2万円ぐらいです。まあ半額ですけども、そういう部分で、そういう形の部分の事業構築したんです。

取り合いになるっていうのは、これは実際にそういう現象も起きるかもしれませんが、外に出ていった人方、まあ私の場合はIターンとかJターンじゃなくてUターンの方を期待してるんですが、そういう方々に戻ってきてもらえればありがたいなというふうな形で思ってます。

それから、3つ目は企業誘致っていう話がありました。これは、企業誘致の部分については、これ先ほど来お話ししましたように、100人規模の、先ほどの子どもの数とかそういう部分踏まえると、100人規模の企業が来た時に、そこで働く人をどうするかというそういう状況になってるんですよ。だからその部分については、基本的には広域的な部

分考えて、八峰町に住んで通える企業、そこの部分をつくることと、それから私は雇用吸収力の部分は農林漁業にあると思います、これからの。特に農業の部分は今やってる人方が高齢化しておりますので、この食料を生産してる土地をどうするかっていう部分と組み合わせることによって、新しい就職先が、仕事先、生活できる糧を得るそういうものができると思ってます。まあそういう意味で、まあこれからの部分で企業誘致そのものをやってくるというよりも、今、八峰町の大きな課題である農林漁業を持続的に可能なものとするための部分と組み合わせながら、そういう定着を図っていく必要があるというふうな考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 町長いいですか。働く環境がいい所に、環境がいい働き場所がある所に人が集まるんです、若者が集まるんですね。今町長が、農業と漁業を力を入れて若い人を呼びたい。本当ですか。聞いたことありませんでした。もう少しね、それだったら農業をこういうふうにしたいというビジョン、1回も聞いたことありませんよ。漁業は今、水面下で動いてますね。これ私はまだ質問をしてませんけども。これは町長からまだ一言も話は聞いておりません。来年の予算にサーモンの事業がのってるだけで、本筋はまだしっかりした大枠の話もありません。だから農業と漁業、こうやってこういうふうにしてこうやるんだということを、すると若者がそれに集まってくる。今町長の若者定着の事業というのは、全て補助金なんです。

今度ここに来る、6区画に来る人には100万円ずつやるんでしょう。この話は今日、今初めて聞きました。200万円じゃなくて100万円ですね。それも議会との議論が一つもありませんね。だからそういうね突拍子もない補助金のアイデア、それでは、それだけでは若者は来ないんです。町長がもう少し真剣になって、本当にできるところを真剣になってやっていく。町長何ぼ調べても100万円の話は一つもしてません。どうですか、ここでちょっと時間がないので。まあいつかその農業の若者が定着するようなビジョン、漁業が定着するようなビジョン、1回まとめてですね我々に示してください。今の補助金だけのそういう優遇措置では、若者はこの町に定着しません。これだけは言えると思います。職場環境のいい、そういう部分をしっかり町で研究していかないと、若者は住みつきません。どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の農業に対する考え方ですけれども、公約の中に農業の持続

的發展というふうな形の部分が大きな柱に掲げております。それで今までどういうことをしてきたかといいますと、まず後継者育成の部分について努力をしてくれています。それと圃場整備。これ将来の部分を見越して、今の個人農家の人方が作れなくなった時には、きちっと整備した農地でないと後に繋げない。そういう思いから、通常の制度であれば農地中間管理型関連保証事業ってあるんですが、工事が始まればその部分の持ち主負担ゼロなんですけど、3年間は調査費がかかるんですけど、その部分を土地改良区の負担ないような形に制度変更しております。それからメガ団地、その部分についても同じように複合化を進めていくっていうふうな関係の中で、そういう政策をこう変えながら、そういう形で農地を荒らさないというふうなそういう取り組みをしております。その部分で雇用吸収力は、今やってる人方がいずれできなくなった時にその食料生産の土地をどうするかっていうふうな、そういう中でその部分が続くようなそういう形にしていきたいと思います。基本的には土地生産性を上げること。こういう部分には複合化と、それから作業しやすいようなそういう形の部分を政策、農業政策の部分の柱に掲げております。

まあもしあれであれば、その部分の考え方については、もしこういう形で質問していただくか、あるいは全協の場でしゃべればいいのか、その辺は教えていただければ自分の農業に対する考え方はお話したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） だからね、若者がこの町に定着してほしい。だから、そういう職場づくりの話と、それからこの定着するような若者に対する移住・定住政策の補助金の問題、優遇措置の問題を合わせて我々と議論をして、それだったらこの事業はいいな、そういうことになると思うんですよ。今私が聞いたからその農業の問題、まあ上っ面だけ今聞きましたけども、そういうことを丁寧に我々と議論する、全協を開いて議論する。補正予算の説明なんて要らない、議会がありますから。そういうことを議論する場所が全員協議会なんです。質問移ります。

先ほど笠原議員の質問の中で、中浜地区の人がずっと昔から住んでるから、若い人がそこに来て大丈夫だというその発想、考え方、どうも納得できません。危険な所は、昔から住んでる人がいても危険な所は危険なんです。危険な人を増やすだけなんです。しかも若い人を。東日本大震災、昔からそこに住んでた人、一つの災害があるとみんな駄目なっちゃう。それが万が一ということなんです。防災対策は万が一のためにやるん

です。その万が一のためにやる防災対策に対して、危険な場所に県の赤く塗られている場所に若い人を、しかもただだよ、来てくださいと言って誘導する。それが問題なんです。昔から住んでるから大丈夫だと、そんな安易な考え方、捨ててくださいよ。防災対策できません、それじゃあ。万が一のためにやる防災対策を、昔からあそこに住んでる、もっと低い場所がある、そんな理論づけではね、ちょっと防災対策はできないんじゃないんですか。若い人が一生に一度建てたその家、どうするんですか流されると。誰が責任をとるんですか。無償で、ただだから来てくださいと言ってそこに集めて、万が一災害が起きた。どう責任とるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 津波高14.36m、これは県の報告書に出てる数字です。これは先ほど笠原議員の部分でもお話ししました。L1っていう来るかもしれない数十年から百数十年に一度の津波の部分ではなく、L2、将来発生する地震を予測したものではないとか、秋田県独自の震源モデルとかっていうふうな形の中でやってきたやつです。で、その部分のいわゆる須藤議員がもう一貫しておっしゃってます、過去の質問でも、想定外を想定しておくのが、これが防災対策の基本だと。だけれども、今のこの最大津波高14.36m、ここの部分のリスク100%だと考えてしまえば何もできないことになっちゃうんですよ。そこに延々として100年以上も住んでる人方いるんですよ。その人方に、そうすれば何にもしなくていいんですかってことなんです。その人方がいろんな悩みがあるから、その部分の地域を元気にするためには、そういうソフトの部分も含めてやっていかなければ活路が開けないって言ってるんです。そういう部分のご理解でお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 三陸沖地震から東日本大震災まで80年、三陸沖地震3,000人の人が死んでおります。3,000人。普代村は183人。80年です。何百年じゃないんですよ。日本海中部地震から今40年経過しようとしています。40年。で、私が冒頭に言った海岸が浅くなっている、温暖化で水位が高くなっている、海水面が高くなっている。あのぐらいの規模の津波でも相当の被害を受けるんじゃないか。今の波の高さからいって、漁業者がそう見ているんです。油断できないんですよ。日本海中部地震からもう40年。これからまた何があるか分からない。北海道南西沖地震から30年。そういう経過してるんです。それを何百年に一度起きるか起こらないか分からないそういうことを心配して事業はで

きない。それが危機感のなきなんです。そういう考え方では、防災の一番大切な「人を死なせない」、2番目の「財産を守る」、それは絶対できませんね。そのぐらいの意識だと。もう少し強い、防災に対する強い意識をもたないと、私は町民の生命財産は守れないと思います。この言葉を操法大会、出初め式で言う資格はなくなると思います。もう少し真剣に考えてください。もう時間ありません。

海光苑の問題。確かに、町長は毎年やってると言いました。10年の間に3回しかやってないそうです、防災訓練。避難訓練ですね。防災訓練、避難訓練、3回。警察が立ち会ったのも聞きました。さっき言ったように夜中にバスを運転する運転手さんが待機してるんですかね。地震はいつ来るか分からないんです。だから私はこの問題を、非常に難しい問題で簡単な問題ではない。あの海光苑、松波苑を高台に移す、それしかないと思うんです。あと対策ありません。だからいずれは早いうちにあの施設をどっかに移していく。そういうことも少しずつ考えていく必要があるのではないのかな、そう思って質問してるんです。難しいんです、この問題。3分あります。町長、どうぞ。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

海光苑、津波、防災対策、これに関して私が伺ったところはまず過去5年間で、10年間までは伺ってないです。申し訳ありません。過去5年間で年2回、これ義務の訓練やっています。その間に津波対策の訓練は3回実施しています。その一番最後が令和元年度、新聞にも載っていましたが、11月5日、津波防災の日の訓練でございます。まあいろんな課題を呈していましたが、今須藤議員がおっしゃったように、70数名の利用者の方々を、まあ職員全部70名ちょっといるんですけども、日中のシフトで30名、夜間、宿直入れて4名です。だからそれで全員を守るというのはやっぱり非常に困難、これはそのとおりでございます。私もいろいろこうそういう職場対応、これまでやってきましたけども、完全っていうのはないです、確かに。そしてまた、このハザードに関しても、災害を決定づけるっていうことではなくて、やはりこれは津波防災避難対策、これを考える上でのハザードなんです。ですから被害を、災害を確定するものではない。ここを勘違いしないでいただきたい。

ただ、今、いつ来るか分からない。こういう危機感はあるべきで、そのとおりだと思います。で、将来的に、当時は、松波苑はその6年前ですか、海光苑が平成11年設立されています。当時やはり補助の設立ですので、学校、保育園、駅、こういうも



のの条件で補助対応ということであったようです。ですけども、その後やはりこういう災害が巨大化してることもあるので、今おっしゃったように、もしこれから建てるのであればやっぱり安全な所へ、老人一人一人を対応するっていうことはまずかなり不可能に近い所もありますので、そういうことも視野に入れながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 防災対策、本当に難しいと思います。避難訓練、避難場所、避難道の問題、いろいろあります。でも、これは万が一のためにやるんですよ。そうですね。終わります。

○議長（門脇直樹君） 5番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。2時より再開いたします。

午後 1時55分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 議席番号3、奈良聡子でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

最初に、洋上風力発電について伺います。

政府は、脱炭素社会、地球温暖化対策の掛け声のもと、菅首相が所信表明で掲げた2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという無謀ともいえる目標を達成するために、次世代エネルギーの切り札とされる洋上風力発電の導入をしゃにむに推し進めようとしています。その導入目標は、2040年までに最大で4,500万kW、すなわち原発45基分に相当する発電量であり、仮に単形出力1万kWとして計算すると、4,500基の風車が全国の海に設置されることとなります。秋田港と能代港においては、国内初の大規模洋上風力発電所の建設工事が始まっており、秋田港13基、能代港20基の風車が令和4年末に運転を開始する予定です。一般海域については、能代市・三種町及び男鹿市沖、由利本荘市沖北側・南側が、再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定され、令和2年11月に事業者の公募が開始しました。八峰・能代沖も同法に基づく協議会が設置され、既に2回の協議を終えています。

ここで、地球温暖化について、研究所の論考を一部ご紹介したいと思います。アラスカ大学国際北極圏研究センターの赤祖父俊一氏は、こう述べています。「温暖化の原因には、自然変動と人的変動とが同時に起きていることを理解してほしい。自然変動とは、人間活動に関係なく地球上で起きる温暖化または寒冷化のことである。一方、人的変動とは、人間活動によってもたらされた炭酸ガスなどによる温暖化のことである。したがって、温暖化への炭酸ガスの影響を正しく研究するには、観測されたデータから自然変動を取り除かなくてはならない。I P C Cのように現在起きている温暖化のほぼ全てを人的変動としてきたのは、大きな間違いである」

また、こうも述べています。「もし現在の温暖化がかつてなかった異常気象であるとするなら、まずその原因を十分突き止めてから対策を立てるべきである。自然変動が主であれば、炭酸ガスの放出を完全に止めても温暖化は続くかもしれない。I P C Cは「学者のできることは終わった。あとは政策者の仕事である」というような発言をしているが、とんでもないことである」

I P C Cとは、気候変動に関する政府間パネルの略称で、地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画と世界気象機関により設立された組織で、2007年にアメリカのアル・ゴア元副大統領とともにノーベル平和賞を受賞しました。ところが2年後の2009年11月17日、イギリスのイーストアングリア大学にある気候研究ユニットのサーバーから流出したメールにより、気温データの捏造という世紀のスキャンダルが発覚し、このデータをCO<sub>2</sub>温暖化説の格好の証拠として採用してきたI P C Cの信頼性も大きく揺らいだのです。ウォーターゲート事件と気候、クライメイトをもじって、クライメイトゲート事件と呼ばれるようになったこの一大スキャンダルを日本のメディアはほとんど報じませんでした。ちなみに、I P C Cの初代議長のバート・ボリン氏は、「2020年には海水面が60mから120mも上昇し、ロンドンもニューヨークも水没している。北極圏のツンドラ帯は牧場になる」と予言していたそうです。今となっては正に噴飯ものであります。

このように地球温暖化の原因は、実はまだ突き止められていないのです。それにもかかわらず、人為的な二酸化炭素の排出量が増加したことが地球温暖化の原因であると決めつけて世界中が雪崩を打って脱炭素化に突き進もうとしていることに、私は全体主義的な恐ろしさを感じます。誤った認識を前提として大量の風車を海に設置することが許されてもいいのでしょうか。

八峰・能代沖で計画されている洋上風力発電事業の内容について、関心を持って調べたり、事業者説明会に参加したりする人はごくわずかです。ほとんどの住民はあまりよく知らないのが実情です。これまで私は、再三にわたって、風力発電事業に対する町の姿勢をただし、メリット・デメリットを含め住民へ情報提供すべきではないかと提言してきましたが、森田町長の答弁は大体いつも「事業の説明については、事業者の責任においてなされるべきだ」というものでした。その姿勢が町民の無関心を招いているのではありませんか。賛否を判断できるだけの情報を積極的に発信してこなかった町の責任は大きく、民主的であるべき地方自治の姿からはほど遠いと言わざるを得ません。

そこで3点伺います。

最初に、町長の考えやメッセージを広報で発信する考えはありませんか。政官業一体となって推進している巨大プロジェクトである洋上風力発電事業から肝心の住民が置き去りにされ、町長と町民とのコミュニケーション不足の感が否めません。事業に対する賛否は別として、まずは一緒に考えようという姿勢を示す必要があるのではないのでしょうか。

次に、洋上風力発電について町民意識調査をしてはいかがでしょうか。町民の中には、事業に対して言いたいことがあっても様々なしがらみがあるため言えない人もいます。意見をどこにぶつけていいのか分からない人もいます。町民の代表である町長が町民の本音を知るためにも、意識調査が必要だと考えます。

そして最後に、第2回法定協議会でハタハタは非常に弱い魚だという専門家の意見がありました。漁業への影響がないことが促進区域指定の前提ですが、もし懸念が払拭されない場合はどのように対応するつもりでしょうか。

次に、防災と災害時の対応について伺います。

1月7日の夕方から8日の未明にかけて、能代山本地方は暴風雪を伴う大荒れの天気となり、これにより町内全域で停電が発生し、全面復旧まで27時間あまりに及びました。2月13日には福島県沖を震源地とする最大震度6強の地震が発生し、能代山本でもやや強い揺れを感じました。いずれも夜間に発生し、町が設置した避難所に避難した住民もいました。寒い冬の夜に、停電、地震、津波などが発生した場合、特に高齢者や障がい者や幼児などの避難には大きな困難が生ずると予想されます。

こうしたことを念頭に、今後は夜間の災害を想定した全町規模の避難訓練が必要ではないのでしょうか。

また、避難所での女性や授乳中の母親に対するセクハラやプライバシー確保の問題が報じられております。避難所運営については、できるだけ女性の意見を反映させるべきと考えますが、最新の運営マニュアルに女性の視点は生かされていますか。

最後に、災害時は情報不足が最も人を不安にさせます。1月7日・8日と長時間にわたった停電時に、防災無線で復旧見通しや避難所設置などの情報をこまめに流してくれたおかげで、多くの町民が安心したことと思います。また、災害時は特にネット情報が頼りになるので、防災無線だけではなく、町のホームページ、防災メール、SNSなど多様なツールを活用した情報発信が極めて重要です。防災メールの登録システムやSNSのアカウント開設を検討すべきと考えます。

以上について答弁を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えします。

はじめに、「洋上風力発電」に関するご質問にお答えします。

1点目の「町長の考えやメッセージを広報で発信する考えはないか」についてお答えします。

私が町長に就任してから、陸上・洋上問わず、風力発電については、全ての町議会において取り上げられております。

風力発電に対しましては、騒音や低周波音などが住民の健康に影響を与えることがなく、自然環境や景観に配慮するとともに、漁業に影響を及ぼさない計画とすることはもとより、事業者に環境アセスメントを確実に実施し、住民の不安に対し丁寧な説明と対応を求めていくことを前提に、町の資源である「強い風」を元気な八峰町づくりに活用していきたいというのが、私の基本的な考え方であります。

このことについては、全戸に配布されている「議会だより」によって発信されているものと思っておりますので、町の広報で発信することは必要ないものと考えております。

2点目の「洋上風力発電について町民意識調査をしてはどうか」についてお答えします。

「八峰町及び能代市沖」については、昨年7月に洋上風力発電施設を優先的に整備する「促進区域」指定の前段階となる「有望区域」に選定され、昨年11月に「再エネ海域利用法に基づく法定協議会」が設置され、現在まで2回開催されています。

法定協議会では、国、県、能代市、八峰町、県内外の大学教授及び漁業協同組合等の利害関係者などが出席し、「促進区域」の指定に向けた意見交換が行われております。第3回目の日程はまだ決まっていますが、発電事業者に求める漁業振興策や地域貢献策などについて意見交換されるものと考えております。

このように、現在、国が主導し先行事業者である利害関係者も交えて、再エネ海域利用法に基づく「促進区域」指定に向けて意見を取りまとめているところであり、洋上風力発電についての町民意識調査は必要ないものと考えます。

3点目の「漁業への影響に対する懸念が払拭されない場合はどう対応するのか」についてお答えします。

「ハタハタ」が私どもにとって特別な魚であることは、法定協議会においても、また私を訪問してくる発電事業者に対しても、必ず申し上げていることであります。

「ハタハタ」については、漁業関係者にとって一番の問題であり、第2回法定協議会における専門家の意見も聞いておりますので、それを踏まえた漁業関係者である委員の意見が重要であると考えます。

「有望区域」に選定された段階で、洋上風力発電について「反対」や「賛成」を議論するエリアではないと承知していますが、法定協議会で取りまとめた内容に合意しないメンバーがいれば、「促進区域」の指定を行えないものと理解しています。

次に、「防災と災害時の対応について」お答えします。

町の避難訓練は、災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとれるよう、「八峰町地域防災計画」に基づき、地震、津波、水害等を想定した「町総合防災訓練」と、異常気象で火災が発生し延焼拡大を想定した「町消防総合訓練」を実施しています。また、昨年度は新たに、大雨による自然災害等を想定した「土砂災害防災訓練」と、「津波防災の日」に大津波を想定した津波避難訓練を実施しています。いずれもこれまでの訓練は、日中の災害発生を想定した住民避難訓練となっています。

申すまでもなく、災害は季節や時間を問わず突然に発生しますので、夜間を想定した訓練の必要性は理解できますが、この場合、暗い中での避難訓練となり、高齢者や障がい者など避難訓練に参加する方々の安全確保という大きな問題が生じてしまいます。

したがって、全町規模での訓練は非常にリスクが高く実施は困難であり、これまで同様、地域ごとの避難訓練が望ましいものと考えます。

次に、2点目の「避難所運営」についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症への感染拡大が続いてきたことにより、大地震や豪雨などの自然災害が発生した場合における避難所運営のあり方が大きな課題となっています。

このため、平成27年9月に作成した町の「避難所開設・運営マニュアル」の改訂が必要となっており、現在、その作業を進めております。

改訂マニュアルにおいては、避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるような避難レイアウトや、避難者の健康状態を確認しながら、発熱者等に対して専用の個室やトイレを確保するなどの感染防止対策の徹底を図ることとしております。

さらに、子どもがいる家庭や女性が気兼ねなく着替えや授乳等ができる女性専用のエリアを設定するとともに、プライバシーを保護できる新しく購入したプライバシー保護テントを設置するなど、安全・安心な避難所運営に努めてまいりたいと考えています。

避難所の運営につきましては、女性、子どもや若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえ、避難所での生活ルールづくりなどを検討し、避難所運営組織の責任者には男女両方が参画するなど、女性の視点を取り入れながら「避難所開設・運営マニュアル」の改訂を進めてまいります。

次に、「災害時の情報発信」についてお答えします。

災害時における情報伝達は、町では現在、防災行政無線や町のホームページ等により住民への災害情報を提供しております。

防災行政無線については、1月7日から8日の暴風雪による大規模停電の際に、窓を閉め切っている状態では屋外に設置している子局からの放送が聞こえづらいことや、各家庭に設置している個別受信機が暴風により電波の受信状態が不安定となり聞こえない場合があるとの意見が寄せられており、現在、改善策について検討しているところです。

また、災害時には、住民避難情報や避難所開設情報など、防災行政無線で放送した情報を町のホームページにも掲載して、迅速で確実な情報提供に努めております。

さらに、町では、災害時における情報提供を強化するため、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しています。

この協定では、「ヤフー」と八峰町がお互いに協力しながら、町内の避難所や避難勧告等の緊急情報をはじめ、災害発生時のライフラインや必要な救援物資などの情報を「ヤフー」のアプリケーションに掲載し、一般に広く周知できるようにするものであります。地域住民は、このアプリケーションをダウンロードすることにより災害時等の情報を得られることになり、結果として町のホームページへのアクセス負荷の軽減にも繋がるも

のであります。

今後、「ヤフー」と協議を行い、災害時に必要な情報を提供してまいりたいと考えています。

なお、議員ご提案の防災メールの登録システムやSNSアカウント開設については、今後検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） タブレットの掲載していただいた追加資料をちょっと送っていただきたいんですが。

広島県安芸太田町、こちら町長のコラムを参考資料として掲載してもらいました。この安芸太田町という町は、人口約5,600人、面積は八峰町の1.4倍ぐらいの小さな町であります。この安芸太田町と広島市、廿日市市の2市1町に、1基4,300kWの風車が36基、最大で15万4,800kWの陸上風力発電事業の計画が持ち上がっております。この町ではホームページでも主体的に発信しております。これまでの一般質問で、私、住民が事業の是非を判断するための材料として、行政がメリット・デメリットを含め情報を開示すべきだと訴えてまいりました。私がイメージしていたのは、こういう町長のような発信スタイルなんです。まさか本当にこういうことやってる人がいるとは思いませんでしたので、これを知って非常に驚きました。そしてまた同時に、これが本来あるべき地方自治の姿ではないかと思いました。町長はこのコラムをお読みになって、どのようにお感じになりましたでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 広島県でしたっけ、ここの町自体がどういう町か分かりませんが、まあ町長によってはこういう考え方の中で取り組んでいる人もいるんだなというふうなことは思いました。

ただ、もう一つは、ちょっとうちの方と、筒賀財産区云々かんぬんの部分については、あれっていうふうな思いもありました。それとあとは、準備書、配慮書、方法書、それから準備評価表という4段階あるんですが、その段階の中の方法書の入り口の所でこういうふうな形されてるっていう部分は、これはこれでひとつの町長の考え方としてありなのかなというふうな形は思いましたけど。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私が今まで町長に情報提供しろって言ったのは、何もね、県が

秋田ビジョンに載せてるような形のああいふ詳細な事業の計画を列挙したり、または洋上風力がどのくらい県民にメリットがあつてとこつてそういうものではないんですよ。ちよつとその資料も、秋田ビジョンの方もちよつと送っていただきたいんですけど。このよふなものを見るとね、洋上風力にはいいことしかないんだなと思ふと思ふんですね。でもそうではなくて、やはり首長には、この安芸太田町のよふな、橋本町長のよふな公平で公正な観念から町民の皆さんと一緒に考えたいというスタンスで、この町長の思いとかメッセージを発信してほしいということなんですよ。

この広報の2段目の後方に書いてますけど、「本町も今年に入り、役場内に本件に対応するためのプロジェクトチームを立ち上げました」と、こふ書いてあります。やっぱりここにはね、その町が進んで情報提供をして、町民の皆様にも考えてほしいというそふいう姿勢が見えるんですよ。一番最後に書いてありますが、「私自身はかねて自然を生かしたまちづくりを標榜してまいりました。果たしてそのビジョンに風力発電は沿ふものなのか。また、町民の皆さんは、安芸太田町をどんな町にしていきたいのか。皆さんのお考えもお聞きしたいと思つています」。一般の町民の人たちは、多分こふいうことをリーダーに求めてると思ふんですけども、森田町長の場合はずも、強い風が財産であると。で、それを生かして元気な八峰町にするんだ。議会だより載せてるからもういいんだ。広報に載せなくてもいいんだという考えですけども、それではあまりに一方的過ぎるんじゃないかということ私はず言つてるんですよ。その点についてもう一度お考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員とは本当に何回もいろんな意見交換させていただいております。

基本的には、環境アセス法、陸上風力の場合は、環境アセス法という法律の枠組みの中で、その枠組みに則つた形で進められておりますので、まあどうしてもそふいう答弁にはなりません。そこの部分については必ず議会だよりには載せられていると思ふますので、私の考え方、基本的な考え方は、読むでる方が分かっていると思ふます。で、そこの部分に関して奈良議員とのやりとりの部分で一般の町民の方から質問が寄せられて、それに対して回答したこともあります。

それと、まあこの橋本町長さん、どうふうな公約で町長さんなられたか分かりませんけれども、私の部分は、私の部分の公約のいわゆる政策のパンフレットでは、元気



な八峰町をあらゆる資源をフル活用としております。で、八峰町の強い風も八峰町の資源でありますので、これも活用しながら元気な八峰町づくりを進めていきたいというふうな話をしてくれておりますので、その部分と、この橋本さんが掲げる自然を生かしたまちづくり、まあどういうふうに方向性あるのか分かりませんが、それはそれぞれの首長さんの考え方がいろいろあるんだというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 基本的な考え方は多分、森田町長もこの橋本町長も基本的には似てると思うんですよ。ただ、そのやっぱり違いは、デメリット、デメリットもあるんだという話を隠さずに伝えてる点なんですよ。森田町長の口からそういうことはあんまり聞いたことはないですし、広報でも発信してはこなかったと思います。だから住民があんまりその風力発電というものに対して関心もたない原因じゃないかと、私はずっと思ってるんですよ。ほとんど事業者説明会に出てこないし、出てくる人は決まっています。その点について、やはり町に大きな責任があるんじゃないかということ言ってるんですよ。

次の質問なんですけど、町民意識調査をやる必要はないという答弁だったんですが、この思いをどこにぶつけていいか分からないという町民に対してはどう答えられるんですか。やはりね漁業者の中にもいるんですよ、反対だという漁業者が。で、まあ法定協の前におそらくそういう漁業者の声を整理して協議会に関係者が臨んでいたのかなと思ってたんですけど、どうもそうではなかったようで、協議会が始まってから、こういうことがあったという報告という形で話があったようです。でもそれはちょっと協議会に臨む姿としてはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども、町長はいかがお考えですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 以前の定例会の中で、まあ法定協に臨むに当たってその漁業者の方が組合員の意向を伺いながら出席してるはずというふうな話をお答えしました。で、それがそうになってないというふうなお話を受けて、私、連絡しましたら、実はその文書がいわゆる全組合に送られたんじゃないかと、運営委員という代表の方々だけの意見だったということを知りました。それで、それだとおかしくないですかというふうな申し入れをしたら、この2月の21日付けの北羽新報に載ってますように、次の法定協に臨むに当たっての組合員の意向を伺うというふうなそういう形になった経緯がございます。

その中で、ここにも書かれてありますけれども、反対意見もあったそうですけれども、奈良議員が今反対してる漁民の方もいるって部分、方もこの会議に出たのか分かりませんが、まあそういう形の部分の反対意見もありましたけれども、何で今頃開いたとかいろいろなお叱りのこともあったというふうな形は聞いてますけれども、まあそういう部分も乗り越えながらひとつの方向性はまとまったってというふうな話は聞いております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3つ目の点について質問します。

法定協の構成員の峰浜漁協組合長の石井好勝さんですね、この方、3月7日の北羽新聞の風力発電の特集記事に載っておりました。「漁業影響について、国は環境への影響がないことを前提に八峰能代沖を有望区域に選び、能代市・三種町・男鹿市沖を促進区域に指定した。しかし、そこになかったものが建つ以上は漁業への影響が出ないわけではない」と、こう答えてるんですよ。構成員の方が。出ないわけではない所が促進区域の指定に向かって今の協議してるわけですけども、まあこのような意見があっても促進区域に指定されるのでしょうか。それとも、まあ特にこれ以上の強固な意見がなければ指定されるのでしょうか。その辺について伺います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 現在の法定協には漁業関係者が4名、委員として出席しています。石井さんも、石井組合長もその一人であります。ここにシリーズものでね、まあ奈良議員の考え方も載ってましたけれども、その部分でいろいろ判断されると思いますが、基本的に私2回の部分こう参加しましたけれども、どういう影響出るかってははっきりした部分が分からないというのが一つの大きなところがあります。で、その将来に対する、誰もまずやったことないので、影響出るかもしれないし、専門家の意見の中では、まあいろんなまたこう意見もあったんですけど、その中でいろんな意見を踏まえた上で、この洋上風力発電を受け入れるためにこういう条件があれば受け入れるとか、そういう議論をしているところでありますので、最終的にその部分でまとまりができれば、委員のメンバーが納得しなければ、先ほど答弁したとおり促進区域には指定されないというような形になります。ただそういうことに、国ではそういうことでない地域だからこそ有望区域として選定したものでありますので、まあ石井さんの部分についてもそういうコメントは載ってますけれども、その部分については峰浜漁協の組合の方でいろいろ議論なされた上で石井さんが発言されるものというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） そういう問題がないところだから国が有望区域に選んだとおっしゃいましたけども、まだこれからですよ、調査は。事業者の選定もこれからですし、また調査を再度することになるわけですよ。事業者の個別のアセスとは別に。ですから、問題が出るか出ないか、もうこれ誰にも分からないというのが本当です。未知数なんですけども、ただ全く影響がないという確証もないわけですよ。あるという確証もないんですけども。ですから、これはもう本当に慎重に進めていかないといけないと思います。もし法定協です意見、よく熟考して勇気をもってこれはやめるということもあっていいと思います。何もね、これ無理してここに風車を建てられる必要はないわけなんです。町長としては風力発電推進したいでしょうけども、これみんなよく協議して、反対意見があればそれもよく尊重して、少数意見として片づけないでやってほしいと思います。

次の質問移ります。風車の基礎部が魚礁化するという話があります。県の漁協組合長の加賀谷弘さんが、また同じ北羽の風力発電の特集記事でこうおっしゃってます。「風車が100基以上建てば、有漁船で釣り人を呼び込め、事業化できる可能性を秘める。釣り仲間の情報網はすごいので、商売として成り立つと考える」、こうおっしゃってますけども、小魚はつくかもしれないですが、音で回避するのではないかという専門家の話もあります。それに、風車の周辺は波が高くなって、危険で近づけないそうです。漁をするのは難しいのではないのでしょうか。また、もし風車に船がぶつかるなどの事故があった場合、乗客への賠償は船主がしなければならないのではないですか。この点についてお答えください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 魚釣り好きな私としてはちょっとその部分で、まあ県の事業でテトラを埋めて人工魚礁を造って、そこに海藻が生えたり、貝がついたり、小魚がいます。小魚がいるっていうことは、それを餌にする大きな魚が来ます。そして、その部分にまた大きな魚が来ますから、その部分では確かにいい話かもしれませんが、これは加賀谷組合長が考えてる部分で、その漁船、まあ有漁船の話だと思いますけど、その部分がどういうふうな形でいくのか、今でも久六島とかそれに近い非常に波が荒いところも多々ありますので、そういう部分で有漁船行ってる人方もいますから、そこは私に聞かれても私は答えようがありません。まあその船主が判断することだと思います。

ます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ヨーロッパでは、風車の周辺では漁をしない。また、保険に入ることが事業認可の条件となると聞いたことがあるんです。それで森田町長に是非第3回の法定協議会で確認していただきたいんですが、この風車の周辺での船の航行は可能なのか。あと、漁は可能なのか。そして立入禁止にはならないのか。この3点、どのような法解釈になっているのか、その辺確認していただきたいんですけど、いかがでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 周辺では漁業ができないのか。それと船が寄れないのか。もう一つ何でしたっけ。

○3番（奈良聡子さん） 立入禁止の問題。

○町長（森田新一郎君） 立入禁止。

漁業と船が近づけないかという部分については、漁業者代表4人入ってますから、まあ当然その部分で疑念があれば、ありますけれども、まあその中で私が今のお話を受けて聞くことはやぶさかではありませんけれども、風車周辺の漁業が可能かどうかの部分については、まあ次の法定協議会で、じゃあ聞いてみます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○3番（奈良聡子さん） 1問目は終わります。

○議長（門脇直樹君） はい、続けてどうぞ。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 避難所運営について伺います。

防災まちづくり室が設置されましてから、町の防災体制は強化されてきたと感じております。職員も一生懸命仕事をしてると思います。これからはですね女性消防団員の増員が、これ必ず必要であると思います。火災現場や避難所での避難者、特に女性や小さなお子さんや高齢者などへのきめ細かい配慮、対応が求められてくると思います。ですので女性消防団員の役割も、これから増えていくであろうと思われま。この避難所運営であるとか防災について、もっともっと女性の人員というのが必要なんではないかと思うんですね。役場の職員の中にも、今現在、多分男性だけでやってると思うんですけども、まあこれからいろいろ女性から、町民からの相談なども増えてくると思うので、防災担当として女性の職員を配置することはできないのでしょうか。もしできればです

ね、女性が先頭に立ってこの点の施策に関わっていただきたい、そのように考えてます。  
また、人数的にもおそらくこの今何人ですか、3人ですか、4人ですか。

(「4人です」と呼ぶ者あり)

○3番(奈良聡子さん) 4人。おそらくぎりぎりであろうと思うんですね。防災の任務ってやっぱり災害が発生すると夜遅くまでの勤務となりますし、また朝も早く出てくることになると思います。このあまりにぎりぎりの体制だと、職員の士気にも関わってくると思うんですよ。職員のストレスマネジメントとかね、心身の健康を守る、職員の命を守るっていうことも大切なことであると思いますが、この人数とか配置の体制、この点について町長の考えを伺います。

○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 八峰町の職員の部分、まあ4月1日で人事異動あるんですけど、なかなか難しいんですよ。いわゆる本当に今の人数で今の仕事をやってくってのは非常に難しく、特任監の力を借りながら、退職した人の力を借りながらようやくやってるっていうふうなそういうのが現状にあります。で、まあ実際に消防、防災まちづくり室ができてから、非常に地域住民の要望もストレートに入るようになりましたし、パイプが詰まることもなくなってきました。それから、災害の部分でも、最初は副町長の指示のもとでいろいろ動いておりましたけれども、今は自分たちが気象情報の部分を見て、その上で夜9時集合とか朝6時集合とかそういうふうなこともできるようになりました。ただ、増やしたいんですありますが、増やせばどっかの課の人数を減らさないといけない。むやみに全体の人数を増やすことができないもんですから、まあそういう部分で大変苦慮しているところでございます。

女性の部分も入れればいいんですけど、やっぱり徹夜してもらったりとかそういう、朝早くから来たりとか、まあ何も災害だけではありませんので、防災だけではありませんので、たけのこ採りで遭難した場合とか海に落ちとか、いろんな問題がありますので、まあそういう部分で非常にやりくりは難しいかなというふうな形で思います。

現実的に本当に職員数が足りなくてですね、どう本当にどうしようかなっていう感じの思いをしてるところです。いずれ女性の部分については、避難所の部分、まああまり多くは利用されなかったんですが、避難所を開設した、2回開設しましたので、その部分には必ず町の保健師、女性ですけど、そこに入れてもらうようにしてますから、そういう面ではそういう避難所を利用される方々へのサービスの部分は、まあ女性の役割、

機能を果たしてくれてるなというふうな形で思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 職員の絶対数が足りないんだと思うんです。足りませんよね。

○町長（森田新一郎君） そう言われてもね。

○3番（奈良聡子さん） いや、むやみやたらと増やすのはそれは関心しませんけども、このようにぎりぎりで、どっかを動かせばどっかが引っ込むというこういう状態が果たしていいのか。あと数人ぐらいは増やしてもよくないですか。庁内の皆さんの意見はどうなってるんですか、ご庁内の皆様。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ八峰町の状況を考えますと、正職員が今103名。その会計年度任用職員っていうのはそれ以上にあります。そこの部分をどういうふうにして調整して適正な規模にしていくかっていう部分が今の大きな課題です。で、そういう部分の課題をクリアしないで正職員を増やしていくっていう部分は、将来的に町の人口減少が急激に進んでいきますので、例えば高校卒業した人は42年間、定年退職まで、大学卒業した人は38年間雇わなきゃいけませんので、そういう部分もにらみながらバランス図っていかなきゃいけない問題だと思います。非常に難しい問題です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 正職員以上に会計年度任用職員がいるという話でしたが、すると、足すと200人以上いるということですよ。これでも間に合っていないんですか。使い方が間違ってるんじゃないですか。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 教育委員会も含めての話なので、八峰町の場合、教育現場自体、教育部分が非常に手厚い体制でやっていますので、まあその部分の影響もあります。町長部局の方もそれぞれに会計年度任用職員いますけれども、そこの部分について期末手当も出るような形でなっていますので、正職員並みの仕事っていつてるんですが、その部分がなかなか正職員並みの仕事できていないという部分が今の現状です。その部分は何とか正職員並みの形で難しい仕事であってもやってもらえるような、そういうことを考えていかなければいけないと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○副町長（日沼一之君） すいません、もう一つ補足。

○議長（門脇直樹君） 失礼。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの奈良議員のご質問に対して、町長答弁いたしましたけども、もう一つだけつけ加えさせていただきます。

避難所運営に関しては、先ほど保健師も入る、そしてまた社会福祉協議会の方とも協力体制でやっております。今回もそういたしました。

あと、職員の動員ですけども、まちづくり、今現在確かに職員3名、特任官1人、4名でやっています。そのほか、これは災害の規模に応じて、その人数だけでやってるんじゃないです。実は下水道、建設、農林とかもしょっちゅう出てるんです。動員っていうのがありまして、災対本部、これは保育園の保母さん除けばほぼ全員です。そして次に災害警戒部、次に強いやつね、これで大体、各課役割があって52名出ます。そして一番弱いやつ、連絡部っていうやつですね、これが28名。こういう体制の中で、その災害形態、規模を予想しながら体制を組むと、こういうことです。ですから決して、防災まちづくり室だけではないです。もちろん我々も加わってみんなやりますので、そこだけに負担というのはないです。でも、主体的に動いてもらうのはそのとおりです。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 防災まちづくり室だけで対応しているのではないということはいくぶん分かりました。分かりましたけども、やはり幹部クラスというんですかね核となるメンバーには是非女性をこれからは入れてほしいんですよ。施策を考える上でも、男性には気がつかない点もあると思いますし、今後の課題としてはそれは是非検討していただきたいと思います。

続いて次の質問。ヤフーと災害の協定を締結したというのは、すいません、私ちょっと分かりませんでした。簡単に説明をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。内山まちづくり防災室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 質問にお答えいたします。

ヤフーと防災協定を結びまして、防災の防災速報というヤフーから発信されているこちらの情報に、八峰町の避難所とかいろいろなのを情報提供していきたいということで考えております。

○議長（門脇直樹君） これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。3時より再開いたします。

午後 2時55分 休 憩

午後 3時01分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、若者生活支援について考えを伺います。

高過ぎる国保税について、全国知事会は、協会けんぽ並みにするためにも1兆円の公費負担増を政府に要望しています。国の均等割は、自治体から少子化対策に逆行していると指摘があります。均等割廃止・削減をしている自治体が増えてきたことから、22年度から乳幼児の均等割を半額免除し、自治体に交付することになりました。

当町では、国保税が高くて払えず、資格証明書が14世帯20人に発行されています。その中に18歳未満の世帯がいます。子育て世代の国保税の軽減のために、赤ちゃんから高校生まで含まれる均等割を廃止する考えはないでしょうか。

当町では、18歳未満の子育て世代が51あります。交付された分を補充すると、町の持ち出しはそんなにかからないのではないのでしょうか。町長の考えをお聞かせ願います。

2項目めは、社会に出る若者支援へ就職支度金の援助を考えないかということです。

当町から町内や市内に就職が決まって喜んでいる若者は、八峰町の希望の星ではないのでしょうか。しかし、地元に住みついたはいいいけども就職支度金があまりにも多くかかり、これで良かったのかと話す人もいます。長く住み続いで、ひいては伴侶を見つけて地元で子育てができれば、町にとっては貴重な宝となります。就職支度金に係る一部または貸付制度も考えられるのではないのでしょうか。若者支援の考えをお聞かせください。

2点目は、ジェンダー平等の町について伺います。

ジェンダー平等社会とは、あらゆる面で真の男女平等を求めるとともに、さらに進んで、男性も女性も多様な性をもつ人々も差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力で存分に発揮できる社会になることだと思っております。社会人口の男女比率のあるがままの状況が他方面にわたって社会的な部署を占める、それが世界的な流れですが、日本は特に遅れています。

そこで2項目について伺います。

女性が町政においてどれだけ審議会や各委員会に意見を述べ、政策に関わる機会があ



るでしょうか。当町は女性が3割を占めていない委員会などの組織はどのくらいあるでしょうか。当町で3割を占めるよう指導する考えはないでしょうか。

次に、ジェンダーの観点から、弱い立場にある人の差別をなくして全ての人が尊厳されなければならないという立場から、障がい者雇用について質問します。

障がいのある人が働きたいという希望があれば、よりよい方法をもって考えるべきです。国は地方自治体に2.6%の雇用が必要とされています。障がい者の雇用は並々ならぬ覚悟が必要になると思います。精神の方は思春期に症状が現れ、対人関係が苦手です。教育機関である程度の教育を受けてきた方もおります。それぞれの障がいに見合った働きやすい環境を整え、サポート体制が必要になります。障がい雇用に対策の取り組みについて考えを伺います。

3点目は、災害に強い町について伺います。

3月11日は東日本大震災から10年を迎えました。被災地、陸前高田市へ4回救援物資を届けるボランティアを行いました。4回とも地元の人が案内して、いろんな話を伺うことができました。セメントの運搬船の作業員は、津波の時は裏山に逃げる訓練を頻繁に行っていたので全員助かりましたが、中心市街地は避難訓練をしていなかったのが全部流されてしまったという言葉が印象的でした。

1983年5月26日、八峰町は日本海中部地震に遭っています。あの時の恐ろしさも忘れることができません。身をもって経験したからこそ、地震の後は津波が来ることを次の世代に受け継がなければなりません。八森地域の既存の避難路を見て回りました。岩館地区はすばらしく整備されています。この避難路を使えるのかどうかと思われる箇所が何箇所もありました。最も危険なのが浜田から本館の避難路です。若い人しか利用できないのではないのでしょうか。田んぼのあぜ道と、眼下は川で転落しかねません。地域と避難対策も明文化して、避難訓練の掛け声だけではなく、膝を交えて一人一人が納得できるように避難路へ逃げる避難訓練を定着できるまで指導が必要ではないかと思います。八峰町は災害に強い町だと言われるような、きめ細かい避難訓練のあり方を示してください。

以上です。よろしく申し上げます。

(「見上さん、質問一つ忘れてる」と呼ぶ者あり)

(「一つ抜けてた。レッドゾーン」と呼ぶ者あり)

(「最後のどご一つ抜けてた」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） もう一回します。はい、どうぞどうぞ。

○7番（見上政子さん） どうもすいません。

○議長（門脇直樹君） ③。

○7番（見上政子さん） ③、災害の強いまちづくりのところで、（1）の災害マップに示された避難路は安全かということは先ほど述べました。

で、避難訓練は自治会の枠を超えて、それでイベントではなく、真に一人一人が大切にされる避難路へ誘導してほしいということを先ほど述べました。

それで、災害に応じたレッドゾーン、これが示されましたけれども、地域ごとに特別な対策が必要になってくると思います。その災害災害に合わせた避難訓練とか説明会をどのように支援して行われるのか、この点について伺います。

すいません、ありがとうございました。すいません、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局も忘れないように答弁してください。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員のご質問にお答えします。

まず、「若者生活支援」に関するご質問にお答えします。

このたび、国は少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、小学校入学前のお子さんの均等割の半分を負担することを決め、関係法案を今国会に提出しました。実施予定は令和4年度からです。

八峰町における国民健康保険税の算定は、税負担能力に応じて賦課される所得割と資産割、また受益に応じて等しく賦課される均等割と平等割の区分で構成されております。いわゆる4方式です。

国保税については、国民健康保険法及び地方税法の規定により、市町村が4方式、3方式、2方式のいずれかを選択し、条例で定めることになっております。3方式というのは4方式から資産割を除いたものであり、また、2方式はさらに平等割を除いたものとなります。

したがって、いずれの方式であっても法律的に所得割と均等割は必須であり、均等割を廃止することはできないこととなっております。

次に、「就職資金援助制度」についてお答えします。

「地元から通勤して就職する場合、多大な就職支度金が必要になる」については、一般的には、自宅から通勤する人よりも、県外就職される人の方が引っ越し費用やアパー

ト代などがあり、高額になるものと思います。

また、能代山本管内の求人倍率は3.1倍で、全国平均や秋田県内平均と比べ大変高い倍率となっており、能代山本管内の労働者不足が顕著となっています。若者の地元就職は地域経済の維持や活性化に繋がることから、地元企業の雇用促進等の取り組みは重要であると認識しております。

町では、4年前から、就職・就労時の資格取得への支援を行っており、仕事に役立つ資格や免許を取得する際の経費の一部を助成しています。年々申請件数が増えており、対象年齢や対象資格などを拡充しながら取り組んでいますが、実際に、高校を卒業された方が、この制度を利用して免許を取得して地元企業等に就職された実績もありますので、今後も継続してまいります。

また、18歳から29歳までの若者層を応援する「若者世代生活支援プレミアム50商品券交付事業」も引き続き実施してまいります。この事業は、町内指定店で使用できる商品券最大3万円分を2万円で購入できるもので、プレミアム率が50%と大変お得な内容となっております。是非、通勤時のマイカーの燃料代をはじめ、就職時の必需品購入にも役立てていただければと思います。新年度からは、当該対象者と同居されているご家族も利用できるよう改正し、より一層の利用拡大が図られるよう努めてまいります。

見上議員ご提案の「就職資金援助制度」については、個人が就職を考える時に、地元を選択するか、それとも県外を選択するかは、就職時の一時金的な現金給付の有無ではなく、ご本人の将来設計や人生設計において、自分のやりたい仕事であるか、就きたい仕事先であるか、また、賃金や給料面がどうかで決定するのではないかと考えられますので、町としての「就職資金援助制度」の創設は必要ないものと考えます。

いずれにしましても、就職先として地元を選んでもらえるようにすることは大切であり、国や県の雇用労働行政機関との連携のもと、企業見学会や合同就職面談会など地元就職を促す情報提供や学校側と企業側との情報交換など通じた就職相談等の充実を図っていくことが重要であると思います。

続いて、2問目のご質問にお答えいたします。

はじめに、男女共同参画に関するご質問にお答えします。

令和2年度において、町議会、町長部局及び教育長部局における、町が報酬等をお支払いした各種の委員会や審議会等の組織は41組織であり、その委員等の総数は延べ人数で864名、うち女性は171名で、参加割合は19.8%であります。

町の様々な施策の検討段階において、女性の視点に立った意見を取り入れることは大変重要と考えており、平成29年3月に策定した「八峰町男女共同参画基本計画」において、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を基本目標の一つに位置づけております。

この基本目標に基づき、町から委員等を委嘱する際には、女性にも委嘱するよう努めておりますが、「適任者」がなかなか見つからないことや、お願いした女性からはおしなべてお引き受けいただけない場合が多く、結果として参加割合は低くとどまっているのが現状であります。「適任者」と思われる女性は、総じてプライベートも多忙な方が多いことや、専業主婦であっても、家庭において女性の家事や育児を担う割合が依然として多いことから、時間の自由が少ないことなどが影響しているのではないかと考えております。

見上議員のご提案である「女性の参加割合3割達成」は、実現すれば大変すばらしいことではありますが、現在、女性委員の方々からは、それぞれの分野において女性の視点に立った意見をいただいております、施策への反映もある程度はできていると考えておりますので、「3割」という数値目標を掲げ、性急に女性委員の人数を増やす取り組みまでは必要がないのではないかと考えております。

町といたしましては、各種組織への女性参加割合の向上を目指しながら、引き続き女性の行政への参画を促してまいります。

次に、障がい者雇用対策についてお答えいたします。

障害者雇用促進法に基づき、国及び地方公共団体には、法で定めた「障がい者雇用率」の達成が義務づけられており、本年3月1日から2.6%と定められております。

町の「障がい者雇用率」は、平成30年1月に職員1名が退職してゼロ人となって以降、新規採用者がいないままとなっており、未達成の状況が続いております。

町では、平成30年度と令和元年度で、新規採用職員の募集の際に「障がい者枠」を設けて募集を行いましたが、いずれも応募者がありませんでした。

このため、今年度においては、障がい者雇用に関する職場の環境整備に必要な事項について、次年度の就職活動が開始される夏頃に、能代支援学校へ情報収集のための協議をお願いする計画でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の「第2波」の時期と重なった影響により、学校への訪問ができない状況となったため、やむなく中止いたしました。その後、ハローワーク能代から、能代山本地域の障がい者の求職状況

について、「事務」より「軽作業」の希望が多いとの情報提供をいただきました。

町長部局において法定雇用率から算出した必要人数は2名となりますので、令和3年度において、軽作業を職務とする「会計年度任用職員」として採用することを計画しており、現在募集を行っております。

なお、教育長部局では、法定雇用率から算出した必要人数は1名であり、1名が在籍しておりますので達成されております。

いずれにいたしましても、「障がい者雇用率」の達成は法に定められた町の義務でありますので、早期の達成に努めてまいります。

次に、「災害に強いまちづくり」についてお答えします。

はじめに、「災害マップに示された避難路は安全か」についてお答えします。

町には、安全な場所に避難するための避難路が33あり、避難路を表示する黄色い「ひなん路」看板が41カ所に設置されています。

これらの避難路については、損傷していないかどうかなど、職員による点検を行っております。また、避難路の草刈りについても、現在、自治会の協力で行っている所もありますが、来年度から、町がシルバー人材センターへ依頼し、年2回春と秋に実施することとしています。

避難路は、有事の際に地域住民が安全な場所に避難するための重要な道路ですので、平常時から点検と維持管理を行い、安全な避難誘導に努めてまいります。

次に、「一人一人安全に避難できる対策を」についてお答えします。

町では毎年、自治会単位で場所を変え住民にも参加していただきながら、津波警報や大雨特別警報が発令され災害発生の危険が高まり、避難勧告・避難指示が発令されたことなどを前提とした、地震・津波、火災、土砂災害等を想定した実践的な避難訓練を行っております。

災害から住民の命を守り、住民が安全に避難できるようにするには、一人一人が安全に避難できる訓練が大切であると認識しております。

町としては、地域住民が協力し災害に備える活動をしている「自主防災組織」が組織されている自治会と合同で避難訓練を実施できないか検討してまいります。

訓練では、今年度作成した「防災ハザードマップ」を利用し、自分が住んでいる場所にどんな危険があるのか、あらかじめ把握した上で、どこが安全な場所かをしっかりとチェックし、実際に避難路を歩いて避難する地域住民参加型の訓練を考えております。

併せて、防災士による自治会等への出前講座を実施するとともに、来年度から「自主防災組織活動補助金」の活用を促しながら「自主防災組織」の拡大にも努めてまいります。

次に、「レッドゾーンへの支援」についてお答えします。

土砂災害特別計画区域、いわゆるレッドゾーンは、土石流などにより建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域で、住宅や宅地分譲などの開発行為については知事の許可が必要となる区域であります。

この区域に住んでいる方々については、日頃からこのたび全戸配付する「防災ハザードマップ」を確認し、普段生活している地域にどんな危険があるかを認識していただき、災害発生時にどこへ避難するかをあらかじめ決めておくことが大切であると考えます。

町といたしましては、今後、災害が発生する恐れがある場合や発生した場合については、住民への迅速な避難情報の周知に努めてまいります。

いずれにいたしましても、複雑・多様化する様々な災害から住民の生命・財産を守ることは町としての重要な責務であり、今後とも住民の安全・安心を第一に、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありますか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず、1問目の若者支援について再質問を行います。

町長は、均等割は廃止はできないっていうふうなお話でしたけれども、私が言ってるのは、子育て支援の立場から、若者が子どもを育てる上で少しでも負担軽減ができないかという、こういう観点から町長に聞いてるんですけども、国保会計は法定外繰入、国の方で規制が厳しくなってますけれども、子育て支援の立場から、法定外はまあ赤字解消のためにはやってはいけないということが載ってると思います。しかし、今、子どもが1人、2人、3人といった場合、まあ本当に3万円、4万いくらの国保料が減免になる、軽くなるわけですよ。ですから、その負担を軽くする意味でも行えないかということと、それから資格証明書を、保険証を持ってない世帯の中には、18歳未満の世帯もいるということが調べで分かりました。これはやはり今の町長が一生懸命言ってる若者支援、応援するというこの立場に逆行するのではないですか。この国保税負担軽減について、もう一度お願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 若者支援については、私が掲げてる政策の一つなんですけど、この赤ちゃんから高校生までの均等割を廃止する考えはないかというふうなご質問です

ので、この部分については、4方式、3方式、2方式ともに均等割が入ってますので、そういう部分から廃止することは法定上できないというふうな回答をいたしました。まあ若者支援の部分について、国もその廃止するんじゃなくて、均等割を半分を補助するというふうなそういう形の制度設計になってるんだと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国保税の中には、支援があるという、分担されてるというのも分かります。しかし、まあ今、廃止と言いましたけれども、これを少し負担軽減をしてやるとか、これがやっぱり大変だということを認識した自治体の方からは、国保の均等割の軽減策とか廃止してる所も自治体の中にはそれを含めてあるんですよ。ですから、できないということは答弁は予想してましたけれども、この辺も是非考慮にいただいて、国保税が払えなくて窓口負担が100%になってしまうというこういう若者ができないようにするべきではないかと思いますが、資格証明書を発行してるこの18歳未満のこういう世帯があるということについて、町長はどのようにお考えですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 18歳未満の所は答えてくれる。

私の方から、国保財政の部分について少しお話しておきたいと思います。

国保財政、非常に緊迫した大変厳しい状況になってます。それは国保に入る方々の数が減少しているからです。で、その減少している部分をずっとそのままにしておいて、一度全県の中で一番低い税率になっています。そういう部分が影響して非常に厳しい。来年度どうしようかっていう部分で、国保の委員の皆さんには大変厳しい判断をお願いせざるを得ないというふうなそういう状況になってますので、この部分をまた軽減するような形の措置をすると、どっかにまたしわ寄せが行くというふうなそういう状況でありますので、その辺の国保財政が非常に厳しいという部分の現状をご理解願いたいと思います。

18歳未満の部分については、どっち答える。じゃあ、今井課長。

○議長（門脇直樹君） 今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 18歳未満の資格者証のお話ですけども、質問ですけども、18歳未満、高校生未満の資格者証の発行はありません。短期の保険証は発行してはありますが、10割負担の資格者証はありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 短期ももう資格証明書の予備軍ですので、危機的な状態の中で毎日生活してると思います。いつ資格証明書が発行されるか、本当に危機としてると思います。私の方からはこれをいくら言っても答弁は変わらないと思いますので、私の考えだけ述べて、2項目めに入ります。

今、町長の答弁聞いてて、まあ地元就職するのはその人の何というか、職業の選び方だからってというようなことで、そんなに宝であるとか貴重なこれから未来に繋がる若者であるとかっていうことは、あんまり力強く発言されなかったなと思います。

やはりこの人たちを地元、まあ何人でもないんですよ。何人でもないの、その何人でもない人たちに、よく地元に残ってくれたと、まあ高校終わって、私の知る限りでは高校終わってですけども、大学終わったり短大終わったりはちょっと私把握してないんですけども、その人たちがとにかく良かったんですけども車を買うのに140万円から130万円、これ中古なんですけれども、そのぐらいかかると。で、免許にはもうそれぞれ30万円ずつかかっていると。それでリクルートスーツを買わなくちゃいけないようなこういう職場では、5万円の一番安いスーツを買ったということで、本当に有り金みんなはたいて、親戚中から金集めて、まあ有り金はたいて就職をさせるというこういう現状に対して、やはり町としても何らかのその施策を講じてくれないものかなど。先ほど町長は免許が補助なつてると言いましたけれども、私聞いた範囲では、委員会の中で聞いた範囲では、車の免許は対象にならなくて、車以外のいろんな資格は、農業とか、それからユニボとかいろんなのがと思うんですけど、それは対象になるけども、車の免許は対象にならないということなので、その点について、車の免許、最初取るに当たって何らかの補助をするとか、それからできれば貸付金制度を設けるとか、そういうふうな若者支援を考えないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 資格取得の部分の対象メニューの部分については担当課長に答えてもらいますが、若者が地元に残っていただく部分についての考え方を少しお話ししたいと思います。

私自身は、こういう情報化時代です。都会の情報がテレビ、インターネット等で常に手に入る状況の中で、地元縛り付けておくっていうのは一般的に難しいことだなと。そういう意味で、車買ってやるがら残れとかそういう話になるんだろうと思いますが、その部分まで行政はやっぱり支援するっていうのは難しいことかなと思います。



1回出ていってもやっぱり修業して都会の中で生活をして、そうやって戻ってきてもらえるようなそういうまちづくり、そういう町になればいいなというふうな形で思っています。一度出た方が、むしろいろんな世界を見て回れますので、そういう意味ではそちらの方の選択肢もありかなというふうな形で思っています。

免許の部分は、私ちょっとあれだ。

○議長（門脇直樹君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 見上議員の資格取得の補助金に関してご説明いたします。

委員会等でご説明したとおり、資格に役立つ部分についてはずっと続けているんですけども、普通自動車免許については対象外としているということになっております。

先ほどの町長の答弁にありますのは、準中型自動車免許という仕事にも使える部分の所を対象にしているといったところでございます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） それはね、今の現状の中で生活が大変だという、東京に行くのも大変だというこういう世帯もいるわけですよ。全てがね能力があって、それで東京に行っているいろんなものを得てくるというだけじゃなくて、生活上どうしてもやっぱり地元で働かなければ、家族のためにもというそういう世帯もいるわけなんですよ。ですから、それは都会に出てったり、家から出ていけばそれはもう一番にこしたことはないんですけども、そういう人たちもいるということで、その人たちに対して温かく就職おめでとうという感じで迎えられないかなということですよ。

まあ町長が免許も入ってますと、車の免許もと言われましたので、町長もこの車の免許を是非取り入れてほしいなと思いたしますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 予算の、先ほどの私ちょっと免許イコール車の免許というふうな形で間違いましたので、そこは訂正したいと思います。

基本的に、そのいわゆる若者を応援するっていう部分の基本姿勢はあるんですけども、予算組む時にも感じたんですけど、やっぱりかなり財政的に厳しい、そういう部分があります。今回特に一番厳しく感じたのは、建物の除却が何億も、それこそ10億円以上も残っているんですよ。で、そこの部分については今回盛り込めませんでした。そこは計画を作ってやるんですが、まあそういう状況の中であれもこれもっていう部分の

感じはなかなか難しいので、限られた財源を有効に活用するっていう部分の中では、こういう車を、残るために車を買ってあげる部分に支援するところまでは、こういう部分はやっぱり優先度はちょっと低くなって感じています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ですね、車を買うのに支援とかということではなくて、まあ車のこれもおかかります。免許もおかかります。全てを合わせると非常にお金がかかりますということをととのえの例を出したんですけれども、人数も大した人数じゃないんですよ。ですからそういう人たちのために支援の手を差し伸べないかということで質問しましたけれども、考え方が分かりました。若者支援については以上です。

2点目に入ります。ジェンダーの町と障がい者のことについて伺います。

やはり全体的に19.8%ということで、女性が委員会とか審議会とかそういうところに占める割合が非常に少ないなと思います。その中に、一番直結して町の方に意見が言えるのは行政協力員の委員会、行政協力員会議というのかしら、それが一番手っ取り早いと思うんですが、まあそれは自治会長ですので、なかなか自治会長を選んでもらう、女性を選んでもらう、立候補するということも少ないと思います。まあそれと男性だけで占めているのはまだまだあると思うんですけれども、行政協力員会議、そして沢目財産区もそうですけれども、一番重要な意見を取り入れて女性の目線も中に入れて政策をしていくという、こういうところに町としてもここには女性をもっと入れてほしいとか、町の方から女性の自治会長も是非選んでほしいとか、そういうふうなこうメッセージを出すわけにはいかないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 平成10年前後、9年か10年あたりだったと思いますが、厚生労働白書で非常にショッキングな見出しの厚生労働白書ありました。「男性は仕事、女性は家庭」というそういう役割の部分から、いつの時代か、「男性は仕事、女性は仕事と家庭」というふうなそういう形の見出しがありました。まあそういう部分が少子化の部分の一番の弊害になっているというふうなそういう話を記憶あります。そこの部分の男女共同参画というふうな形の部分は、その少子化対策とも非常に大事なことだと思います。

ここの部分について、ただ残念ながら八峰町も含めて、ほかの町村の中でもあれですけども、自治会長、町内会長に女性の人がない。それから、PTA会長に女性の人

がない。そういうふうなそういう形の中でこう取り組んできてます。私も社協にいた時に、組織の会長選ぶ時に女性の方をと思ってもいたんですが、副会長まではいいけど会長はちょっとというふうな形のそういう女性の方々もおります。で、実際にここの書かれてる部分の中で女性が会長なってる所もありますけれども、まあ実態としてそういう状況ですので、変えていきたい思いはあるんですけども、なかなか相手のある話でもあるし、それとやっぱり地域風土の部分でまだそこまで、少なくとも高齢の方々についてはまだそういう形までなっていないのが現状だと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 現状は正にそのとおりです。なかなかこの現状を破れないというのが今の日本の状況であります。これがもしですね女性の自治会長が2人、3人と増えたり、それから沢目財産区にも一緒に自治会ですから入ることになるんですが、これを、こういうことをするとやっぱりいろんな面で変わってくるっていうことはこれは確かなことだと思います。是非ですね、まあ自治会から選ばれるので難しいんですけども、町からのやっぱり是非、町も率先してですね3割を占めるような、各委員会に3割を占めるような働きかけをする。そしてこれを呼びかけるっていうことを是非やってほしいと思います。答弁はあといいです。

それで、障がいの方ですけども、ハローワークと提携して、ハローワークから紹介されてくるような仕組みになってますけれども、本当に受け入れるっていうことは大変なことだと思うんです。ただそこに障がい者を入れればいいというものではなくて、誰かサポートをつけないければならなかったり、それからいろんな面でそれを受け入れる覚悟というものがあると思うんですけども、障がい者を受け入れるに当たって町は今のようことを考えてますか。どういう仕事で、どういうふうな、例えば環境を整えてあげるといふふうなことはどういうふうなことを考えてますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 障がい者の雇用については、法律で定められてる義務でありますので、2.6%達成しなければいけないというふうに思ってます。平成30年度、平成31年度、障がい者枠というふうな形の中で、これほかの市町村やってないんですけど、そういう形の部分で募集しましたがけれども応募者がなかったです。それで、次のステップとして、まあ能代支援学校の方と相談しようと思ったけどもコロナで行けませんでしたので、今は令和3年度、まあ来年度ですね、ハローワークの部分では事務よりも作業の、

軽作業の方が障がい者にはニーズがあるというふうなお話を受けたので、その分野の会計年度任用職員として採用できないかという部分を今募集中であります。

基本的に、いろんなサポートも、車椅子の方であればトイレがどういうふうな状況なってるか、いろんな部分があると思いますけれども、今現在は軽作業とかそういう部分の中で障がい者を雇用できないか、そういう部分の募集をしているところであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 1人任用という形のですけれども、ただやっぱり普通の人とはちょっとやっぱり時間的な問題とか、まあそれはどういうふうな障がいなるかちょっとあれですけれども、精神障がい者でも短時間でもいいから、2時間、3時間でもいいから社会参加をして、それで最低賃金でも3時間でも収入なれるようなそういう収入が欲しいという声もあるんですよ。そのためにはやはり対人関係が非常に苦手ですので、何か個室を設けてもらって何か仕事があるんだったら仕事を与えるとか、それに見合った仕事を与えてだんだん社会性をならしていくとか、そういうふうな育てるっていうふうな立場の考え方はないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ただいま短時間雇用などの道もあるんじゃないかという趣旨のご質問でありましたけれども、そのようなニーズがある方であれば、そのような方、雇用することはやぶさかではありませんが、この法定雇用率、短時間勤務のものは対象に除かれることになっておりますので、そのような方でない方を現在募集中ということでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 法定の2.6%については達しないけれども、もしそういう応募があればやぶさかではないということであれば、そこから出発してもいいと思うんです。そういう仕事をしたいという、そして何か単純な仕事でもできるようであったらそれを仕事として与えて収入をやって、まあ社会の参加にするというそういうことでもいいと思いますので、その点は考慮に入れていただきたいなと思います。これは希望ですので、これで2問目の質問は終わります。

3問目に入ります。いいですか。

○議長（門脇直樹君） どうぞ。

○7番（見上政子さん） 3問目に入ります。災害に強い町ということで、まあいろいろ

ありますけれども、後半で言われた、やっぱり避難路を歩く訓練、これが非常に大事なことだと思います。避難路を実際に逃げるところ、避難するところを実際に高齢者から若い人も一緒になって、これを一齐にやるということは難しいので、時間的にその家族の人が何人か、防災士がいるので、そういう人たちと一緒に歩けるようなそういう日常的な訓練、これが非常に私は大事だと思っております。実際にどこに逃げてどうするのかって、その道を歩いてみて、高齢者が車こう押してでも歩けるような避難路なのか、海岸沿いに住んでる人たちはよちゃよちゃ歩いててもどのくらい時間かかるのかとか、そういうところを全部ですねさらけ出して、それで防災士とともにこの計画を詳しく立てていく、こういうことが大事だと思います。

それと本館のところはまず言いましたけれども、避難場所、避難路のそれぞれ人気のない所では、私たち委員会で以前北海道の奥尻の方に視察に行ったんですけれども、奥尻で災害を受けて間もないところで、もう国から県からもう莫大な金を使って施設がなされておりました。それでですね、避難路に太陽光発電の電灯みたいなそういうふうな所もあったりしたんです。で、避難路はもうね、しょっちゅうそれこそ歩いたり地固めしてないと、もう草ぼうぼうになってしまいますので、しょっちゅう歩いてるかどうかというのはその避難路見ればすぐ分かるんですが、太陽光パネルでねそこを日常照らすとか、そういうふうなことも考えられるのではないかと思います。そういうことについて、避難路が本当に安全かということで、安全というふうにして言えますか。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 見上議員のご質問にお答えします。

訓練については、確かにイベント的にね大きくやる訓練もあるんですが、町一齐にやる訓練も含めて大切なのは、やはりその自治会や地域単位の方々がそれぞれ実際逃げれるか、避難できるかどうかだと思っております。やはりハザードもいろんな計画もありますけれども、結果的にそれを生かして使えて実際自分の命を守れるか、これが大切なことです。ですから、最終的にはそういう要配慮者といいますか、高齢者でも子どもでも様々な障がいのある方々が実際そういう所を歩いて避難できるか、こういう訓練は非常に大切です。

5月26日、日本海中部地震のね県民防災の日、これは津波避難訓練、これに津波にハザードである危ない危険なね所を予想される区域は訓練に参加して自主的にやっていた

だいてることになっています。ただ、やはりこういう個別のところまでは、実際手が伸びてません。先般の新聞の記事でもね、秋田県では秋田市、能代市、羽後町、八郎潟、この4カ所だけです。これも当町の課題であります。

それからあと、これの訓練を実施していくには、やはり自主防災組織、これをしっかり作る必要があります。現在、旧八森地区で5カ所、峰浜地区で1カ所、計6カ所あります。結成率が15.4%ぐらいです。県内でも非常に少ないところですよ。ですから今、防災士、昨年4名養成して役場内にも2人おられますけれども、そういう方々を中心に、また自治会に組織していただいて、今年はまちづくり室の方で中浜の方へお願いしようかなとかって言っていますけれども、最終的には39の自治会全部に組織していただくということを目指して進めてまいりたいと思います。

あとそのルートが安全かというのは、今そのような地域ごとに歩いてしっかり自分方で対応できる分が一番大切なところですよけれども、町としても点検はしています。今回9月16日と18日かけて33路線をやっています。その時に、あと草刈りが必要だなという所が小入川2カ所、椿1カ所、計3カ所ございました。これはその週の24日、全部実施しております。

で、見上議員おっしゃった本館に抜ける浜田のルートですね、これは実は浜田自治会は3カ所が避難ルートになっています。1つは国道で泊の方上がっていくルート。もう1カ所は本館の方へ上がるね、あのローソンの所ですね。そして今言った中央が浜田の農道入ってます。軽トラックちょうどやっとならぬ。決して安全とは言えないんですけども、まあ歩いては十分な道路ですよ。これは平成26年、平成27年の一般質問の中でも遭ったようですよけれども、浜田自治会からの要望で町でその2カ年で1,300万円ほどかけて工事しています。階段、だいぶ急ですよ。実際、車椅子とか行けないですよ。でも、あの地域自治会の要望でやってるんですよ。そしてまた、その維持管理は地域自治会で基本的にやると。ただそうはいっても最近やっぱり高齢化でできてないところもございまして、町としてもできるだけ草刈り等維持管理に努めて、今後も点検も含めて機能できるようにやってまいりたいと思いますので、どうぞご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まあね、浜田の方ももう逃げる所がなくて、もうやむを得ず自分たちで管理するから造ろうということで作ったと思うんですけども、やはりそれに任せるのではなくて、再度点検して危ない所は危ない、で、川に落ちないように何か造

るとか、それから明かりを電灯を造るとか、そういう対策が非常に大事だと思います。

1点、ちょっと一つだけ。湯っこランドで災害遭った時はどういうふうに対処しますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 湯っこランドの直近にひとつ避難路、ちょうどそうですね、あそこはハタハタ館の少し南側に出る道路、大熊工務店ですか、あそこにかかる道路が通っています。あれを確保しています。あとは、坂の上でハタハタ館の北側へ抜けるか、南側に行くかっていうことなんですけども、やはり防災無線もそばに柱ありますので、そういう周知はしっかりしながら対応していくしかないんじゃないかと、こう考えております。

それから、さっきひとつ落としましたけども、避難路へ明かりの件ですね。あれはやっぱりこれからの検討課題として考えております。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。4時より再開したいと思います。

午後 3時55分 休 憩

.....  
午後 4時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

4番議員の一般質問を許します。4番 腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 議席番号4番、腰山良悦です。

通告に従いまして、危険な空家対策について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

高齢化や核家族化、少子化などにより、地域の防災、治安に支障を来し、危険な空家が年々増えております。町では、安全・安心なまちづくり事業の中で空家対策があります。

そこで次の点について伺いたいと思います。

1点目であります。つい最近調査されたと思いますが、その後の実態はどうなっておりますか、伺います。

2点目、その結果に基づく対策計画はどのようになっていますか。

3点目、行政代執行についての基本的な当局の考えを伺います。

4点目、除却以外に応急処置の支援も必要と考えるが、以上の4点について、以上の点について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 腰山議員のご質問にお答えします。

1点目の「空家調査後の実態について」であります。極端な高齢化の進行などにより空家等が全国的に増加し、防災・安全、衛生、環境、景観などの面から地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすなど、大きな社会問題となっております。

町では、空家等の状況を正確に把握するため、昨年度、町内全域を対象に実態調査を行いました。その結果、空家等と思われる住宅や小屋などは、八森地区で308棟、峰浜地区で208棟の合計516棟となっております。

また、空家等と判定された516棟のうち、倒壊等の恐れがあり現況のままでは利用できない「Dランク」の空家等は30棟あり、24棟が八森地区、6棟が峰浜地区となっております。

また、「Dランク」の予備軍となる「Cランク」の空家等も53棟あり、現状のままでは将来的に倒壊の恐れがある危険な空家等が増えることが予想されます。

次に、2点目の「対策計画について」のご質問にお答えします。

町では、今年度、弁護士や建築士など10名の委員で構成する「空家等対策協議会」を3回開催し、町が取り組む空家等対策の基本的な方向性や具体的な施策を示した「空家等対策計画」を策定いたしました。

本計画では、空家の「発生抑制」、「老朽化した空家の自主的な除却」、「管理不全な空家への対策」など、建物の各段階における対策の方針と施策の体系を定め、早い段階からの活用方法の検討や利活用が困難で老朽化した危険な空家等の除却など、適正な空家の管理及び活用に関する施策を取りまとめました。

今後、この計画に基づき、危険な空家等が適正に管理されるよう取り組んでまいります。

次に、3点目の「行政代執行についての考え方」についてお答えします。

空家等の管理は、所有者等の責任であり、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において適切な管理を行うことが大前提ではありますが、経済的、体力的な面などから十分な管理ができない空家等が増えているのも事実であります。



昨年の調査で倒壊の恐れがある危険な空家等は、町内に30棟あることが分かりました。このうち2棟については、除却事業補助金を利用して解体が行われました。

また、周辺住民と地元自治会から強風等によりトタンが飛来し危険な状態となっていると相談がありました2軒の空家については、所有者を調査し、相続された相続人へ「建物の管理改善依頼書」と空家等除却事業補助金のパンフレットを郵送し、適正な管理をお願いいたしました。その後、所有者からまだ連絡が来ておりませんが、再度、改善依頼書を郵送して管理をお願いしてまいりたいと考えています。

そのほかの危険な空家等については、すぐに倒壊する状態ではありませんが、今後、そのまま放置すれば、倒壊して周囲に危害を及ぼす恐れがある状態となった空家等については、所有者と面会し直接話をして適正な管理をお願いしてまいります。

さらに、危険が押し迫り、何回要望しても回答がなく、改善されない場合は、助言・指導、勧告、命令を経て、最終的には「代執行」となり、撤去した費用を所有者へ請求することとなります。

しかしながら、安易に「代執行」まで進めると、空家等の管理は所有者等が行うという大前提が崩れてしまいますし、最終的に撤去費用を徴収できないことも想定されますので、慎重に対応していく必要があると考えています。

4点目の「除却以外の応急措置に対する支援について」のご質問にお答えします。

昨年度の実態調査により、管理に特段問題がなく現況利用可能な「Aランク」の空家等は275棟あり、小規模な修繕で利用可能な「Bランク」の空家等は149棟あります。

このように利活用できる物件について、所有者から相談が寄せられた場合は、町の「空家情報室」に登録をして賃貸・売却などのマッチングを行う制度を紹介し、また、定住・移住を検討している方については、「定住促進用空家活用事業」などの支援事業を紹介して、空家等の利活用を進めてまいります。

また、暴風雪警報が発令され、強風などによりトタンなどが剥がれ危険な状態となっていると周辺住民から問い合わせが寄せられた空家等については、所有者に状況を伝え、補修をお願いしております。しかし、県外に住所がある場合や一人暮らし高齢者で施設等に入居されている場合については、すぐに対応できないため、所有者から補修することの承諾をいただいた場合は、八峰消防署の協力を得ながら、板材による応急仮補修を行っております。

○議長（門脇直樹君） 4番議員、再質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 今、町長より調査後の実態というのを今伺いました。数字的にはやはり結構あるようですね。それでですね、この中でAランクとかいいますか、危険な倒壊の恐れのある建物は30軒くらいですか、あるという答弁でした。それでですね、その中で特にまた緊急性を要するといえますか、例えば往来の多い道路沿いであったり、それから道路沿いで車や歩行者の安全に影響を及ぼす、そういうことで早急に対応しなければならないと思われてるそういう物件といえますか、それはまた何軒くらいありますか伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） Dランクの空家、30棟あります。そのうち特に危険と思われる2棟については、既に補助金を使って解体してます。で、もう2棟、まあいわゆる30のうち4つは何とかしなければいけないなというふうな形の中でなってるんですが、その2棟の部分については、所有者に今こういう状況ですよっていう写真を送ったりして、こういう制度もありますよっていう形で送っているところです。まだお二人ともお返事が来てないので、この後もそういう取り組みをしております。その以外の26棟については、今のところは倒壊の恐れがないというふうなそういう状況で、ただ管理は黙っておけばすぐ倒壊の恐れとかそういう危険な状態になるという部分がありますので、その部分についての対応も必要かと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） いずれにせよ、倒壊までの恐れがないとしてもですね、やはり管理が不十分で部分的に屋根とか壁とかそういう補修してやらなければいけないと、やってもらわなければいけないというようなそういう建物も各地域にあるように私は思っております。

それでですね、そういう所有者に対して、まあいろいろと働きかけてこれから、今もやっているとします。またこれからもやっていくと思えますけれども、それがなかなか時間が経っても目に見えないような感じするわけなんです。除却までするのはなかなか大変。いろんな問題がありまして大変だと思いますけれども、やはり部分的な補修とかそういうことに対しては、もう少し積極的にですね、いろいろとこう経済的な面で所有者も大変だと思います。そういう点で何とかすぐやればいんですけども、経済面でやればいんですけども、やはりそういう所有者に対してはもう少し町が積極的に、利活用ばかり考えてるのじゃなくて、危険を取り払うといえますか、そういう意味でも

うちちょっとやっぱり積極的な働きかけが必要だと思います。働きかけていきますか、助成といいますか、そういうことを考える必要があるのではないかと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 腰山議員まさしく今おっしゃったとおりでありまして、まあ基本的には空家等を管理するのは所有者であります、アンケートをとった部分では、やっぱり費用の問題、これが、あとは自分が体力的に年いってできなくなったとかという、まあそういう部分があります。で、町の方では空家等の除却のための部分で2分の1の補助率で50万円を上限とするそういう事業をやっています。それからブロック塀も、それから危険の樹木もあります。その部分については、今実績についてかなり、1,500万円ほどの予算が全てなくなるくらいの実績になっておりますので、その部分についての実績は今、私持ち合わせていませんが、担当室長にお話しさせて、ものすごく利用されております。

○議長（門脇直樹君） 内山まちづくり防災室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 私の方からお答えいたします。

八峰町の安全・安心のまちづくり推進事業ということで26年からまず実施しておりますが、今年度まで93件、令和元年度が22件、令和2年度が23件です。そのほか、ブロック塀については令和元年度から実施しておりまして、12件、11件、トータルで23件。危険な樹木は令和元年度から18件、23件の41件でございます。全て合わせると157件の解体・除却等を進めております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） ただいま町で行われております解体補助ですね、そのことなんです、確かに結構件数は多いようです。結構利用されているということは、やはり住民の方々も恩恵を被ってるわけですが、50万円といたしますと、今1軒解体するに小さい家だと100万円くらい、大きければ150万円とかかかります。それでも結局余裕ある人、経済的な余裕がある人はやれるわけなんです。でも何ぼやりたくてもやれない人もまたいくらかおられるんです。やはり危険でなくとも余裕があつてその空家を必要としない、そういう人はまずその制度を利用してやっているとと思いますが、やはりやれない、経済的にやれないという人もおるわけなんです。やはり危険を回避するというのを考

えた場合ですね、それに対する何と申しますか、強制執行とまでいかななくても、ある程度いろいろと町で助成を考えてですねやってもいいのではないかなと、そのように感じておるわけなんですけど、町長いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 危険な空家と、それから危険な樹木、それから危険なブロック塀については、既に補助金制度を作っております。それで今2分の1で50万円というふうな形の中でやって、確かに100万円が終わるものもあるし、100万円以下のものもありますし、150万円ぐらいの、もう200万円のところもありますが、まあいずれその部分については、こう今の50万円の部分でやっていただく、これをむやみに増やすという形の中ではちょっと難しいかなって感じは思います。

それと、支援しすぎる部分については、これあくまでもやっぱり空家の管理っていうのはその所有者が行うというのが大原則でありますので、もしそういう部分で管理してくれない方が増えていってそれを町がこうやったりなんかすると、やっぱりその大原則が崩れてしまうので、そういうことは避けなきゃいけないと思います。黙ってればいつか町がやってくれるみたいなそういう部分は避けなければいけないというような形で思っています。そういう意味で代執行の部分については、慎重の上にも慎重に対応していかなければいけないなというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 町にですね全て費用もあれしてやってもらいたいと、やってもらえないかということではないんですよ。やはり地域の安心・安全を考えてですね、そしてやっぱり危険を回避するということが大前提に考えてやっていかなければ、ただ50万円出したからあとはあれだと、所有者のあれでやりなさいというあれだけでだばいけないと思うんですよ。あとは部分的に屋根が剥がれたり、外壁があれしたり、そういう住宅もあるわけですよ。やはりそういう面のその危険を排除するといえますか、回避するというんですか、それに対してやはり町はもうちょっとやっぱり真剣に取り組んでいかなければいけないのではないかと。何か事故が起きてからであればもちろん所有者も困りますけれども、それ以前に例えばそこを通行したり、車とかそういう人方に危害を及ぼした場合、その責任者はどこにあるのかとなれば、もちろん所有者ではありますけれども、やはり例えば道路のそばであれば道路を管理している町にもいくらかは責任はあると私は思います。その点もう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私は今の制度の部分の利用状況、内山室長話しましたけれども、今年1,500万円弱ですね、そういう部分についても大変好評な制度だと思っております。それと、危険な空家の部分について、地域住民、自治会等から連絡があれば、まあ例えば一人暮らしで施設に入るとか県外にいるとかというふうな形の部分であればすぐ対応できないわけですので、そういう部分については放っておかないで、その所有者の方と連絡をとって、して、こうこうこういうとこだから応急処置してもいいですかという部分を承諾をいただいた上で、八峰消防署の協力をいただきながら板材を、トタンであれば板打ってでやって飛ばないようにするとか、まあそういう応急処置をして支援しているところですので、まあ補助金の部分について今の部分は、ほかの市町村から見てもかなり手厚い内容となっていると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） これまでにあれですか、強制代執行、強制って、行政代執行された、町内にそういう対象の住宅ってありましたか。

○議長（門脇直樹君） 答弁しましたよ。

○4番（腰山良悦君） あれ、失礼。すいません、どうも。

いずれにせよ、やはりその所有者といろいろとこう助言・指導するにしても、やはり時間をかけてといいますか、根気よく話し合いしてですね、そして積極的な推進をされていただきたいと、このようにお願いして再質問を終わります。どうも。

○議長（門脇直樹君） 答弁は要りませんか。

○4番（腰山良悦君） はい。

○議長（門脇直樹君） これで4番議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、3月19日午前10時より開会し、議案審議等を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

---

午後 4時24分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 8番 菊 地 薫

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

令和3年3月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和3年3月19日（金曜日）

議事日程第3号

令和3年3月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 日程の追加について
  - 第3 議案第25号 令和3年度八峰町一般会計予算
  - 第4 議案第26号 令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
  - 第5 議案第27号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
  - 第6 議案第28号 令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
  - 第7 議案第29号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算
  - 第8 議案第30号 令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
  - 第9 議案第31号 令和3年度八峰町営診療所特別会計予算
  - 第10 議案第32号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算
  - 第11 議案第33号 令和3年度八峰町下水道事業会計予算
  - 第12 議案第34号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
  - 第13 議案第40号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の一部変更について
  - 第14 議案第41号 令和2年度八峰町一般会計補正予算（第9号）
  - 第15 発議第2号 「安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出について
  - 第16 発議第3号 「75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」意見書の提出について
  - 第17 発議第4号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を求める意見書」の提出について
  - 第18 発議第5号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書の提出について
  - 第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 町長発言

## 第20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

---

### 出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

---

### 欠席議員（0人）

---

### 説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 高杉 泰治
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 山本 節雄
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 工藤 善美
生涯学習課長 山本 望	学校給食センター所長 田村 高夫
あきた白神体験センター所長 山内 章	防災まちづくり室長 内山 直光
新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 石上 義久	

---

### 議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高	議会事務局庶務係長 船山 厚子
--------------	-----------------

---

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君、2番山本優人君の3名を指名します。



日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第40号及び議案第41号の追加提案につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもとに議会運営委員会を開催し、議長から諮問のあった議案第40号及び議案第41号の追加提案について協議いたしました。

その結果、議案第40号及び議案第41号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議案第40号及び議案第41号を本日の日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号及び議案第41号を本日の日程に追加し議題とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、3月4日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、日程第3、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算から日程第12、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより令和3年度八峰町一般会計予算及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入についての審査と結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。水木予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（水木壽保君） 3月4日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算から議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について、審査経過の概要とその結果につ

いてご報告いたします。

本案については、3月8日と9日の予算特別委員会分科会、3月12日、15日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算、議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第28号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第31号、令和3年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 日程第3、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本件について、5番須藤正人君、9番笠原吉範君の2名による修正案が提出されておりますので、本件と併せて議題とします。

修正案の説明を求めます。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 修正動議について説明をいたします。

議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び八峰町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を沿えて提出いたします。

令和3年3月17日

発議者 八峰町議会議員 須藤正人

〃 八峰町議会議員 笠原吉範

内容についてはタブレットに載っております。提出の2枚目、修正案、3枚目、説明書のとおりであります。

歳入歳出予算それぞれから中浜地区中心部整備事業関連予算2,000万円を削り、歳入歳出それぞれ59億5,000万円とするものです。

3月17日、一般質問を行いました。町長の答弁に対し納得できず、議会全員協議会等で更なる協議を行うべきと判断をし、提出したものであります。

以上であります。

○議長（門脇直樹君） 須藤議員、そこでちょっとお待ちください。

ただいまの修正案について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

席にお戻りください。

これより討論を行います。

事前に確認いたしますが、ここでの討論は先ほど提出された修正案と八峰町提出の議案第25号原案、両方の討論となります。そして討論終了後、修正案、原案の順で採決を行います。

それでは討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私は修正動議に反対の立場から討論いたします。

まず、これまでの経緯から申し上げます。

まず、昨年2月5日に町長は全協で本事業について提案し、その時、強い反対意見もあり一旦棚上げになりました。続く3月定例会の行政報告では子育て世帯の津波リスクに対する意識調査を実施するという意向を報告しました。そして9月の定例会の行政報告ではアンケート結果の中間報告をし、その時に「熟慮したい」という発言がありました。そして12月の定例会の行政報告でアンケート結果の最終報告がありました。この時に町長は「令和3年度の当初予算に提案する」という発言をしておられます。

その前に議会と意見交換すべきだったという意見はもっともではありますが、そうであるならば、本定例会の前に議会側からも積極的にその場を求めるべきだったのではないのでしょうか。それをしなかったという点では議会にも落ち度があり、町長だけを責められるものではないと思います。

また、若い大人の増やすためとはいえ、津波浸水区域である場所をあえて行政が宅地整備し、将来は土地を無償譲渡するのはあまりにも人命を軽視した無責任な姿勢であるという意見も理解はできますが、既に町内において津波浸水区域であるなしにかかわらず子育て世帯の住まいづくり支援などの施策が実施されており、中浜だけがなぜ駄目なのかという声の中浜の住民からあがっているのも事実であります。ほかの施策との整合性がとれず、論理矛盾が生ずることになります。

以上のことから、私は修正動議に反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私も修正動議について反対いたします。

町の財政、まあこれからのことを考えた場合ですね、まず一つは、町の遊休地の管理費の減額をして、その土地活用するにはですね遊休施設の譲渡貸付を進めるべきだというふうに考えます。それと、旧役場庁舎跡地はですね街中の中心地にあつて、銀行、保育園、小学校、病院、駅など、10分足らずの距離に時間でつける場所であつてですね、なおかつ一定の面積があつて数戸の宅地として分譲できるという最良の条件の土地だということでもあります。

それと私が議員になってからですがですね、中浜地区の住民から、あその土地をどうするのかということでも再三要望があつてですね、地区のにぎわいを取り戻すためにあそこは何だ、住宅としての分譲をしてもらいたいというふうな要望があつて、前の加藤町長の時にも私はあそこを分譲したらいいんじゃないかというふうな話をしております。

それとですね、まあ私個人の考えは、地域の活性化の方法は住民との付き合いがあることが非常に大切なんだということを常々思っております。で、若者世代が中浜地域に住みですね子どもらができれば、子どもの見守りや高齢者との交流ができるという、まあそういうふうない場所なんだと、そういうことが地域住民が心安らかに暮らしていける条件なんだろうと私は思っております。

あと、移住する住民、津波リスクを自己責任であるということ承知の上で移住・定住するわけですから、分譲地にしてそこに住んでもらうことには何ら問題はないというふうに思います。まあ特に観海地区はですね津波の到達区域になってはいますけども、私が思うにはですね、津波リスクの高いために環境として駄目だという認識ではなくてですね、津波のリスクはあるけれども避難路の整備や住宅の助け合いが強いと、そういうことから地域活動も活発で子育て環境として良い場所だという気持ちで宣伝するぐらいでないと、八峰町には移住・定住者が来ないというふうに思っております。

まあそういうふうな私の意見なわけですけども、八峰町そのものがかなりの面積、津波のリスクがあるわけで、若者の移住・定住には向かないというふうなことを言つてるようなものであります。そのような意見に私は与することができないということで、この修正動議には反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は一般会計そのものに反対の反対討論、動議関係なく……

○議長（門脇直樹君） 見上さん、修正案についての討論です。

（「いがあったす」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） いがあったか。

○7番（見上政子さん） 一緒って言われたので。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○7番（見上政子さん） いいですか。

会計予算の滞納繰越は、言っていていいですね、はい。会計予算の滞納繰越は、町民税、固定資産税など平成30年まで遡って見込んでいますが、実際は個人が払う滞納は10年前までのものを支払う仕組みになっています。滞納者の支払計画は直近から5年以降は不納欠損で処理しないと、いつまでたっても貧困から立ち上がりません。減免制度があること、町民税の申告が適切に行われているかどうか指導するべきです。

それと、チャレンジデーの予算が載っています。現知事が笹川財団と約束したのか、全市町村が一斉に行っているのは秋田県だけです。協賛を行っている財団からのスポンサーつきの地域競争を促すスポーツは、健全ではありません。

それとですね、若い世代、子育て応援のための国保税の均等割が世帯の頭数になっており、家族が多い人ほど高くなっています。子どもの人頭割だけでも減免すべきです。そのための予算を一般会計から法定繰り入れ、繰り出しすべきだと私は思います。子育て応援の立場から、これは可能だと思います。

全国の自治体が均等割の廃止や子育て支援援助のことで国も動きました。来年度から乳幼児半額免除になりました。当町は27億円の基金を取り崩して、子育て支援のために、18歳以下の同居世帯51世帯の国保税の世帯の負担軽減に努めるべきではないでしょうか。

若者就職支度金応援についての質問に、町内から出ることを勧める発言がありました。あえて地元就職を決めた高卒生に、インフラ整備の前にまず今困っている若者に手を差し伸べる。数人の若者が地元で働くことは人口増に繋がり、人口流出を抑えることに繋がります。人口減少の政策に真逆です。

以上のことから、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） 見上さん、失礼しました。

ほかに討論ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私は修正動議員に発議者の1人として討論したいと思います。

事業の内容そのものについては、各議員それぞれ賛否両論いろいろあると思いますが、

私は今回のこの行政報告の朗読をもって説明したとして予算を計上する、このやり方はどうしても許せません。議会軽視と言われても仕方のないやり方であります。今一度テーブルに戻して、議論をした上で再提案をするべきと考えます。この手法を許したら、これからも当局の思惑だけで事業が進んでいくこととなります。当局の反省を促すためにも、議員の皆様の賛同をお願いします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 私はこの修正動議に賛成をいたします。

このたびの一般質問において、それこそ二方の議員が時間いっぱい、当局と町長と議論を交わしました。それでもって全く相容れないそういう状況に終始したわけですが、今、中浜地域のその状況は、私は事業者の一人として、役場庁舎があそこから去った後には大変な思いをしているのがそれぞれの事業者でありました。そういう同じ事業者として非常に寂しさ、むなしさを思い、今後あの地域どうするんだろうかという思いで、それこそ今日に至りました。

私はこの事業がその説明された時に、津波の危険性はあるにしても、あ、いい事業だなと、これはやっとなそこにならかの一つの見通しというものをあげたなど、こう思いました。そういうことで、私はこの事業には賛成してるんです。そういう思いなんです。

ただ、今回のこの状況を見た時に、今笠原議員も言われましたが、どうもひとつ議会というものに対する姿勢が今一つ私納得いかない。そういう思いであります。議会からのアクションも足りなかったと、こう言われましようが、やはりこれは今それを修正して改めてまた補正でもできるわけですから、やはりそういう状況をとってほしい。私はその思いから修正動議には賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私は新年度予算案を賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思えます。

本当初予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応、あるいは町民の生命、生活、雇用、事業を守り抜くために必要最小限の予算でございます。これらの予算執行を行うに当たり、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた産業振興や定住・移住対策等、万遍なく配置をされており、おおむね良好な予算編成だというぐあいに理解をいたしております。

したがって、町民の生活をスムーズに移行させるためにも、本予算案は速やかに可決をし執行すべきと考え、賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 修正動議に賛成の立場で討論いたします。

当初から、中浜地域においては非常に地域活性化のためにはいい事業だなど、そういうふうに思っておりましたが、17日の笠原議員と須藤議員の質問の中においてですね、まあ無償譲渡、あるいは住宅新築した場合の200万円から100万円になった。あるいは、その100万円の分で、少なくなった分で土地が100万円を買ったような状況のようで、それはそれとしてまあ認めますが、やはり中浜地域の活性化は非常にいいわけです。若者も、今、山本議員もおっしゃったように本当に八森地域は住む所がないんだと、そういうことを加味しますとですね、多少危険な場所であってもそこがみんな求められるんだなところ、8割、9割ぐらいはやむを得ないんだなということは分かりますが、若者を増やす、そういう点からは非常にいいわけですが、もし、だとしたら、だとしたら、中浜地区だけでなく八峰町全体、例えば旧峰浜村の庁舎の跡でも、で、ここに住みたくないですかと、一緒に同じような条件のもとにですねアンケートをとっても、なぜ中浜地区だけに、今、分かりますよ、中浜地区が適所だということは分かりますが、もし人口とか増やす、若者を増やすという意味であったら、八峰町全体もっと場所がもっとあるんじゃないですかということを考えます。

それからやはり、今まで住み慣れたそこには何百人、何十人が住んでおると。そういう観点から、まあ新たに住んでもいいじゃないですかということも考えられるわけですが、あえて、危険な場所だということをあえてもう分かっているのにやはり町が誘導するというところに、どうもこうひっかかる。

そういう観点から、私は修正動議に賛成いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。

はじめに、須藤正人君、笠原吉範君提出の修正案について採決します。この採決は起立で行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

○町長（森田新一郎君） 議長。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

（「できないです」と呼ぶ者あり）

○町長（森田新一郎君） 発言できねえど。

○町長（森田新一郎君） できない。

○議長（門脇直樹君） うん。終わってがら。

次に、議案第25号、原案を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

（「えっ」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） すいません、もとい。戻ります。

次に、議案第25号、原案を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国民健康保険事業勘定特別会計に反対をいたします。

国保税を払いたくとも払えない世帯が資格証明書の発行で窓口負担100%支払う世帯は、14世帯20人あります。その予備軍となっている短期保険証の発行が30世帯46人です。資格証書と予備軍の短期証明書の狭間にいる18歳未満の子どもを抱えた子育て世帯があります。病院の行き渋りや、重篤になってしまい、後々の国保会計が逼迫することになります。資格証明書はやめるべきです。

以上のことから反対をいたします。



○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第27号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険事業特別会計に反対をいたします。

少ない年金から介護保険料が天引きされて大変だという声をよく聞きます。それと、介護施設に払う利用料がいかにも大変であるか例を挙げると、80過ぎの婦人は月5万920円の年金です。介護2で特養に入ることができません。毎月5日間、ショートステイをやって5万円弱かかります。デイサービスで4,500円かかります。これで年金の6割はもう介護利用料にいつてしまいます。そのほかに医療費がかかり、介護保険料がかかります。夫は6万6,000円奥さんよりも若干高いだけです。独身の息子は、わずかの収入を母親の介護利用料に払っています。爪を灯すように3人寄り添って暮らす、この人たちに町の利用料負担の軽減策がありません。施設入所を抱えてる世帯は、もっと大変だと思います。介護利用料の負担軽減策がないことに、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決され

ました。

日程第6、議案第28号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 後期高齢者医療制度に反対をいたします。

普通徴収税が1万5,000円未満の人に行われてますけれども、この1万5,000円未満の年金をもらってる人が228人います。支払いは家族負担になるのではないのでしょうか。家族の中でどんな思いで暮らしているか、心が痛みます。

この制度そのものに問題があります。国保にある医療費一部、入院したりした場合の医療費一部負担減免などはなく、受けるサービス、医療サービスも減っています。減免制度は使えず、会計報告も町民は知りません。基金2億2,000万円があることは分かりました。団塊の世代が後期高齢に入ると、2割負担が閣議決定されています。この制度が高齢者にとって安心して暮らせる制度になるまで、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第29号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 沢目財産区特別会計に反対をいたします。

沢目財産区は、1節の土地貸付収入の中に風力発電があります。八峰風力開発7基、267万7,587円、ウェンパル峰浜合同会社2基日本風力発電、峰浜風力発電、それぞれ1基ずつ合わせて330万円、合計597万7,587円の収入に対して、財産区にはその95%が交付されます。町には貸付売払収入など合わせて1,000万円の予備費が積み立てられています。

八峰風力開発は、松波苑に近距離600mです。同じく1km近くに住む人は、うちにい

て風車が回ると体調が悪く、ほとんど横になっています。地獄だと言ってます。能代に入ると頭がすっきりすると言われていています。沢目財産区管内の自治会の住民が納得して風力発電の建設を受けたとは思えません。このような実態を調べ、対策をとる必要があります。

今度計画している風車は巨大です。今度は松峰園側が600mの近距離です。小学校の近くに建つ4基は、それぞれ1kmから1.6kmの距離です。4基に囲まれてしまいます。カントリーエレベーター近くに建設されると、中学校は1.6kmです。この計画は、ほかの建設場所と違ってほとんどが沢目財産区が関わっています。危険な地域には土地を貸さないといえ、すぐ取りやめることができます。貸し付ける時は慎重に、よく調査して住民の納得を得ることが一番大事なことだと思いますが、それが見られませんので反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第9、議案第31号、令和3年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第10、議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第11、議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算、日程第12、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算から日程第12、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号から議案第34号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第40号、新町まちづくり計画(市町村建設計画)の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長(高杉泰治君) それでは、議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、新町まちづくり計画(市町村建設計画)の一部変更について。

新町まちづくり計画(市町村建設計画)の一部を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により効力を有する同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

令和3年3月19日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由でございます。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されたことに伴い、新たな公共施設整備や既存施設の除却等の財源として合併特例債の発行を可能とするため、この案を提出するものでございます。

次のページ、新旧対照表をご覧ください。

ページの左側が変更前で、右側が変更後となっております。

このたびの変更内容につきましては、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されたことに伴い、本町の計画につきましても計画期間を延長するなど時点修正を行うものであります。事業内容につきましても、環境衛生の整備や福祉体制の整備を変更しております。また、このたびの一部変更に合わせて、文言等も一部修正しております。

はじめに1ページですが、「八森町と峰浜村」となっていた文言を「旧八森町と旧峰浜村」へ、「2町村」となっていた文言を「旧2町村」へ修正しています。

なお、この2点の修正につきましては、これ以降の記載部分全て同様に修正しておりますので、これ以降の部分については説明を省略させていただきます。

続きまして、ページ中ほどの1 計画作成の方針の(3)計画の期間のところでは、「平成32年度までの概ね15年間」となっているところを「令和7年度までの概ね20年間」と時点修正しております。

2ページ目をお開きください。

中段ほどの2 合併の必要性の(2)人口の減少、少子・高齢化への対応のところでも、5年間の延長に伴い、年や年度表記のほか、人数や割合を時点修正しております。

3ページをお開きください。

上段の(2)住宅の利便性の向上のところでは、3行目「また」以降の文言を現在の状況に合わせて修正しております。

第2章新町の概況、1 位置・地勢等以降につきましては、「旧八森町」、「旧峰浜村」、「旧2町村」の修正です。

4ページをお開きください。

ここにつきましては、人口と世帯数、またそれぞれの内訳に平成27年のものを追記し、時点修正を行っているものであります。

5ページ目をお開きください。

②産業別人口の推移につきましては、2段落目の年度、文言を時点修正しております。また、表につきましても、平成27年のものを追記しております。

6ページをお開きください。

(2)将来人口の見通しにつきましては、1行目、2行目の文言を時点修正しております。表につきましては、令和7年の見通し分を追記しているほか、過年度分の数値が確定値ではなく前計画作成後の推計値のままとなっておりますので、併せて修正しております。

7ページをお開きください。

ページ中ほどの6 環境衛生の整備、3つ目の部分につきましては、能代山本広域市町村圏組合において、新たに建設されるごみ処理施設の町が負担する経費分に充当財源とする可能性を見据えて文言を修正しております。

8ページをお開きください。

上段の表のところにつきましては、先ほど7ページのところでもご説明しましたが、新たに建設されるごみ処理施設を見据えて、主要な事業に「環境衛生の整備」を、事業概要に「廃棄物処理施設等の整備」を追加しております。また、ページ中ほどの子ども・子育て支援の充実につきましては、子育て世代包括支援センターの設置に伴い文言を修正し、また、下の表の事業概要の欄も併せて修正しております。

9ページをお開きください。

1 歳入の(2)地方交付税のところでは、地方交付税の合併算定替えが令和2年度で終了しますので、文言の一部を削除しております。

2 歳出の(1)人件費のところでは、会計年度任用職員制度により賃金から報酬へ支出の節が変更となることに伴い、これまでの物件費から人件費へ性質が変更になりますので、文言を一部追加しております。

(3)公債費につきましては、年度を時点修正しております。

10ページをお開きください。

10ページから最終15ページまでにつきましては、歳入歳出の推移を表として記載しているものであります。時点の修正に伴い、歳入歳出それぞれに令和3年度から令和7年度分を追加しているものであります。12ページ、13ページに歳入分を、15ページに歳出分を追加記しております。

なお、過年度分につきましても、記載内容を精査した結果、100万円未満の端数処理のほか、一部数値を実績値に修正しております。

なお、県との協議を経て今回上程いたしましたものと、2月25日に議会全員協議会で説明したものとの変更点につきましては、タブレットに別資料として議案第40号説明資料を掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。何とぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) ちょっとこれを見てちょっと疑問になった点はですね、7ページの環境衛生の整備というところで、旧の方では表の上のところに「廃棄物の適正処理の促進のほか、大気や水質、土壌汚染などへの監視体制の強化を図り」ってあるんですけども、この変更後の方にはこの部分が抜けてますが、この一番大切なことではない

かと思うんですが、これを抜けた理由を教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

こちらの方でありますけれども、県の方との協議をいたしました結果、今回の計画の変更にあたりまして、このたびのこの変更前の「廃棄物の適正処理の促進のほか、大気や水質、土壌汚染などへの監視体制の強化」という部分のことでありまして、こちらの方、合併特例債を充当するような事業には当たらないのではないかとということになりまして、今回このように見直しを行っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時53分 休 憩

.....  
午前10時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第14、議案第41号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第9号）について。

令和2年度八峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。  
繰越明許費の追加につきましては、「第1表 繰越明許費補正」に記載しております。

令和3年3月19日提出

八峰町長 森 田 新一郎

なお、このたびの補正予算には、歳入歳出の増減はございません。

1 ページをお開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費の八峰町営診療所トイレ改修工事についてご説明いたします。

別に資料を用意してございますので、タブレットの議案第41号説明資料をお開きください。よろしいですか。じゃあ、説明いたします。

まず、この資料の上段に説明文、中段に当初計画のスケジュール、下の段の方に明許費繰越後のスケジュール案を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

令和2年12月議会におきまして、町営診療所のトイレ及び手洗い場の改修に伴う設計管理業務委託料40万円と工事請負費350万円の予算をご承認いただきました。速やかに設計管理業務委託を発注し、実施設計が1月29日に完了したことから、その後、指名審査会を開催し、能代山本管内の給排水設備の工種に当たる格付A級の8社にて指名競争入札を行ったところ、8社全てが技術者、現場代理人の確保が難しいとの理由から入札辞退届が提出されまして、入札の不成立となりました。

今後の対応について協議しました結果、年度末を控え、業者側の繁忙期と重なり技術者等の確保ができなかったことや、コロナ禍で機器の調達も困難であったことを踏まえまして、工事期間に余裕をもたせ、6月完成を目指すことといたしました。年度をまたぐことから明許繰越になるため、議会の議決が必要となったものでございます。

下の段の明許繰越後案のスケジュールの下に赤字で「入札不調2月25日」と記載しておりますけども、入札日が2月25日と、3月議会定例会の告示日2月26日の前日でありましたので、議案書の差し替えに要する時間的な余裕もありませんでしたので追加提案として上程し、ご審議いただくことといたしました。

本改修工事につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策でありますので、できるだけ早く完成させなければならないこともあり、年度をまたいだ事業実施が必要と判断し、明許繰越をお願いするものでございます。



なお、ご承認いただきました際には、速やかに再入札の手続きを行いたいと考えておりますので、何とぞよろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 何も事業に反対するとかではございません。技術者、現場代理人の確保が難しいというような理由で繰越明許をお願いしたいということですが、なぜ確保が難しかったのか教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 先ほど説明の中でも少し触れさせていただきましたけども、年度末工事ということで、やはり各業者とも工事が重なって人のやりくりがつかないという理由でございました。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私はまた、今回の風の災害や、あるいは雪の被害でいろいろ給湯器が壊れて修理屋さんの人手が大変不足してるというような話も聞いたりなんかしたもんですから、そういったたぐいの理由なのかなと思ったんですが、そうしますと、こういった工事につきましては、今後も年度末の発注はできないというようなことで理解してよろしいですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えします。

先ほどの説明の中で年度末というだけを特化してお話しましたが、先ほど皆川議員がおっしゃったように、当然、雪害、風害、今回の寒波、これも当然影響しているということですので、全部に全部そうだと限らないということですので、少しその辺は言葉足らずでした。当然それも影響してるということです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 再度質問しておきたいと思うんですが、やはりこういった緊急を伴う仕事でありましたらですね、やはりもうちょっと早めに手を打つということを考えてですね、年度末なれば忙しいということは重々承知してる部分じゃないかと思うんで、そこいら付近は工事の内容によってですね早め早めの対応をこの後やっていかない

と、こういうことが続いて起こるといふこともあるわけでありますので、十分留意しながら入札執行に当たっていただければというぐあいに注文をつけておきたいと思ひます。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○11番（皆川鉄也君） 要りません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私はですね、この400万円足らずの工事、これA級でなければならぬ。もう少し下のB級でも良かったのではないかなと思ひわけですよね。年度末なつて確かに皆川さんが言うようにいろいろ立て込むわけだ、年度末になると。そうすると大きい業者ほど仕事抱えてるわけで、それ以下のB級でもいいぐらいの金額でしょう、これ。まあC級まであるのかどうか分かりませんが。その辺はどうしてこうなつてしまつたのかと。もっとランク落とすべきではないのかなと思ひますが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

そう思ふのはごもっともです。ただ、審査会の中では、これまでも土木建築以外の場合は全部この金額に関わらずA級に発注と、これを前例として8社にいたしました。その後不調になつた後で、審査会ではやはりその辺も考慮すべきじゃないかと、500万円以下でも考慮すべきじゃないかと意見ありましたけども、今、同じ工種でございますので期間を改めてやれば大丈夫だろうといふことで、また同じA社にまずお願いするといふ計画でございます。

そしてまた、今皆川議員のご質問にありましたけども、年度末といふことも考慮すれば、そういう見通しの甘さといふのもこれは否めないところでありますので、今後の課題としてとらえさせていただきますと思ひます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 給排水業者A級ということですが、これ建設・建築業者、例えばD、C、その業者に指名替えをして入札することはできなかつたんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時09分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 今、須藤議員の方から建築業者ということでお話ありましたので、建築担当の石嶋が説明させていただきます。

まず、この工事につきましては配管等が伴いますので、水道、それから排水の設備工事の資格を持った者でないと施工できないということになります。そうしますと、そういう資格を持った技術者を抱えてる業者さんがやるという前提になります。例えば、建築業務の一式の中で大きな工事の中でそれを一部占める場合は建築業者ということになりますが、これの工事の全体の中の割合がほとんどこの配管等の工事でありますので、今回は配管設備の業者ということで選定いたしております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） さっきもちょっと聞きましたけども、それはA級でなければならぬ工事なのか、Bでも、まあCなのかDなのか分かりませんが、そのもうちょっと下でもいい、できる工事なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 山本議員の格付のお話ですけども、この管工事に関しては、県の登録はA登録しかございません。したがって、町でもA、B、Cとかという建築とか土木のような格付はしておりませんので、格付はA登録だけということになりますので、この業者へ発注したということでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあA級だけしかやれない工事だということでは理解していいんですか。実質的には、まあおそらく大したことねえ工事だと推測するんですけども、地元にはいっぱい水道業者がいるわけですよ。で、そのA級で資格がなければその工事はやれない工事なのかどうかということを知りたいわけですよ。要は、そのA級だけがその入札指名受けて工事をするチャンスが与えられるということではなくてですね、たかだか400万円程度の工事業であれば、その個人の水道業者もできるぐらいの仕事だと想像するわけですね。だとしたら、別にA級でなくても、そんな急ぐんだったら地元のそういう小さい水道屋さんでもいいと思うわけですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの町内業者でも良いのではというお話ですけども、今回の工事に関しましては補助事業でありまして、まあ額だけで見ますと400万円弱ですけども、それらに対する書類の整備、あるいは附帯する左官工事とかそういうのもございますので、トータルして考えた場合に町内の業者で施工は可能ですけれども、それらを加味して、この短期間でやれるかと考えた場合に、やはり厳しいであろうという判断のもとに今回はこういう業者を指定します。

ただし、町内業者でもこれまでもまあ金額の小さいものについては、その内容によっては発注しております。例えば、主に管そのものだけ、あるいは建築等合致しないような部分的な工事を単体に発注する場合は、これは町内の業者を優先して発注しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第2号、「安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、発議第3号、「75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) 私はこの発議に反対いたします。

これから高齢者がどんどん多くなる。団塊世代が75歳になってしまう。そして医療費が莫大かかっていくわけですが、その財源の裏付けがないままですね、いつまでも1割負担では医療費がもたないということがひとつ。

それと、同じ高齢者であってもですね、かなり所得の高い人がいるわけです。私の記憶によると、年金1人26万もらっている高齢者がいるわけですよ。現役世代と随分違う、悠々自適、そういうふうな高齢者、75歳以上、これも同じく1割、片や3割という状況ではですね、一律に2割負担にすることを反対するという事は私は抵抗があります。やはり所得の高い高齢者はそれなりに負担してもらおう。そういうふうなことでなければならぬと思いますので、この2割負担一律については反対します。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 私はこの意見書提出に賛成をいたします。

社会保障全般にわたって、消費税を上げるから社会保障に回すからということで、この消費税の値上げ10%になりました。しかしどうでしょうか。社会保障の切り下げがど

んどんどん少なくなってって、そして今、高齢者、団塊世代が、我々の年代がどつと増えるからということでそれで2割負担にするということは、これは私たち75歳世代になれば、戦後ですね大変な思いをしてこの団塊の世代は、すしづめ学級とかいろんな、そして経済に金の卵と言われてもてはやされて高度成長を進めてきた、この団塊の世代が今、年いって、それで多くなったからといってこれを引き上げる、これはやはり政府のやり方は非常におかしいと思います。確かに公務員で学校の先生とかやった人は高額の人もおりますけれども、それはほんの一部であって、ほとんど人はやはり低所得、秋田県の場合は特にそうです。その人たちがまた2割負担になるということは、これは地域格差とかありますけれども、今、私たちの身の回りでこれが起きたらやはり生活は大変になると思いますので反対です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私もこの2割負担には賛成をする立場でございます。

私も団塊の世代であります。間もなくやってまいります、後期高齢者。高齢者にとって安心して医療を受けられる一つの社会保障制度であります。何も無理矢理に2割に上げようとしてるわけではないと思います。やはり医療費が嵩んで財政がもたないと、安心して高齢者の皆さんから医療、治療を受けてもらうためには、裏付けなる財政がしっかりしておらなきゃならないということであります。したがって、負担能力に応じた負担をいただくというのは当然であります。安心して病院にかかれるように、私は2割の中止というのは無理があるということで反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、発議第4号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を求める意見書」の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第18、発議第5号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定によ

り、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

森田町長が発言を求めています。皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） まずもって、今定例会に提案いたしました全ての議案について原案のとおり可決していただきまして、本当にありがとうございました。

ただ、一般会計予算の中の中浜地区中心部の整備事業につきましては、私に一番責任があるわけでありましてけれども、町当局としての議会への説明に丁寧さが欠けていたというご指摘を多々いただきました。大変重く受け止めながら、この後につきましては私自身も含めて町当局として猛省をしながら、今後議会への説明を丁寧にしていくことを心がけてまいりますので、本当によろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（門脇直樹君） 森田町長、修正案がね否決されたとはいえ、やはり6対5という拮抗した結果をやはり重く受け止め、これからの町政運営に当たっていただきたいと思っています。

日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。



会議を閉じます。

これをもって令和3年3月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午前11時27分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

同 署名議員 2番 山 本 優 人